

# 令和元年度第1回みきっ子未来応援協議会 次第

日時： 令和元年8月27日（火）  
午後7時 から

場所： 市役所 大会議室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 会長あいさつ

## 4 委員紹介

## 5 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について【資料1】

(2) 第二期子ども・子育て支援事業計画について【資料2】

①第二期三木市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書

②第二期三木市子ども・子育て支援計画素案

(3) 部会における協議テーマについて【資料3】

(4) 幼保一体化計画について【資料4】

## 6 その他（平成31年度新規拡充事業）

①産婦健診事業【資料5-①】

②定期予防接種の再接種費助成【資料5-②】

③子ども家庭総合支援拠点設置【資料5-③】

④障がい児タイムケア対象児童拡大【資料5-④】

⑤「こども発達支援センターにじいる」専門職配置の充実【資料5-⑤】

⑥学校へタブレット導入【資料5-⑥】

⑦学校園へ防犯カメラ設置【資料5-⑦】

## 7 閉会

## 三木市子ども・子育て支援事業計画 進捗状況

## 1 幼児期の教育・保育を受ける子どもの人数の見込みと受入施設の確保の状況

## (1) 1号認定

満3歳以上で、保育の必要性がない認定区分です。

## 【実施か所(平成30年度)】

19 か所	幼稚園・認定こども園
-------	------------

## 【計画数値及び実績】

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	179	151	36	366
② 施設の受入れ実績	173	148	18	338
③ ②-①	△6	△4	△18	△28

## (2) 2号認定

満3歳以上で、保育の必要性がある認定区分です。

## 【実施か所(平成30年度)】

16 か所	保育所・認定こども園
-------	------------

## 【計画数値及び実績】

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	613	515	125	1,253
② 施設の受入れ実績	695	468	113	1,276
③ ②-①	82	△47	△12	23

### (3) 3号認定

満3歳未満で、保育の必要性がある認定区分です。

#### 【実施か所(平成30年度)】

23 か所	保育所・認定こども園・小規模保育施設等
-------	---------------------

#### 【計画数値及び実績】

##### ① 0歳

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	81	59	18	158
② 施設の受入れ実績	90	62	15	167
③ ②-①	9	3	△3	9

##### ② 1～2歳

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	338	251	73	662
② 施設の受入れ実績	322	223	50	595
③ ②-①	△16	△28	△23	△67

#### 【実施状況】

園区により状況は多少異なるが、1号認定、2号認定及び3号認定の受入人数は計画内で推移している。しかし、計画以上に申込数が増加しており、保育士確保等の要因から、入園待ちが発生している。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（平成30年度）

### （1）利用者支援事業

子育て支援コーディネーターを公共施設に配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施しています。

#### 【計画数値及び実績】

	か所数
① 計画数値	2
② 実績	2
③ ②-①	0

#### 【実施状況】

教育・保育課に子育て支援コーディネーター1名を配置するとともに、総合保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置して実施しました。

### （2）地域子育て支援拠点事業

児童、保護者及び保育者等が相互の交流・研修を行う場所を提供するとともに教育・保育の専門員を配置し、子どもや子育てについての学習、相談、情報の提供、助言その他のサポートを行なっています。

#### 【実施か所（平成30年度）】

2 か所	児童センター、吉川児童館
------	--------------

#### 【計画数値及び実績】

	実施か所数	延べ利用人数(延べ人数/年)
① 計画数値	2	24,750
② 実績	2	32,577
③ ②-①	0	7,827

#### 【実施状況】

遊びをとおして乳幼児の健やかな成長を促すことができた。また、子育て親子の居場所を提供し、保護者の育児相談を受けることで、子育ての不安や孤立感の解消を図ることができた。

### (3) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査としてかかった費用の14回分までを助成しています。

#### 【計画数値及び実績】

	実人数/年	実施回数/年
① 計画数値	716	5,657
② 実績	699	5,487
③ ②-①	△17	△170

※2か年に渡る場合があるため、(4)乳児全戸訪問事業の実人数より多くなっている。

#### 【実施状況】

母子健康手帳の交付とともに、すべての対象者に実施を行う体制を継続し、母子共に安全安心な出産をめざしました。

### (4) 乳児全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な対応を行っています。

#### 【計画数値及び実績】

	利用実人数/年
① 計画数値	439
② 実績	428
③ ②-①	△11

#### 【実施状況】

保健師・助産師など専門職による訪問体制を維持し、子育てに不慣れな保護者の不安を和らげました。特に支援が必要と認められる状態の早期発見につなげました。

### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援しています。

#### 【計画数値及び実績】

	訪問者数	利用実人数/年
① 計画数値	13	15
② 実績	16	19
③ ②-①	3	4

#### 【実施状況】

保健師、保育士、家事援助ホームヘルパー（三木市社会福祉協議会等に委託）等が居宅を訪問し、育児や家事の援助や相談を行い、支援しました。

### (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、一時的に養育、保護しています。

#### 【実施か所（平成30年度）】

14 か所	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設に委託
-------	------------------------

#### 【計画数値及び実績】

	延べ利用人数/年
① 計画数値	41
② 実績	75
③ ②-①	34

#### 【実施状況】

児童養護施設等の指定施設において、対象となる児童を一定期間養育、保護しています。

(7) 育児ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者とを会員として、相互援助活動により子育ての支援を行っています。

【実施か所(平成30年度)】

1か所	三木市社会福祉協議会へ委託
-----	---------------

【計画数値及び実績】

	延べ利用人数/年
① 計画数値	760
② 実績	1,505
③ ②-①	745

【実施状況】

依頼会員（子育ての援助を受けたい人）、協力会員（子育ての援助を行いたい人）、両方会員（依頼会員と協力会員の両方を兼ねる人）の会員間で相互に援助を活動することで実施しました。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、小規模保育施設等において、一時的に預かりを行います。

【実施か所(平成30年度)】

12か所	認定こども園、小規模保育施設等
------	-----------------

【計画数値及び実績】

○認定こども園における在園児を対象とした一時預かり

	実施か所数	延べ利用人数/年
① 計画数値	14	209
うち1号認定による一時預かり	14	209
うち2号認定による一時預かり	0	0
② 実績	12	1,210
③ ②-①	△2	1,001

【実施状況】

平成30年度の利用は認定こども園11か所、小規模保育施設等1カ所で利用がありましたが、平成31年度以降、事業対応の保育士の設置ができれば、認定こども園12か所、小規模保育施設等1カ所で対応は可能になります。

○認定こども園在園児以外の一時預かり（緊急一時）

	実施か所数	延べ利用人数/年
① 計画数値	14	3,343
② 実績	7	573
③ ②-①	△7	△2,770

【実施状況】

平成30年度の利用は認定こども園7か所で利用がありました。事業対応の保育士の設置ができれば、認定こども園12か所で対応は可能になります。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園、小規模保育施設等において、既定の利用時間以外に保育を実施します。

【実施か所(平成30年度)】

21か所	保育所、認定こども園、小規模保育施設等
------	---------------------

【計画数値及び実施状況】

	実利用人数/年
① 計画数値	364
② 実績	868
③ ②-①	504

【実施状況】

平成30年度は保育所2か所、認定こども園14か所、小規模保育施設等5カ所で利用がありました。平成31年度も同様に対応していきます。



#### (10) 病児・病後児保育事業

病児中及び病気回復期のために、家庭や集団で保育できない児童を対象に、一時預かりを行います。

##### 【実施か所(平成30年度)】

1 か所	病児対応型
------	-------

##### 【計画数値及び実績】

	実施か所	定員	延べ利用人数/年
① 計画数値	1	4	391
② 実績	1	4	438
③ ②-①	0	0	47

##### 【実施状況】

小児科医師に委託し、病児対応型の施設で対応しました。

#### (11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

##### 【実施か所(平成30年度)】

13 か所	市内の小学校区を対象に13事業所。
-------	-------------------

##### 【計画数値及び実施状況】

	低学年 1～3年生 (実人数/年)	高学年 4～6年生 (実人数/年)
① 計画数値	580	108
② 実績	586	102
③ ②-①	6	△6

##### 【実施状況】

全ての小学校区での入所希望の児童を受け入れ、適正な運営を行いました。

**三木市**

**子ども・子育て支援事業に関する**

**ニーズ調査結果報告書**

**令和元年8月**

**三木市**

# 目 次

---

I. 調査の概要.....	1
1 調査の概要.....	2
II. 調査結果.....	3
1 子どもとご家族の状況について.....	4
2 子どもの育ちをめぐる環境について.....	8
3 保護者の就労状況について.....	10
4 平日の定期的な認定こども園・幼稚園・保育所等の 利用状況について（就学前保護者）.....	12
5 土曜・休日や長期の休みの認定こども園・幼稚園・ 保育所等の利用希望について（就学前保護者）.....	18
6 一時預かり等の不定期の利用について.....	21
7 子どもの病気の際の対応について.....	25
8 児童センター・吉川児童館について.....	29
9 小学校就学後の放課後の過ごし方について.....	33
10 ファミリーサポートセンターの利用について（小学生保護者）.....	42
11 学校教育について（小学生保護者）.....	44
12 仕事と子育ての両立支援制度について（就学前保護者）.....	45
13 子育てについて悩んでいることについて.....	50
14 三木市の子育て環境全般について.....	52
15 自由記述回答.....	56
III. 調査結果から見える本市の現状.....	63

## I. 調査の概要

---

# 1 調査の概要

## (1) 調査の目的

第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、三木市民の子育ての状況や、幼児教育・保育、地域の子育て支援の利用希望などを把握し、計画策定の基礎資料とすることで、よりよい子育て施策の推進につなげていくことを目的として実施しました。

## (2) 調査対象

三木市に居住する就学前児童の保護者（全数）と小学生児童の保護者 1,000 人（無作為抽出）

## (3) 調査の方法と回収状況

郵送による調査票の配布・回収を行いました。調査期間は平成 31 年 1 月 25 日～2 月 15 日です。回収状況は以下の通りです。

### ■配布数・回収数・回収率

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	2,425	1,322	54.5%
小学生児童保護者	1,000	480	48.0%

## (4) 報告書の表記について

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式の質問であっても、表記のパーセント値の合計が 100.0 ちょうどにならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表のいずれにおいても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、集計対象者の総数に対する、選択肢ごとの回答者数の割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難だったものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文・図表中の設問の選択肢は簡略化した表記にしている場合があります。

## Ⅱ. 調査結果

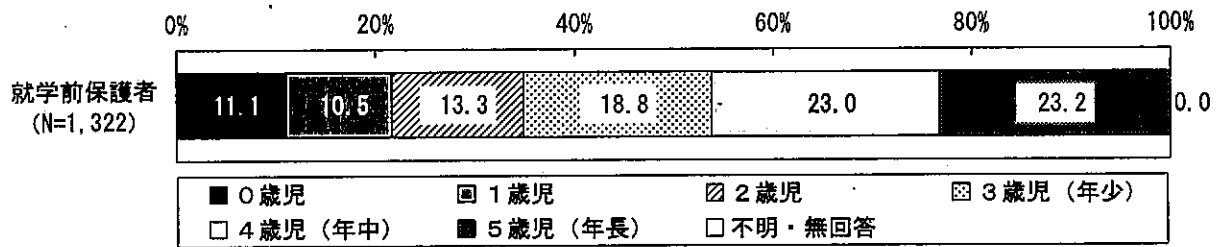
---

(就学前児童保護者調査・小学生児童保護者調査)

# 1 子どもとご家族の状況について

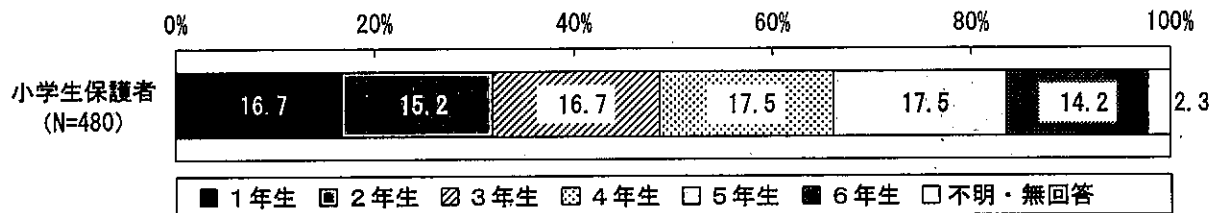
## (1) 対象の子どもの年齢〔就学前…問1〕

就学前保護者調査については、調査対象となった就学前児童の年齢は、「5歳児」が23.2%で最も多く、次いで「4歳児」が23.0%となっています。



## (2) 対象の子どもの学年〔小学生…問1〕

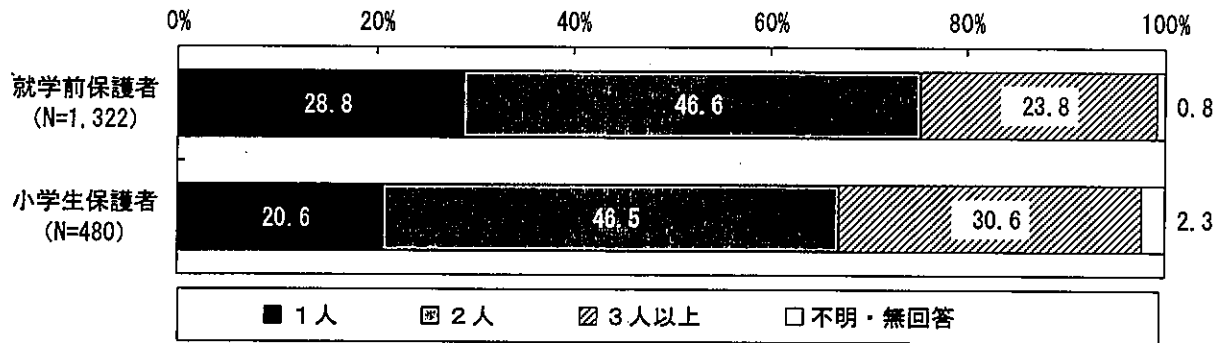
小学生保護者調査については、子どもの学年はいずれもほぼ同数となっていますが、「6年生」が14.2%でやや少なくなっています。



### (3) 子どもの人数 (平成30年4月1日現在)

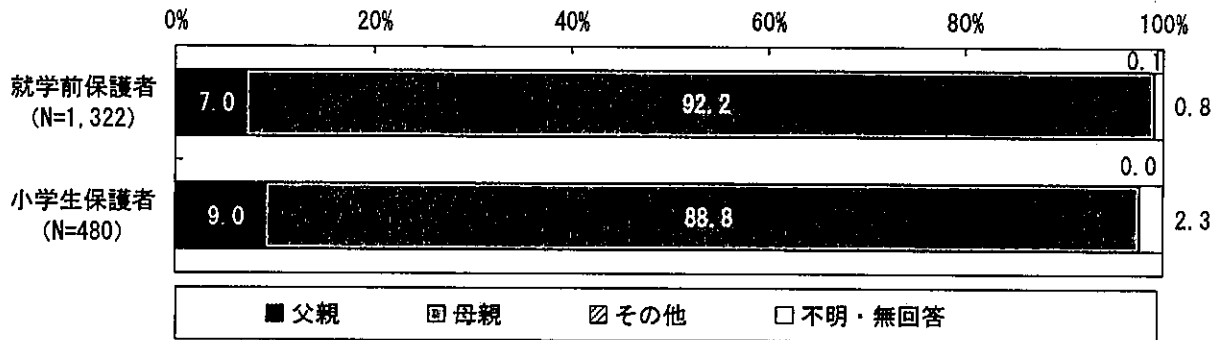
[就学前・小学生…問2]

子どもの人数についてみると、「2人」が就学前で46.6%、小学生では46.5%で最も多くなっています。小学生の方が子どもの人数がやや多い傾向です。



### (4) 調査票の回答者 [就学前・小学生…問3]

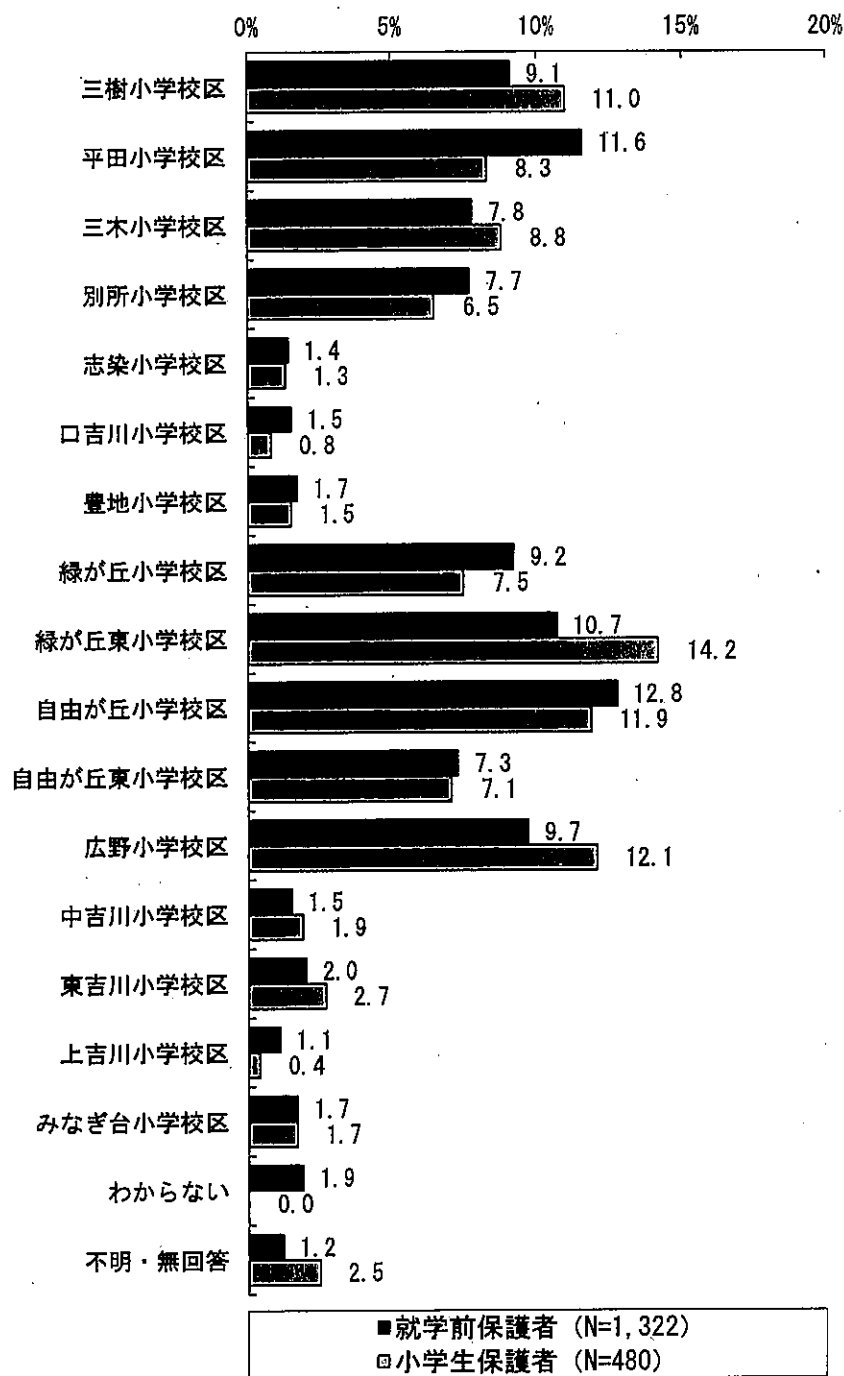
調査票の回答者は、「母親」が9割前後となっています。





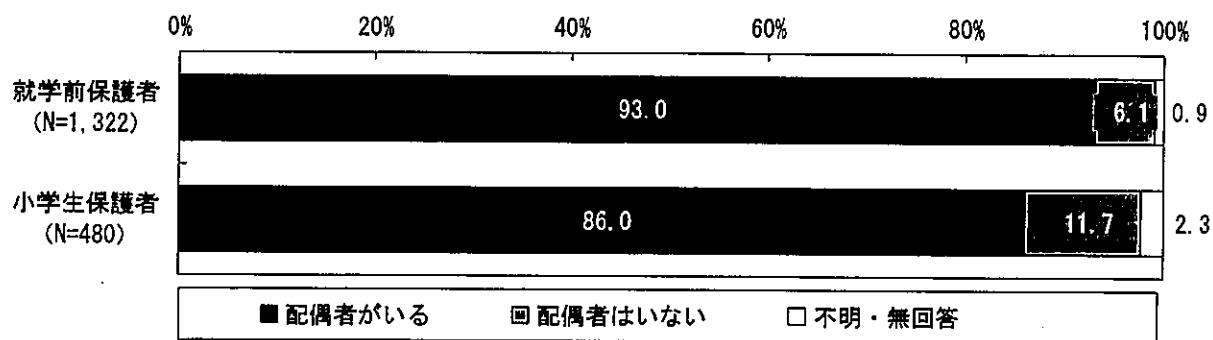
**(5) お住まいの小学校区**〔就学前・小学生…問4〕

居住する小学校区についてみると、就学前では「自由が丘小学校区」が12.8%、小学生では「緑が丘東小学校区」が14.2%で最も多くなっています。



(6) 調査票の回答者の配偶関係の有無〔就学前・小学生…問5〕

「配偶者はいない」という回答は、就学前で6.1%、小学生で11.7%となっています。

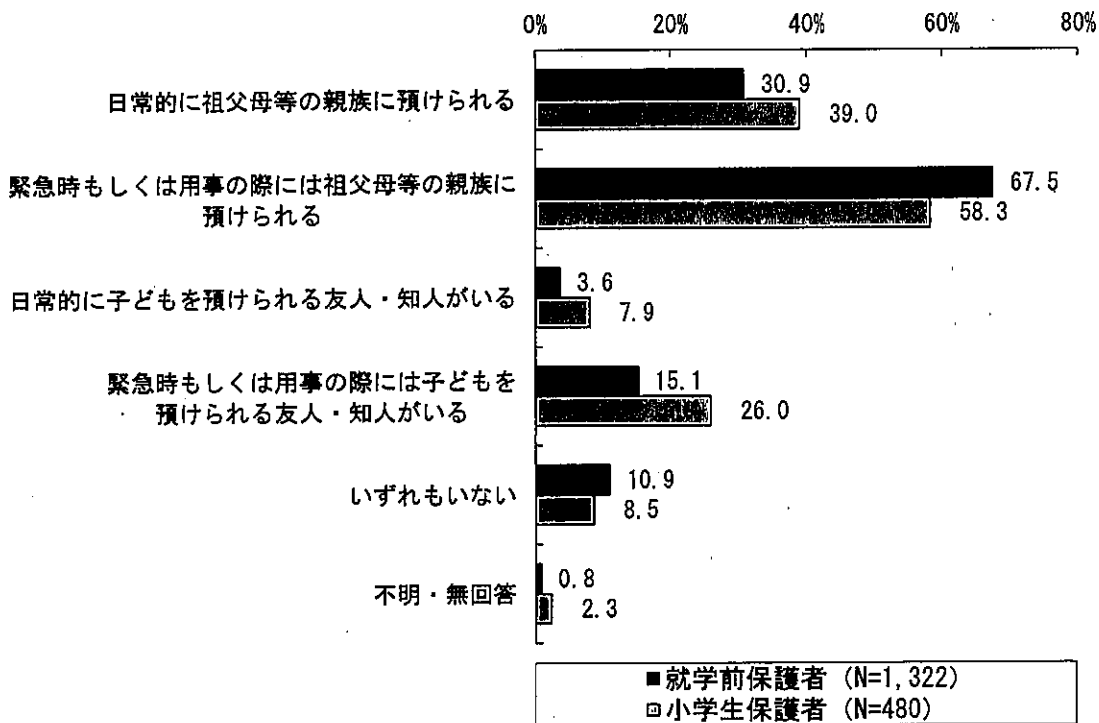


## 2 子どもの育ちをめぐる環境について

### (1) 日頃、子どもを預けられる親族・知人の有無〈複数回答〉

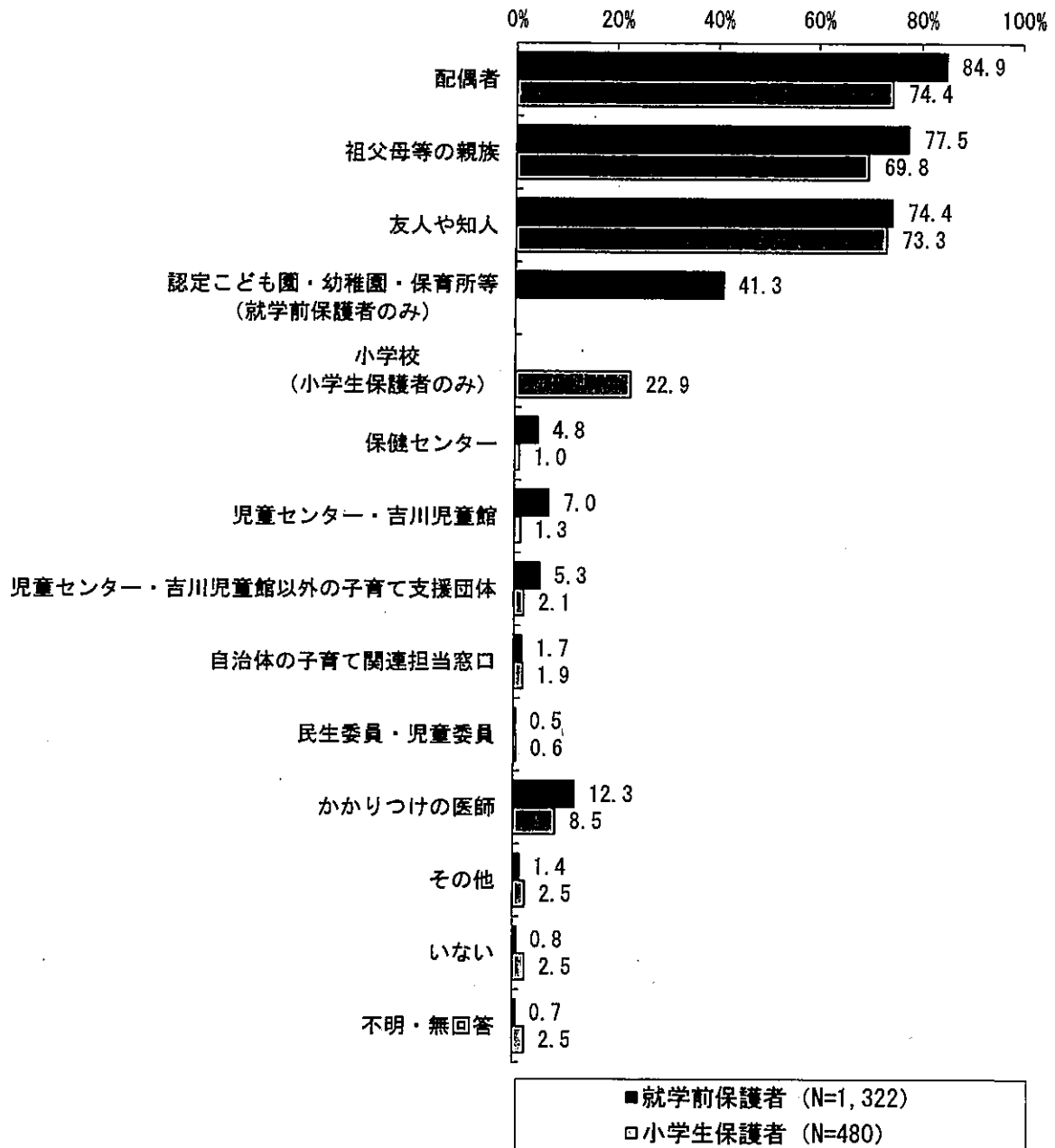
〔就学前・小学生…問6〕

日頃、子どもを預けられる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預けられる」が6割前後で最も多くなっていますが、「いずれもない」が就学前で10.9%、小学生で8.5%あります。



**(2) 子育てに関して気軽に相談できる先〈複数回答〉**〔就学前・小学生…問7〕

子育てに関して、気軽に相談できる先についてみると、就学前、小学生ともに「配偶者」「祖父母等の親族」「友人や知人」が多くなっています。就学前では「認定こども園・幼稚園・保育所等」も4割を超えています。



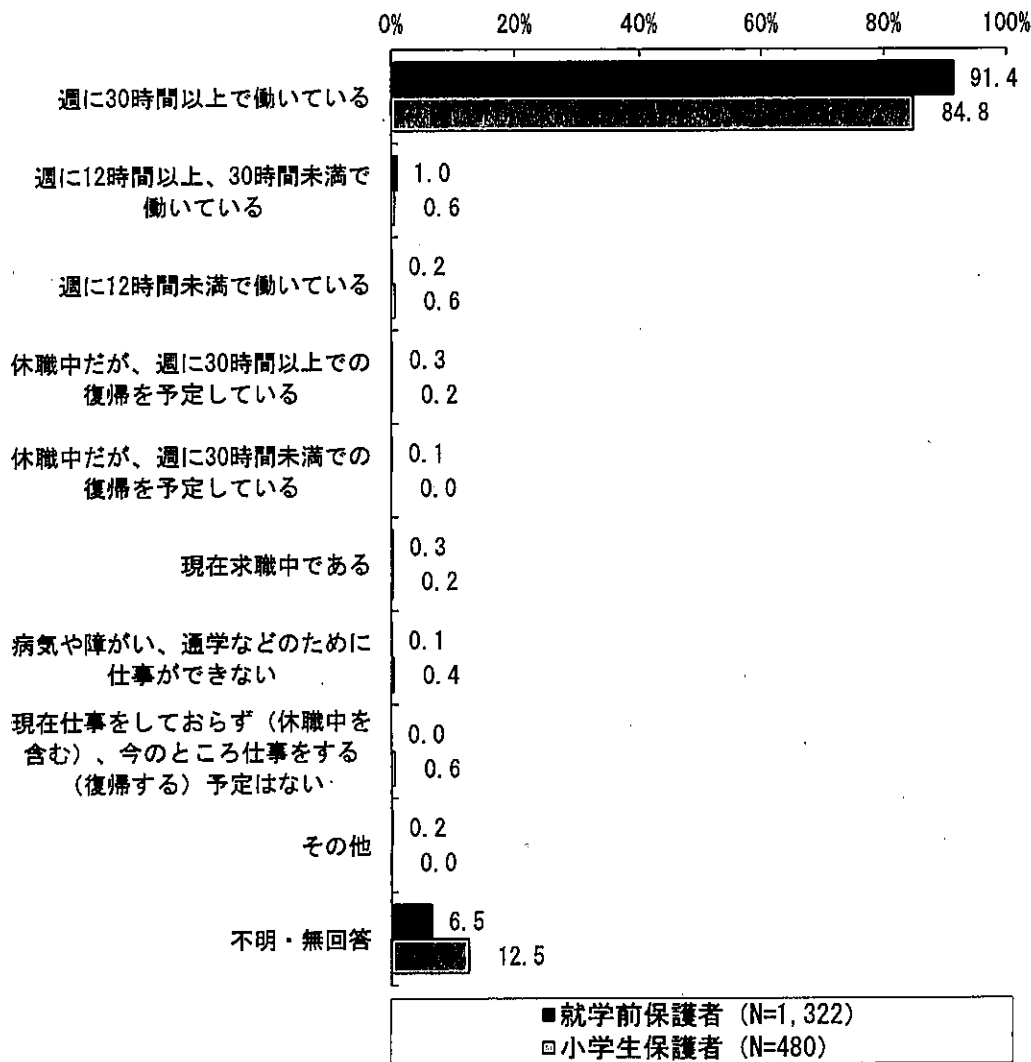
### 3 保護者の就労状況について

#### (1) 保護者の就労状況〔就学前・小学生…問8〕

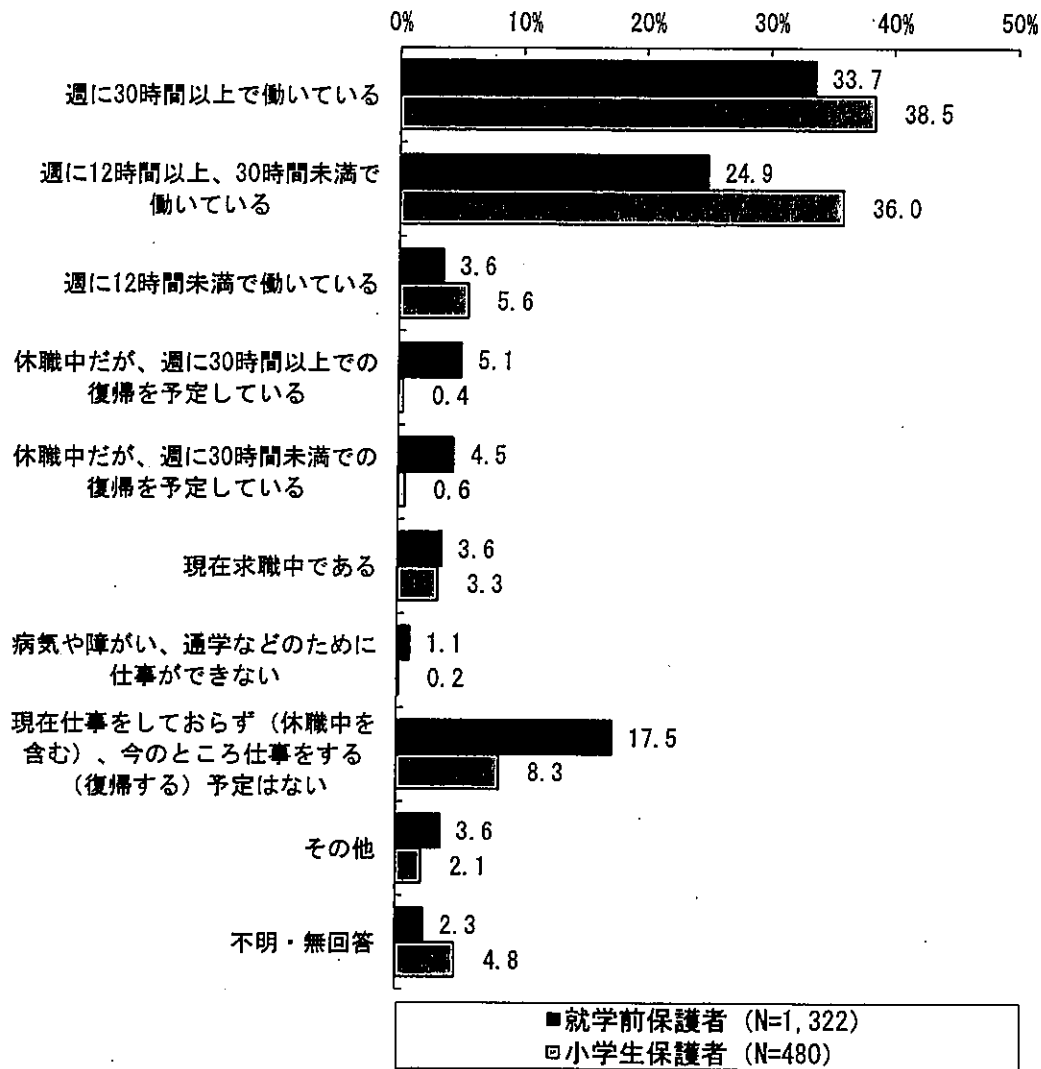
保護者の就労状況についてみると、父親では「週 30 時間以上で働いている」が就学前、小学生ともに回答のほとんどを占めています。

母親では「週 30 時間以上で働いている」が就学前 33.7%、小学生 38.5%で最も多く、次いで「週 12 時間以上、30 時間未満で働いている」が就学前 24.9%、小学生 36.0%となっています。就学前では、「現在仕事をしておらず、今のところ仕事をする予定はない」も 17.5%あります。

#### 【父親】



【母親】

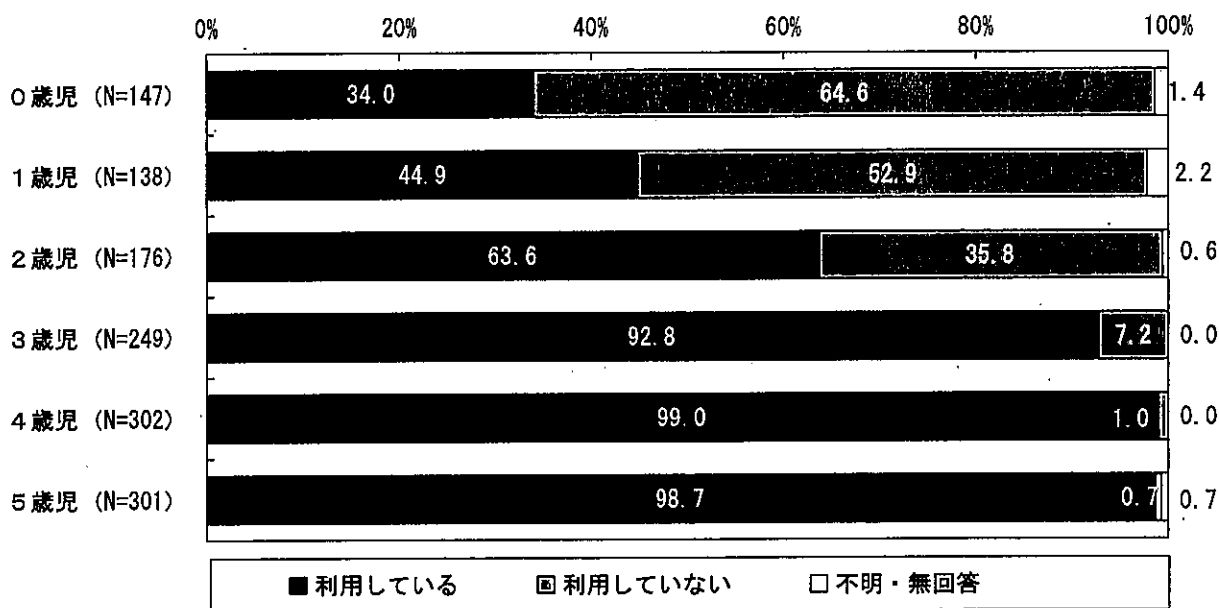
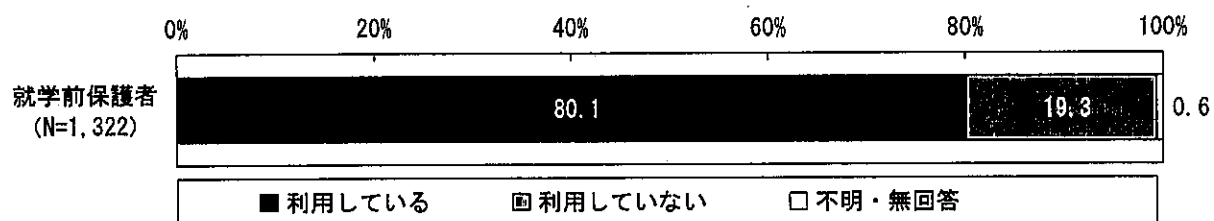


## 4 平日の定期的な認定こども園・幼稚園・保育所等の 利用状況について（就学前保護者）

### （1）現在の、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況〔就学前…問9〕

現在の認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況をみると、「利用している」が80.1%、「利用していない」が19.3%となっています。

年齢別にみると、0歳児の「利用している」は34.0%ですが、年齢が上がるほど利用が増加し、3歳児で92.8%、4歳児以上はほぼ100%となっています。

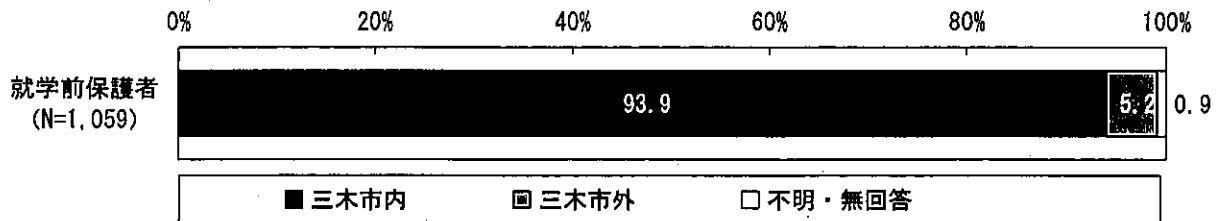


※アンケート調査に回答した人の集計のため、実際の三木市の認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況とは異なります。

(1)で「利用している」を選んだ方

(1)－1 利用している場所〔就学前…問9-1〕

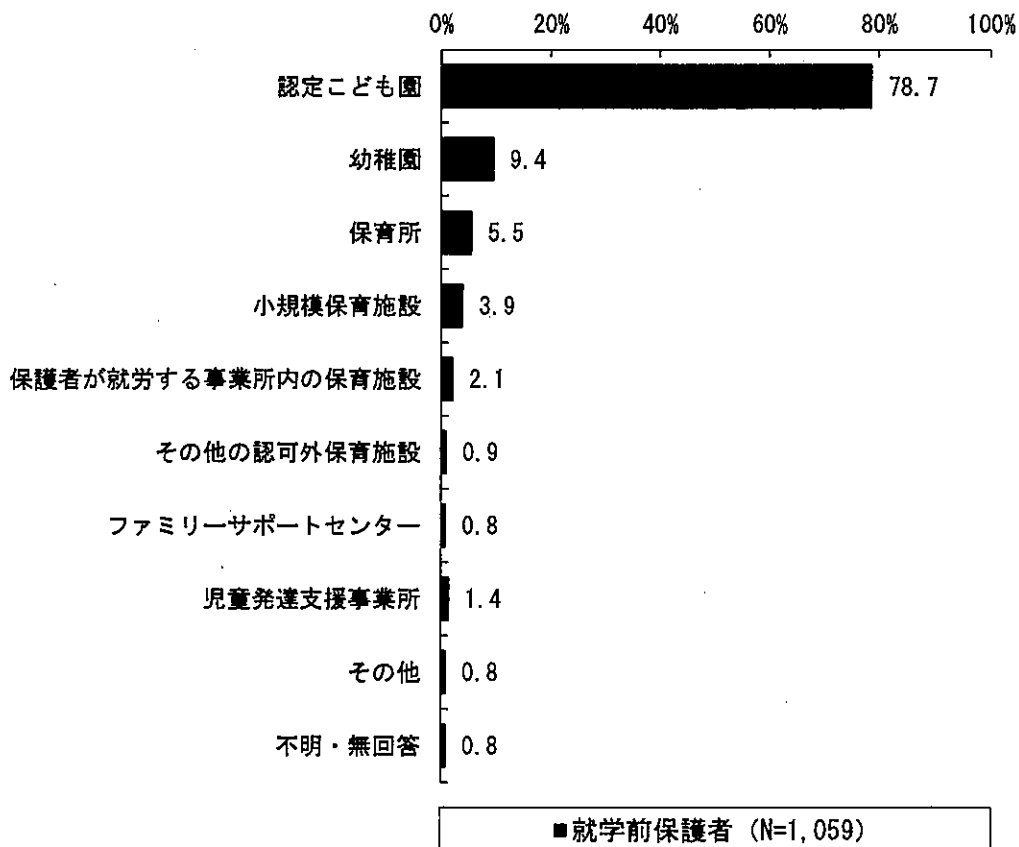
認定こども園・幼稚園・保育所等を利用している場所については、「三木市内」が93.9%を占めており、「三木市外」は5.2%です。



(1)で「利用している」を選んだ方

(1)－2 平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉〔就学前…問9-2〕

平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認定こども園」が78.7%で最も多くなっています。「幼稚園」は9.4%、「保育所」は5.5%となっています。



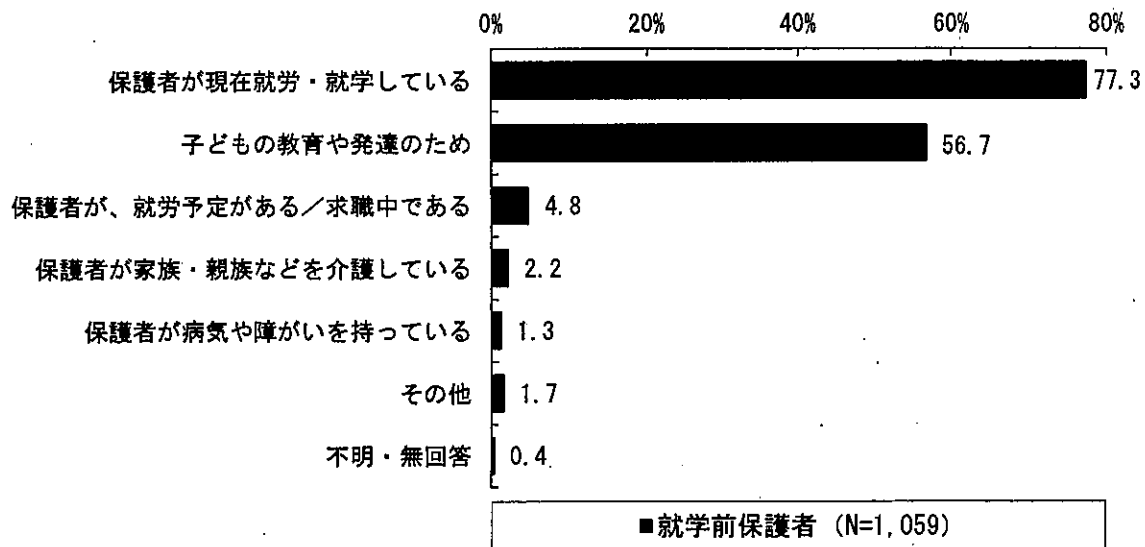


(1)で「利用している」を選んだ方

(1)－3 平日、教育・保育事業を利用している理由〈複数回答〉

〔就学前…問9-3〕

平日、教育・保育事業を利用している理由についてみると、「保護者が現在就労・就学している」が77.3%、「子どもの教育や発達のため」が56.7%となっています。

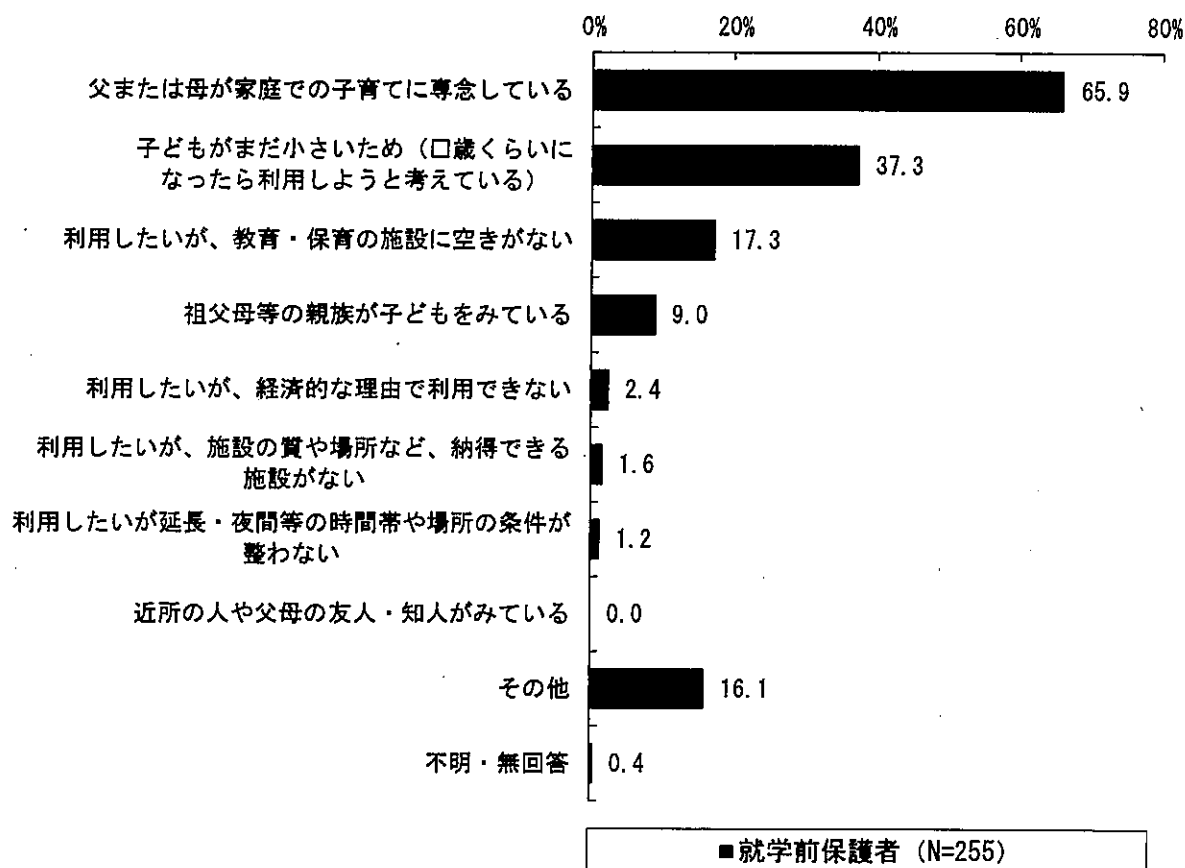


**(1)で「利用していない」を選んだ方**

**(1)－4 利用していない理由〈複数回答〉〔就学前…問9-4〕**

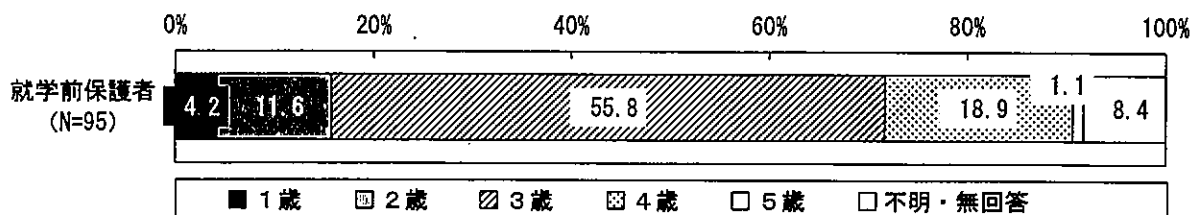
平日、教育・保育事業を利用していない理由についてみると、「父または母が家庭での子育てに専念している」が65.9%で最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため」が37.3%となっています。

「子どもがまだ小さいため」を選んだ人が、教育・保育事業を利用しようと思う年齢は、「3歳」が55.8%で最も多く、次いで「4歳」が18.9%となっています。



**○利用したい時の子どもの年齢**

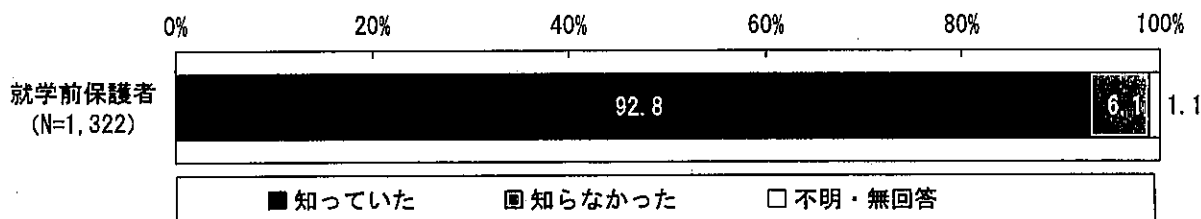
《「子どもがまだ小さいため（□歳くらいになったら利用しようと考えている）」を選んだ方》



## (2) 3歳児以上の認定こども園・幼稚園・保育所等の保育料無償化の認知度

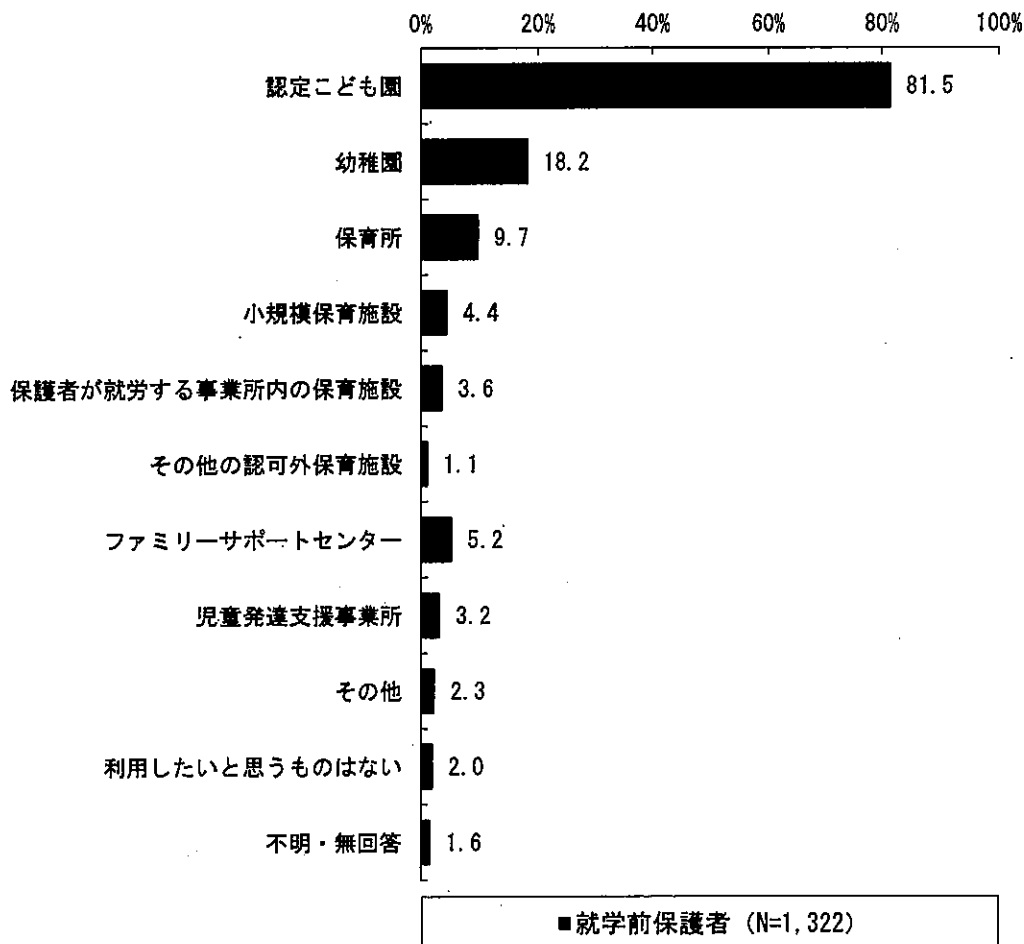
[就学前…問10]

市が平成 29 年度に開始した、3歳児以上の認定こども園・幼稚園・保育所等の保育料を無償とする施策については、就学前保護者の 92.8%が「知っていた」と回答しており、子育て世帯に幅広く認知されていることが示されています。



## (3) 今後、定期的に利用を希望する教育・保育施設〈複数回答〉 [就学前…問11]

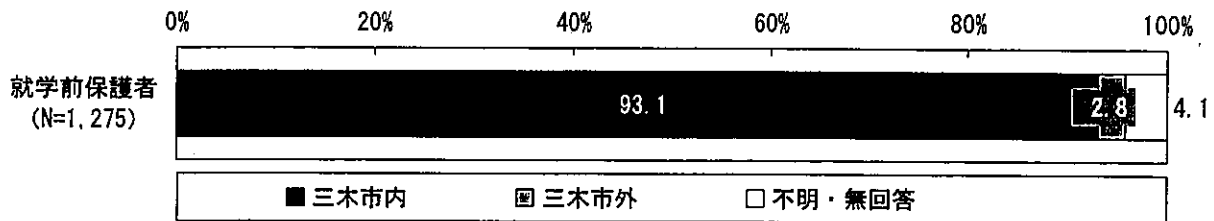
今後、定期的に利用を希望する教育・保育施設については、「認定こども園」が 81.5%で最も多く、次いで「幼稚園」が 18.2%となっています。



(3)で「利用したいと思うものはない」以外を選んだ方

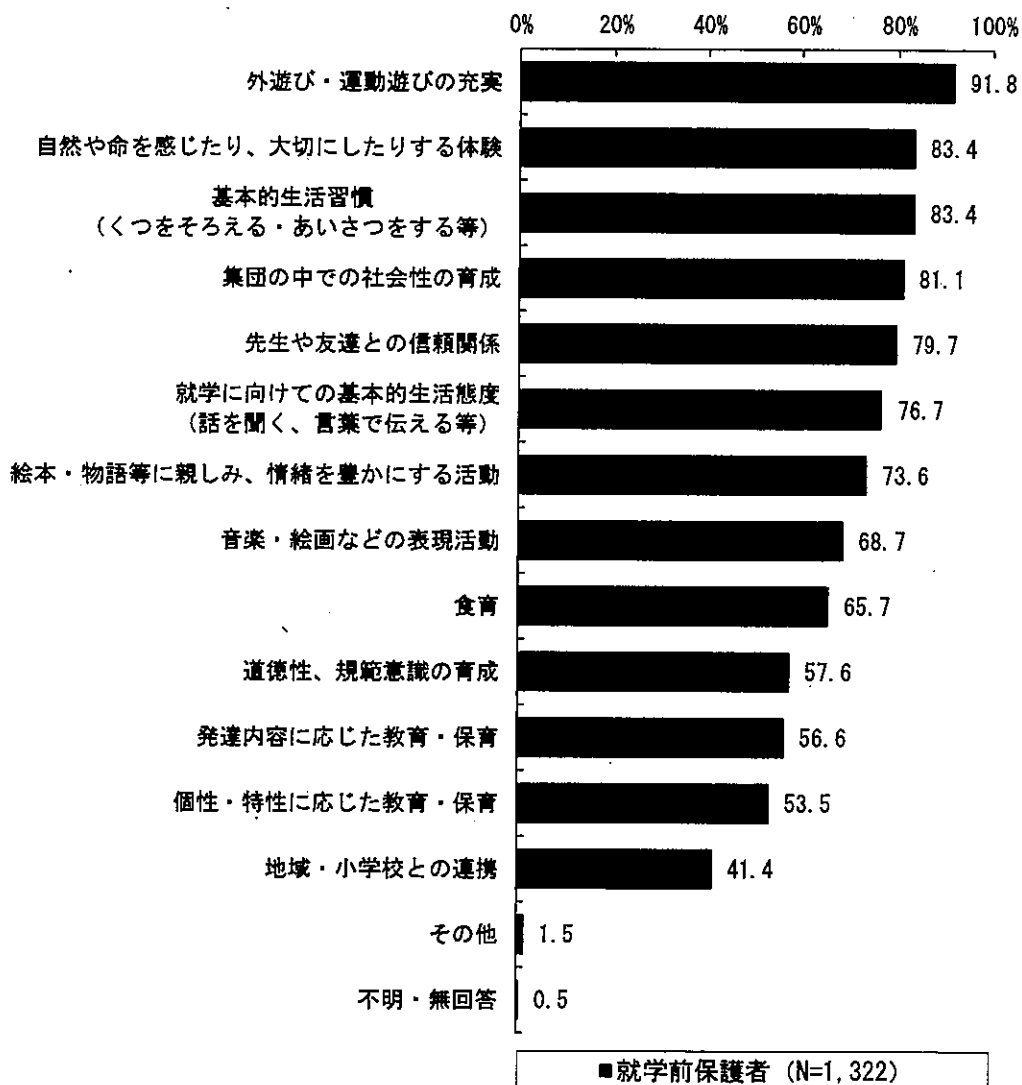
(3) - 1 定期的に教育・保育施設を利用したい場所〔就学前…問 11-1〕

定期的に教育・保育事業を利用したい場所についてみると、「三木市内」が93.1%と大部分を占めています。



(4) 子どもについて希望する教育・保育内容〈複数回答〉〔就学前…問 12〕

子どもに希望する教育・保育内容についてみると、「外遊び・運動遊びの充実」が91.8%で最も多く、「自然や命を感じたり、大切にしたりする体験」「基本的生活習慣」「集団の中での社会性の育成」も8割を超えています。

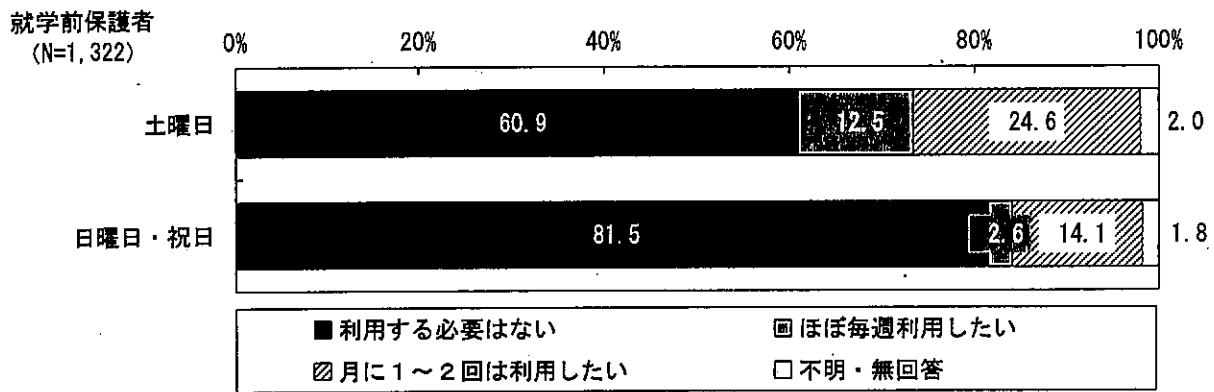


## 5 土曜・休日や長期の休みの認定こども園・幼稚園・保育所等の利用希望について（就学前保護者）

### （１）土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育施設の利用希望（一時的な利用は除く）〔就学前…問13〕

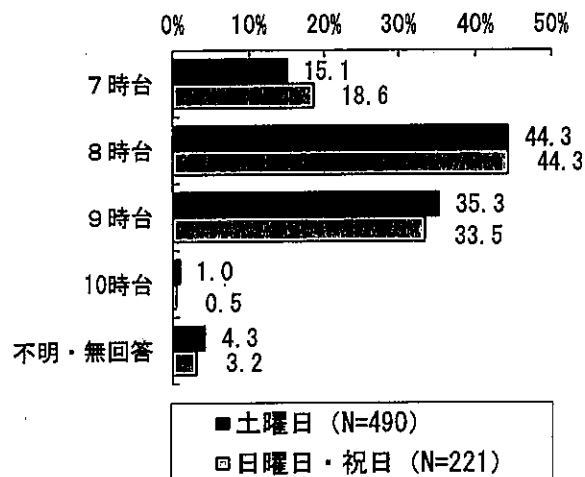
土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、「ほぼ毎週利用したい」は土曜日が12.5%、日曜日・祝日が2.6%となっており、「月に1～2回は利用したい」と合わせると、土曜日は37.1%、日曜日・祝日は16.7%が利用希望を持っています。

利用を希望する利用時間帯については、土曜日、日曜日・祝日ともに開始は「8時台」、終了は「17時台」と「18時台」が多くなっています。

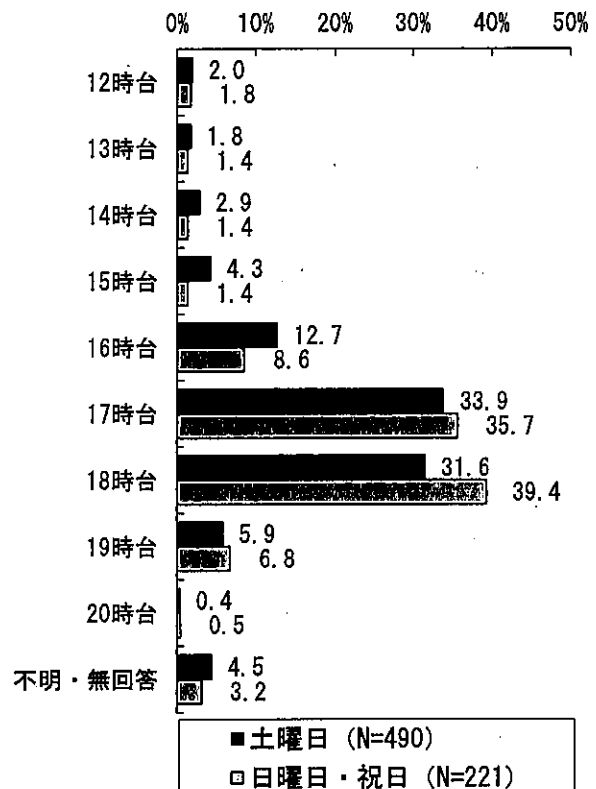


### ○利用したい時間帯 《「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」を選んだ方》

利用開始希望時刻



利用終了希望時刻

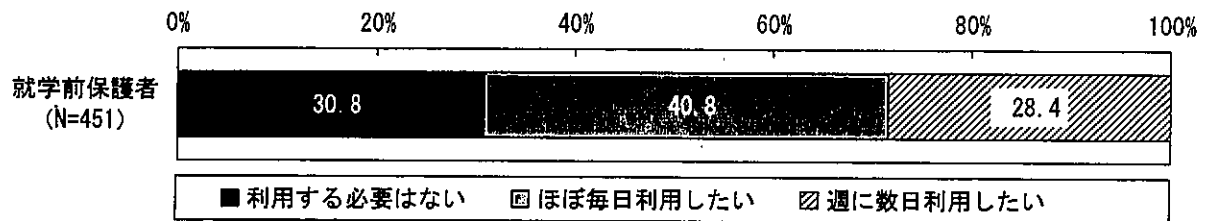


「幼稚園」または「認定こども園（1号認定）」を利用している方

(2) 夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の教育・保育施設の利用希望 [就学前…問 14]

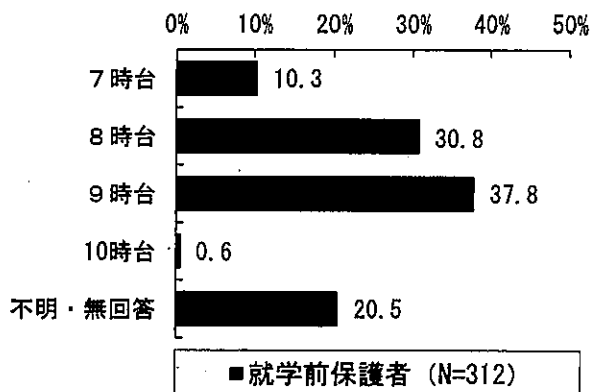
「幼稚園」または「認定こども園（1号認定）」を利用している人の夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の利用希望についてみると、「ほぼ毎日利用したい」が40.8%、「週に数日利用したい」と合わせると69.2%が利用希望を持っています。

利用を希望する時間帯については、8時台から18時台の時間帯の希望が特に多くなっています。

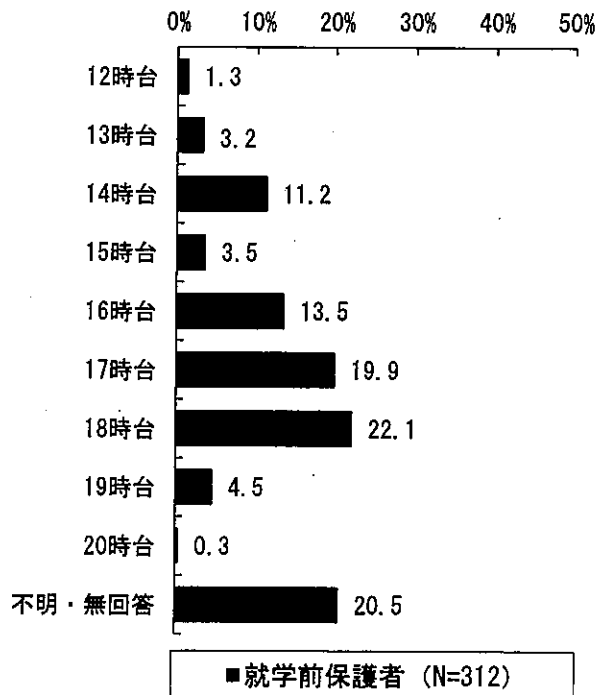


○利用したい時間帯 《「ほぼ毎日利用したい」「週に数日利用したい」を選んだ方》

利用開始希望時刻



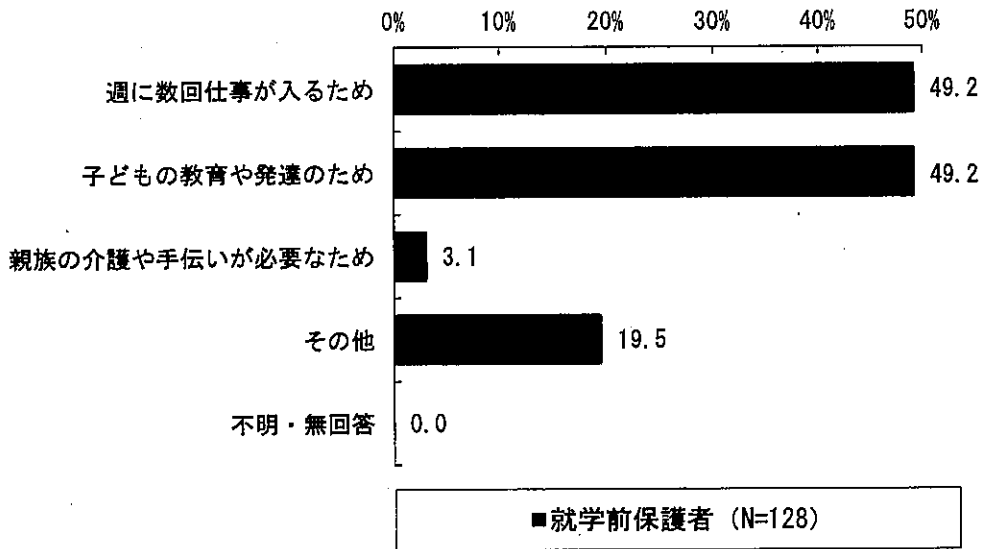
利用終了希望時刻



**(2) で「週に数日利用したい」を選んだ方**

**(2) - 1 毎日ではなく、たまに利用したい理由〈複数回答〉** [就学前…問 14-1]

毎日ではなく、たまに利用したい理由についてみると、「週に数回仕事が入るため」と「子どもの教育や発達のため」が 49.2% で多くなっています。

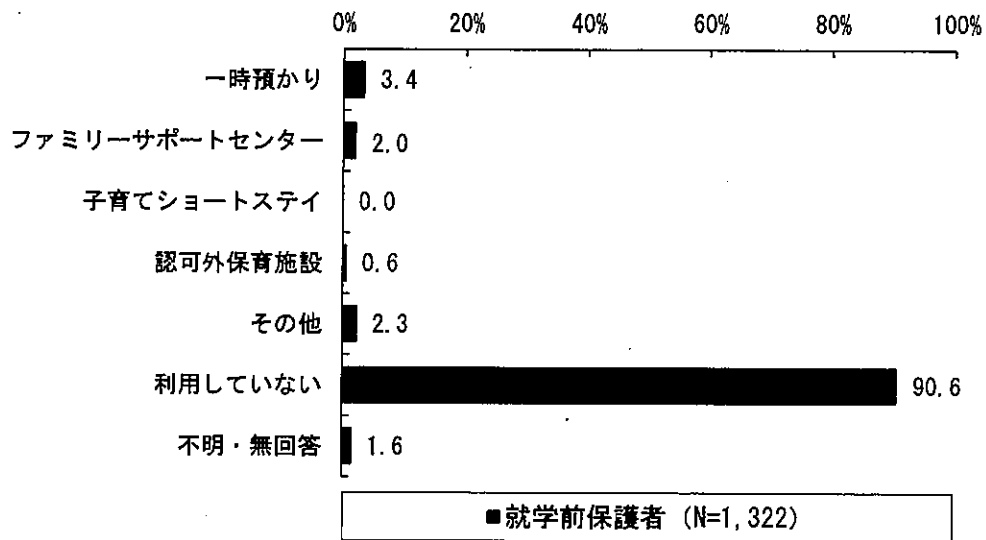


## 6 一時預かり等の不規則の利用について

### (1) 子どもについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に不規則に利用している事業（就学前保護者のみ）〈複数回答〉〔就学前…問16〕

日中の定期的な保育や病気のため以外に不規則に利用している事業についてみると、「利用していない」が9割を超えており、利用したことがある事業については、「一時預かり」が3.4%、「ファミリーサポートセンター」が2.0%となっています。

預けた日数については、年に10日以上の方が多く答えています。



### ◎ 1年間の利用日数 《「利用していない」以外を選んだ方》

就学前保護者	一時預かり N=45		ファミリーサポートセンター N=26		認可外保育施設 N=8		その他 N=30	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	7	15.6	6	23.1	2	25.0	1	3.3
2日	4	8.9	2	7.7	0	0.0	2	6.7
3日	2	4.4	3	11.5	0	0.0	5	16.7
4日	1	2.2	1	3.8	0	0.0	0	0.0
5日	4	8.9	3	11.5	0	0.0	0	0.0
6日	1	2.2	2	7.7	1	12.5	1	3.3
7日	1	2.2	0	0.0	0	0.0	2	6.7
8日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10日以上	23	51.1	9	34.6	5	62.5	16	53.3
不明・無回答	2	4.4	0	0.0	0	0.0	3	10.0

※ 「子育てショートステイ」という選択肢も設けていたが回答者なし

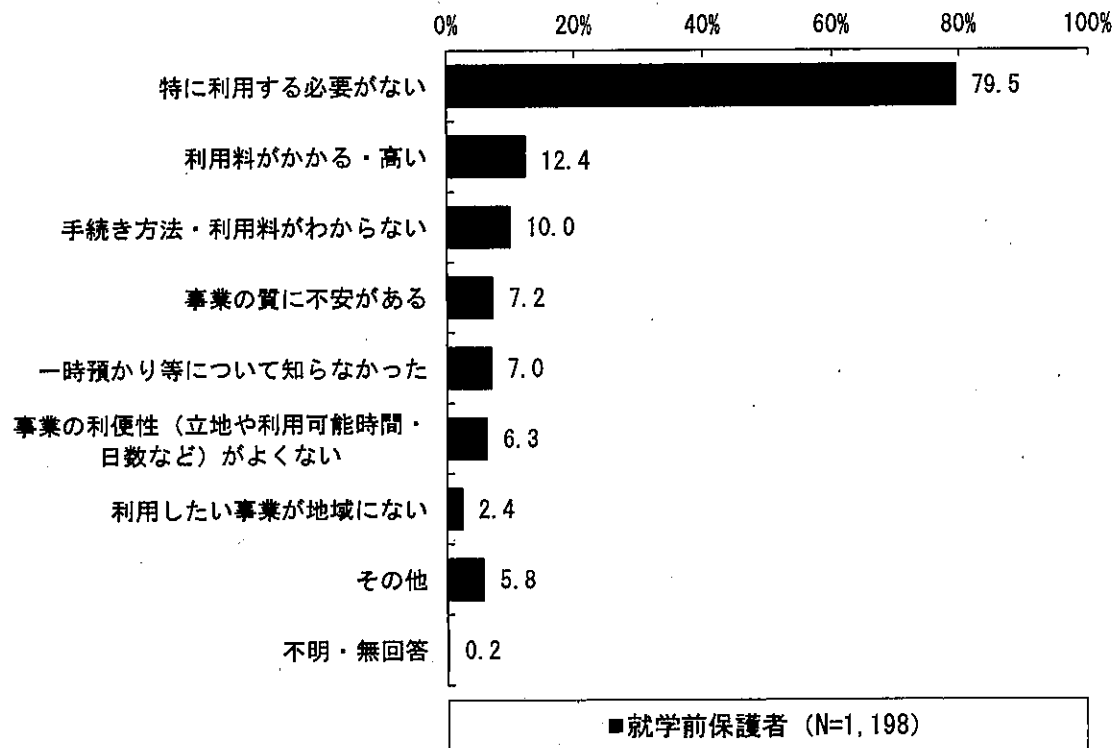


(1)で「利用していない」を選んだ方

(1) - 1 一時預かり等を利用しなかった理由（就学前保護者のみ）〈複数回答〉

〔就学前…問 16-1〕

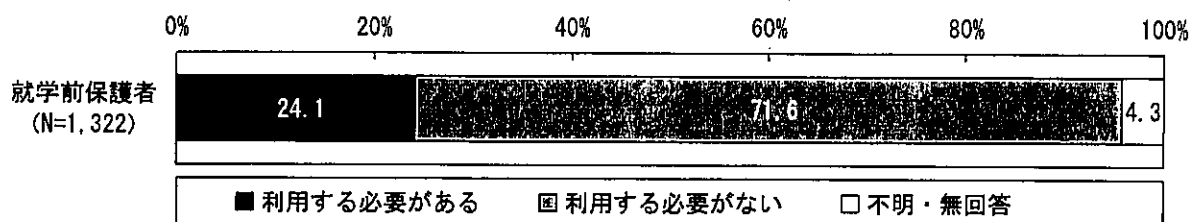
現在利用していない理由についてみると、「特に利用する必要がない」が79.5%で最も多くなっています。また、「利用料がかかる・高い」「手続き方法・利用料がわからない」が1割程度となっています。



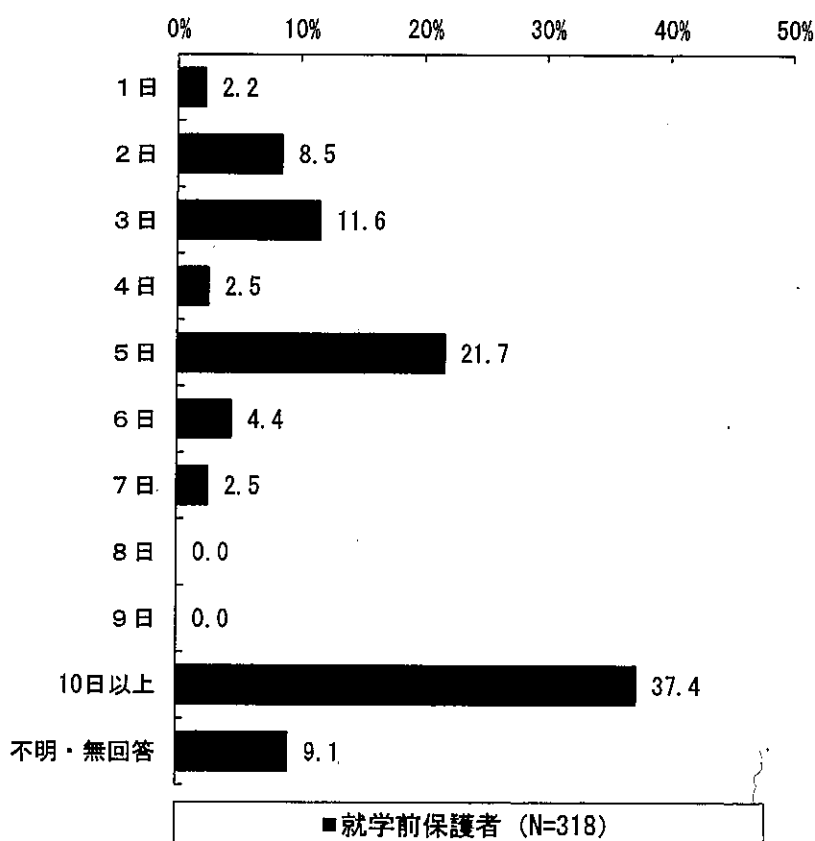
**(2) 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かりを利用する必要があるか  
(就学前保護者のみ) [就学前…問 17]**

一時預かりを利用する必要があるかどうかについてみると、「利用する必要がある」が24.1%となっています。

利用が必要な年間日数については、「10日以上」で37.4%の回答があります。



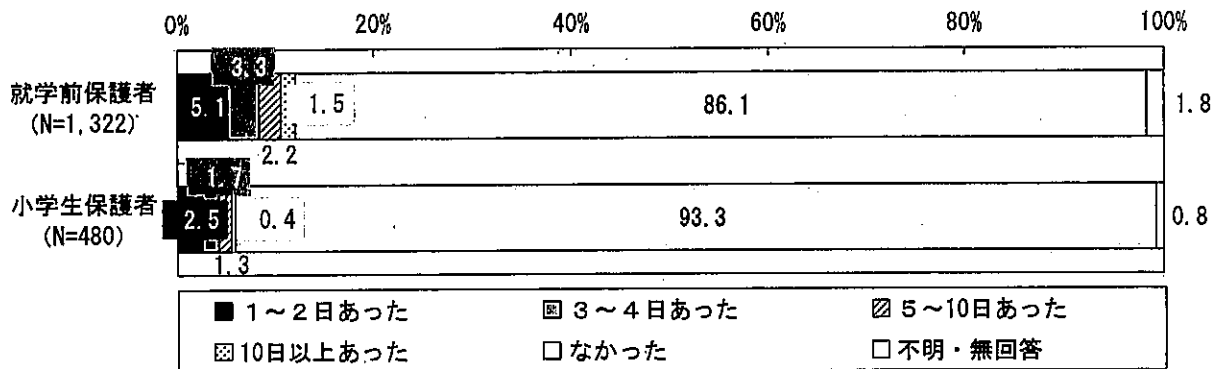
**○利用が必要な年間日数 《「利用する必要がある」を選んだ方》**



**(3) この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、子どもを泊りがけで家族・親族以外に預けなければならなかった経験の有無**

[就学前…問 18、小学生…問 15]

この1年間に、保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無についてみると、1日以上あったという回答は、就学前で12.1%、小学生で5.9%となっています。

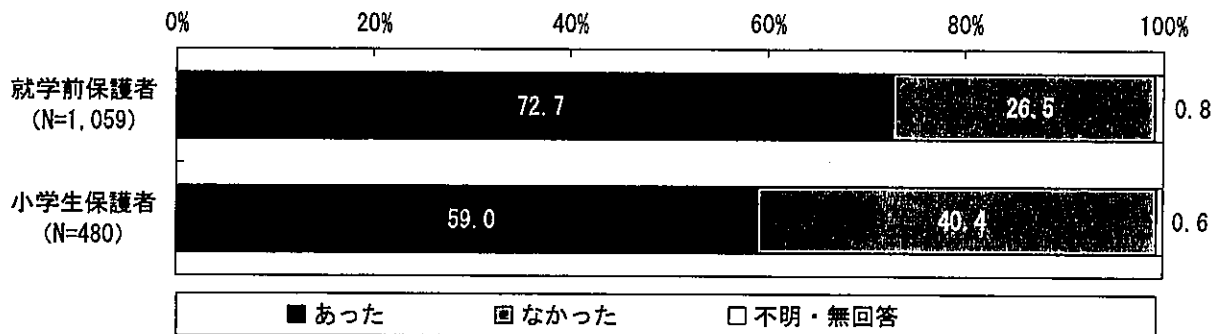


## 7 子どもの病気の際の対応について

\* 就学前保護者は「平日の教育・保育を利用する方」のみ

### (1) この1年間に、子どもが病気やケガで通常の利用（平日の教育・保育の利用）ができなかったり、学校を休まなければならなかったことの有無〔就学前…問15、小学生…問14〕

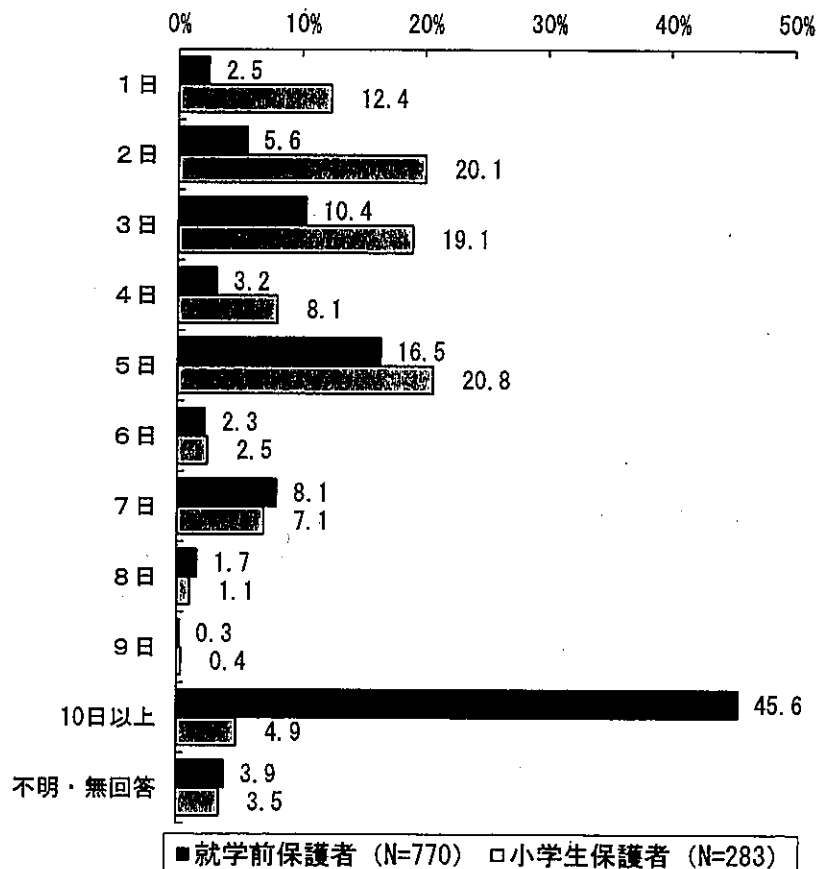
この1年間に、子どもが病気やケガで通常の利用ができなかったり、学校を休まなければならなかったことが「あった」という回答は就学前で72.7%、小学生で59.0%となっています。



#### (1) で「あった」を選んだ方

#### (1) - 1 1年間に通常の利用（平日の教育・保育の利用）ができなかった（小学生の場合は、病気やケガで学校を休んだ）年間日数〔就学前…問15-1、小学生…問14-1〕

1年間に通常の利用ができなかった日数についてみると、就学前は10日以上の回答が約半数を占めており、小学生では5日以内が約8割となっています。

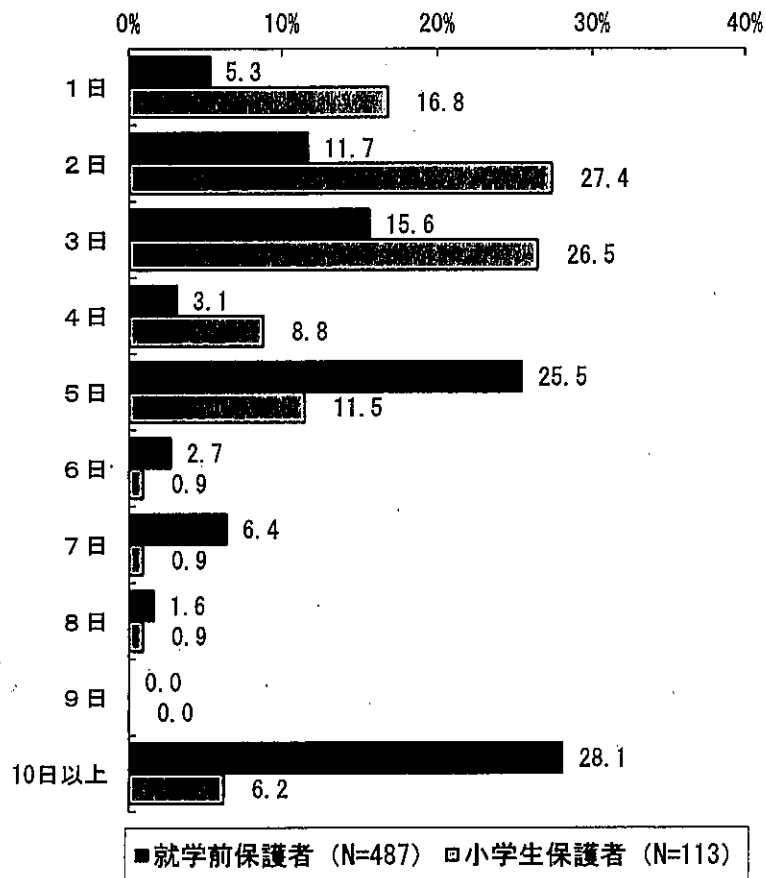


(1)で「あった」を選んだ方

(1)－2 通常の利用（平日の教育・保育の利用）ができなかった（小学生の場合は、学校を休んだ）日数のうち、子どもをどこかで保育（看護を含む）してもらいたいと思った日数

〔就学前…問 15-2、小学生…問 14-2〕

通常の利用ができなかった（小学生の場合は、学校を休んだ）日数のうち、子どもをどこかで保育（看護を含む）してもらいたいと思った日数についてみると、就学前では10日以上が約3割、5日以上が約6割となっています。小学生では1～3日が多くなっています。

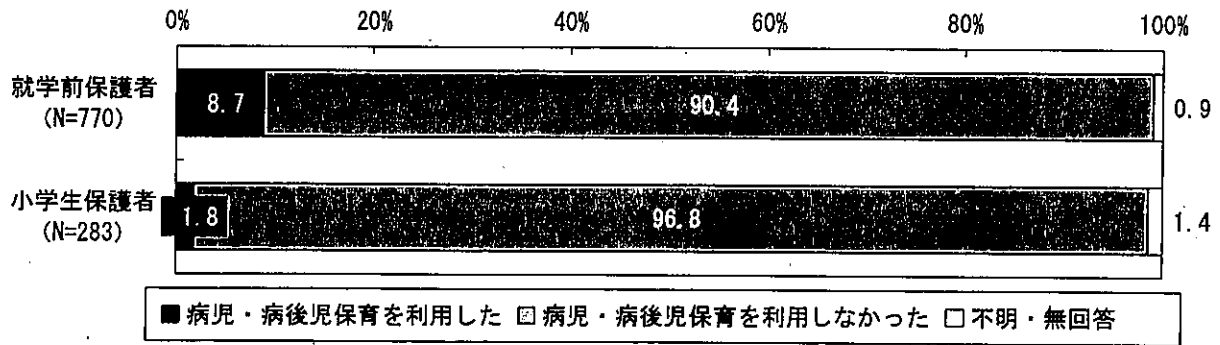


(1)で「あった」を選んだ方

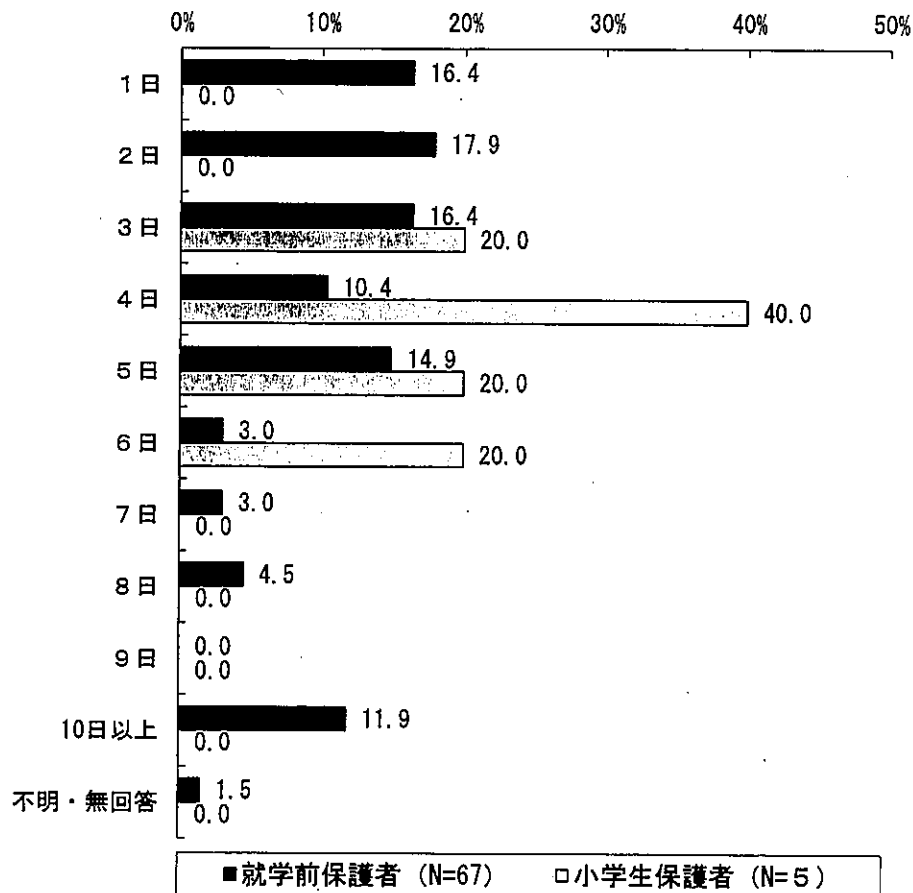
(1) - 3 その際の病児・病後児保育の利用状況〔就学前…問 15-3、小学生…問 14-3〕

通常の利用ができなかった（小学生の場合は、学校を休んだ）日数のうち、病児・病後児保育を利用したのは就学前で8.7%、小学生で1.8%となっています。

就学前の利用日数については、3日以内の回答が約半数、5日以内が4分の3を占めている一方で、10日以上の回答も1割を超えています。



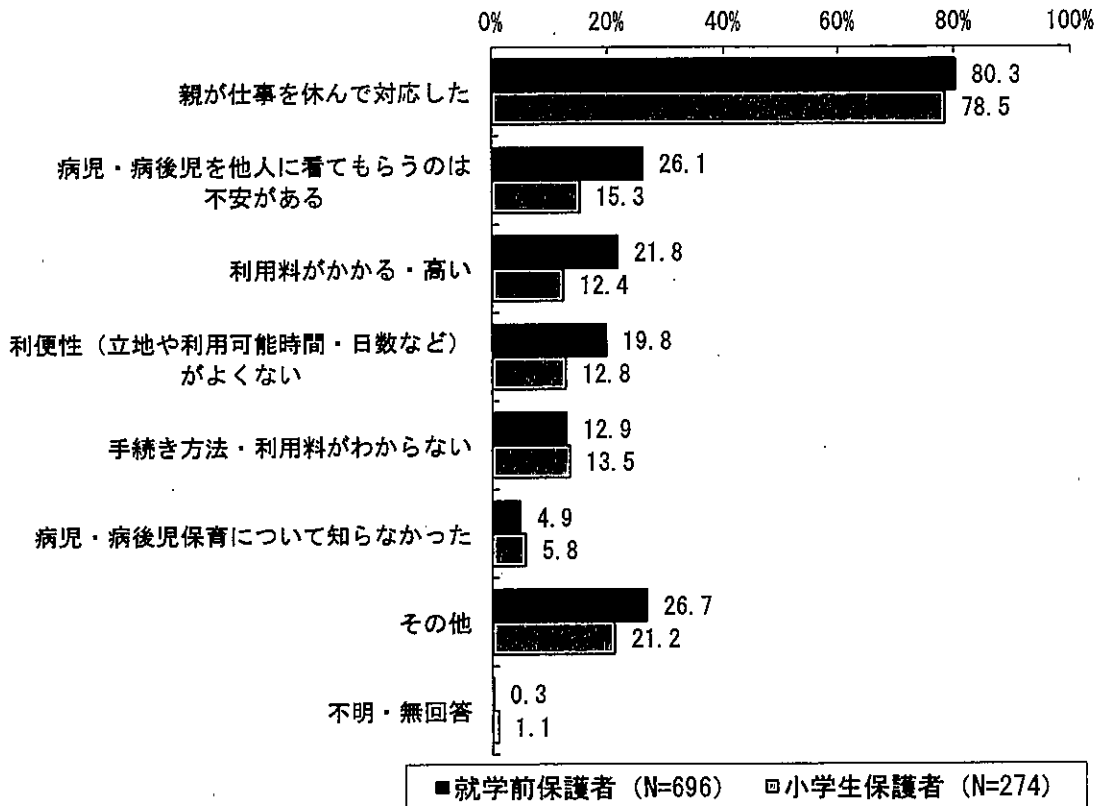
○病児・病後児保育を利用した方の年間日数 《「病児・病後児保育を利用した」を選んだ方》



(1) - 3で「病児・病後児保育を利用しなかった」を選んだ方

(1) - 4 利用しなかった理由〈複数回答〉〔就学前…問 15-4、小学生…問 14-4〕

病児・病後児保育を利用しなかった理由についてみると、「親が仕事を休んで対応した」が8割前後で最も多くなっています。就学前では、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安がある」「利用料がかかる・高い」も2割を超えています。



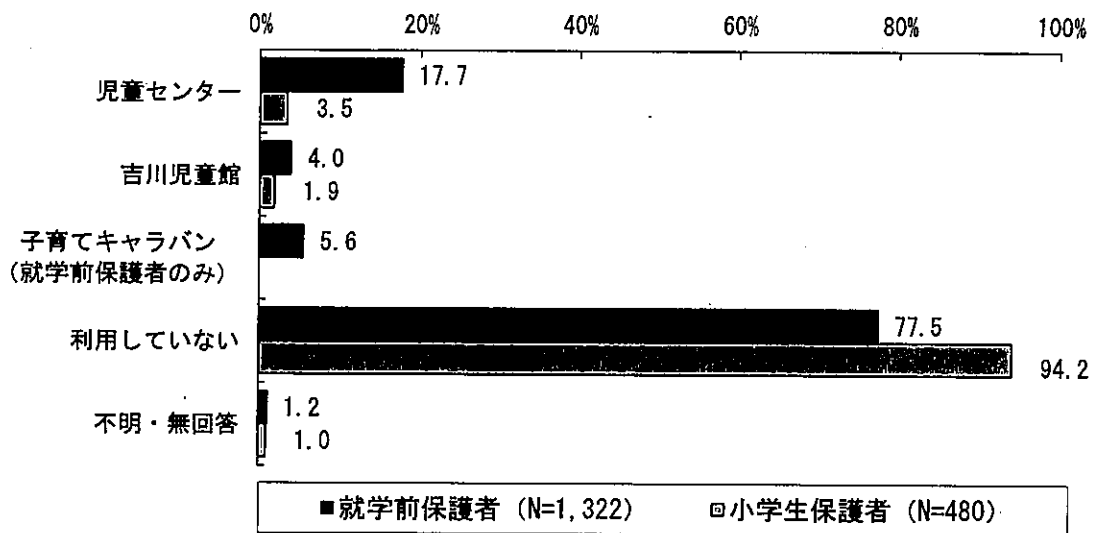
## 8 児童センター・吉川児童館について

### (1) 児童センター、吉川児童館等の現在の利用状況〈複数回答〉

〔就学前…問 19、小学生…問 16〕

児童センター、吉川児童館等の現在の利用状況についてみると、「利用していない」が就学前で77.5%、小学生で94.2%となっています。次いで、「児童センター」は就学前で17.7%、小学生で3.5%となっています。

ひと月当たりの利用日数については、児童センター、吉川児童館ともに「1日」が約半数となっています。



### ○ひと月当たりの利用日数（就学前保護者のみ）《「利用していない」以外を選んだ方》

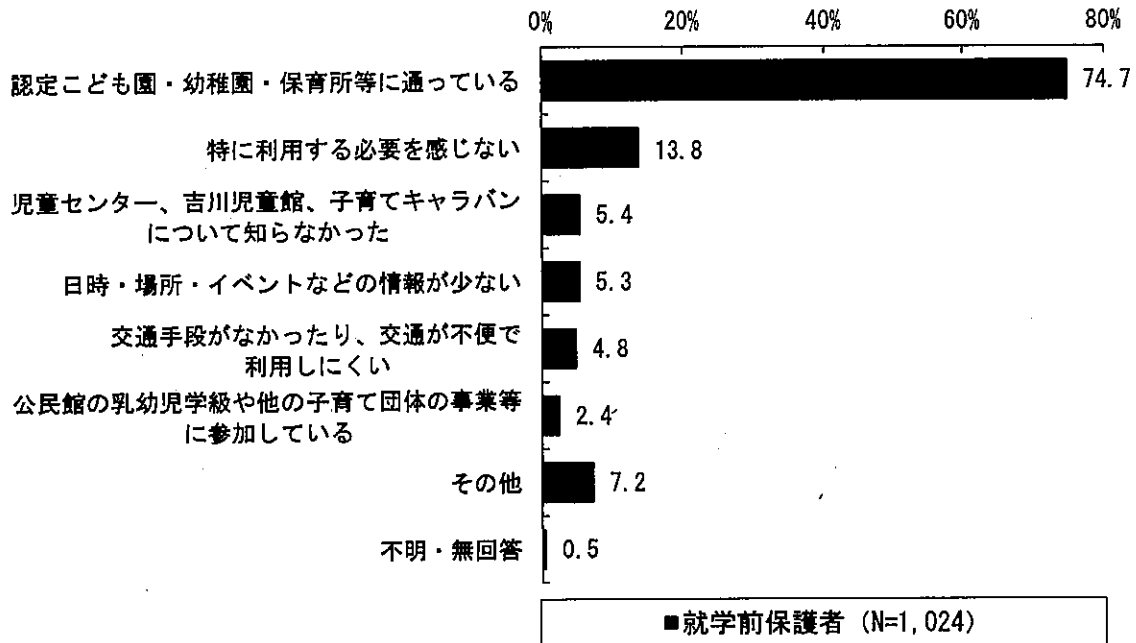
就学前保護者	児童センター N=234		吉川児童館 N=53		子育てキャラバン N=74	
	件数	%	件数	%	件数	%
1日	122	52.1	28	52.8	45	60.8
2日	40	17.1	11	20.8	10	13.5
3日	14	6.0	2	3.8	9	12.2
4日	12	5.1	2	3.8	5	6.8
5日	13	5.6	2	3.8	1	1.4
6日	1	0.4	0	0.0	0	0.0
7日	1	0.4	1	1.9	2	2.7
8日	1	0.4	1	1.9	0	0.0
9日	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10日以上	11	4.7	1	1.9	0	0.0
不明・無回答	19	8.1	5	9.4	2	2.7



**(1)で「利用していない」を選んだ方**

**(1) - 1 利用していない理由（就学前保護者のみ）〈複数回答〉** [就学前…問 19-1]

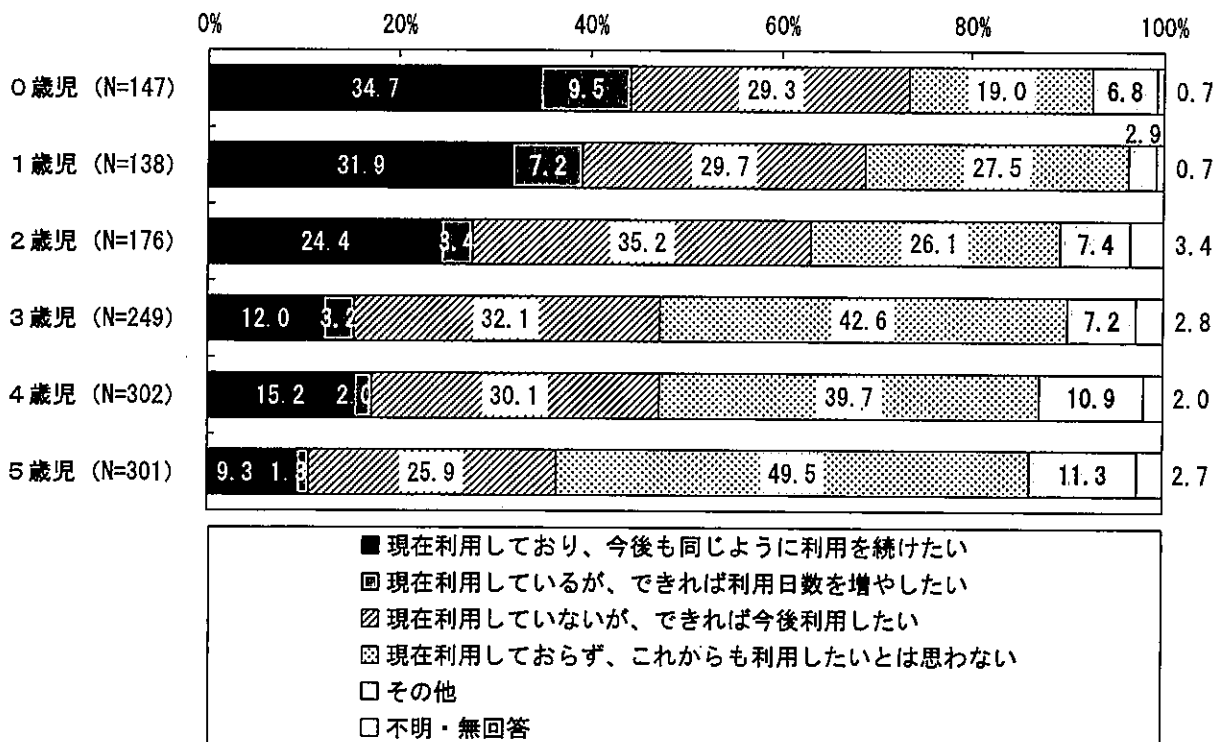
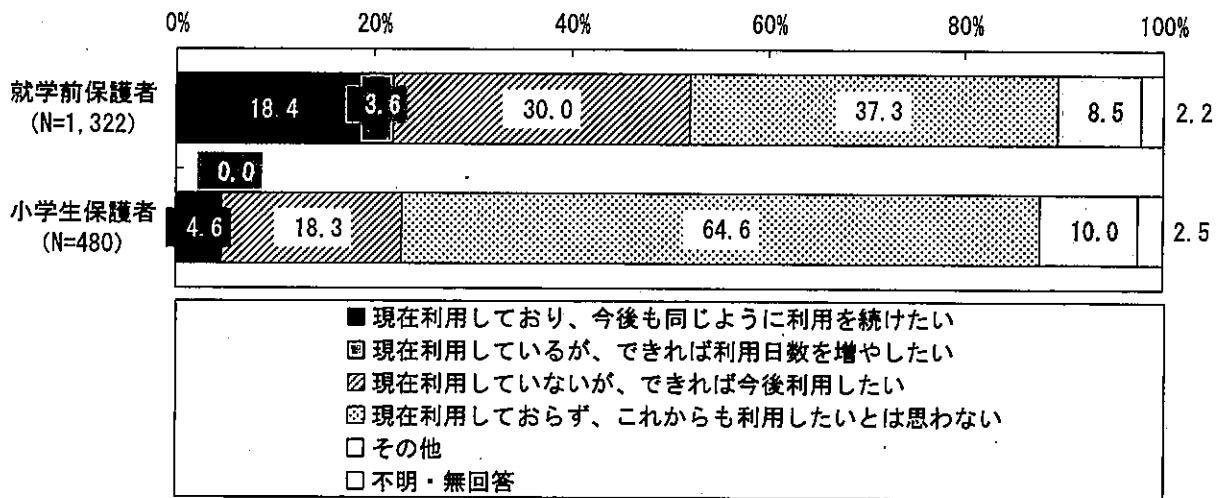
児童センター、吉川児童館等を利用していない理由についてみると、「認定こども園・幼稚園・保育所等に通っている」が74.7%で最も多く、次いで「特に利用する必要を感じない」が13.8%となっています。



## (2) 児童センター、吉川児童館等の今後の利用意向〔就学前…問 20、小学生…問 17〕

児童センター、吉川児童館等の今後の利用意向についてみると、「現在利用していないが、できれば今後利用したい」が就学前 30.0%、小学生 18.3%あり、潜在的なニーズがあることが示されています。

就学前保護者の回答を子どもの年齢別にみると、現在の利用は年齢が上がるほど少なくなりますが、「現在利用していないが、できれば今後利用したい」については年齢による差がありません。



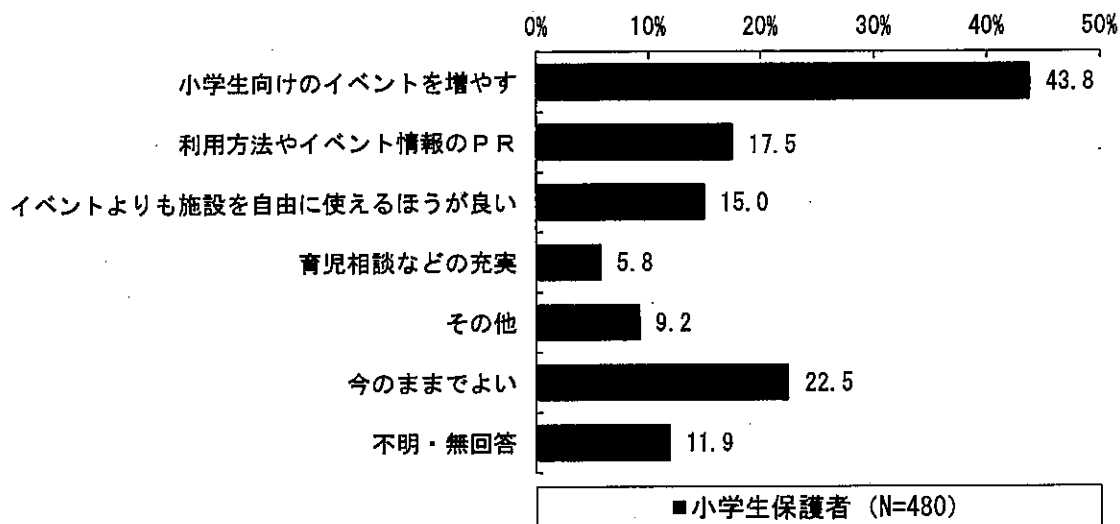
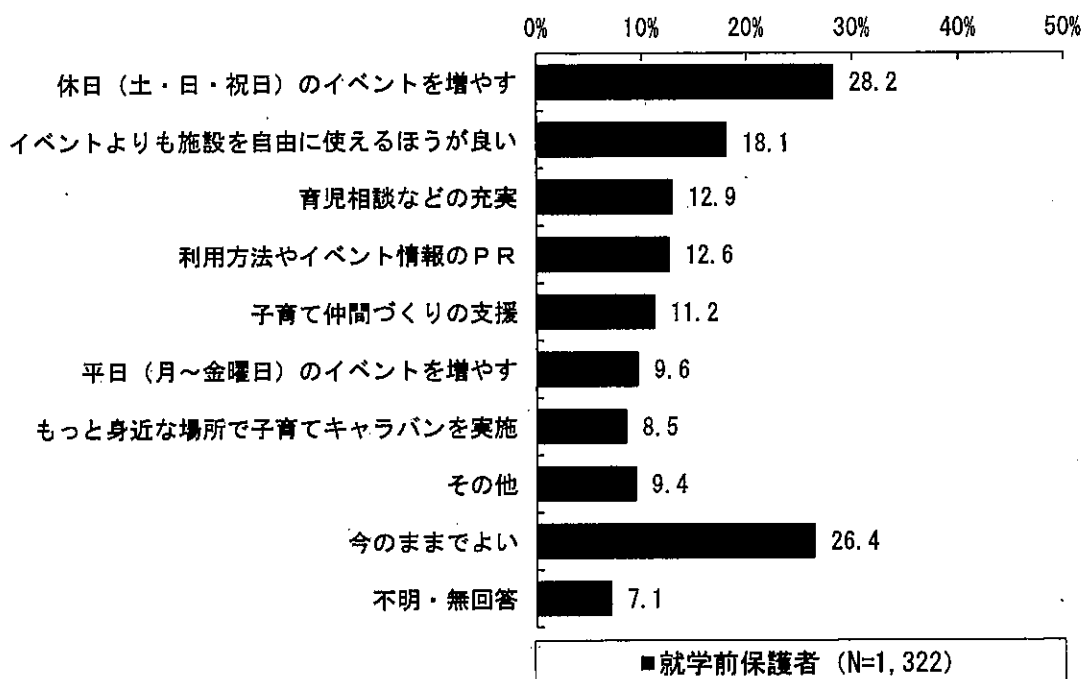
※アンケート調査に回答した人の集計のため、実際の児童センター、吉川児童館等の利用状況とは異なります。

### (3) 児童センター、吉川児童館等の利用で、より充実してほしいこと〈複数回答〉

〔就学前…問 21、小学生…問 18〕

児童センター、吉川児童館等の利用で、より充実してほしいことについてみると、就学前では「休日（土・日・祝日）のイベントを増やす」が28.2%と最も多くなっています。小学生では「小学生向けのイベントを増やす」が43.8%と最も多くなっています。

「今のままでよい」については、就学前・小学生ともに2割台となっています。

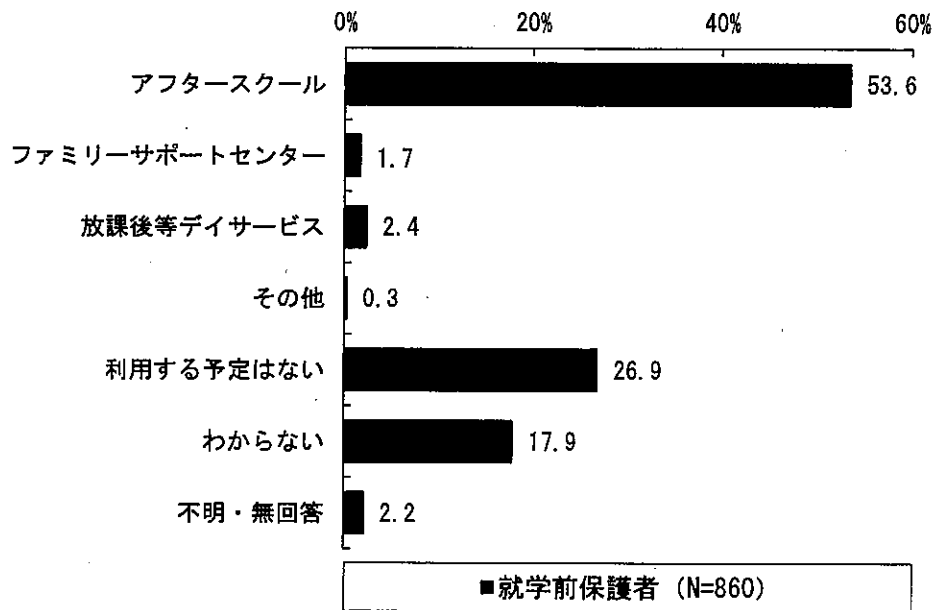


## 9 小学校就学後の放課後の過ごし方について

### (1) 小学校入学後の放課後（平日の授業終了後）に、利用したい預かりサービスの有無（3歳以上の就学前保護者のみ）〈複数回答〉〔就学前…問22〕

小学校入学後の放課後（平日の授業終了後）に、利用したい預かりサービスについてみると、「アフタースクール」という回答は53.6%となっています。「利用する予定はない」は26.9%、「わからない」が17.9%あります。

利用したい週当たりの日数は、「アフタースクール」「放課後等デイサービス」は「5日」、「ファミリー・サポート・センター」は「1日」が多くなっています。利用したい学年については、「アフタースクール」「放課後等デイサービス」「ファミリー・サポート・センター」のいずれも「6年生」までが多くなっています。



### ○利用したい週当たりの日数

就学前保護者	アフタースクール N=461		ファミリーサポート・センター N=15		放課後等デイサービス N=21		その他 N=3	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1日	0	0.0	5	33.3	2	9.5	0	0.0
2日	4	0.9	3	20.0	2	9.5	0	0.0
3日	38	8.2	3	20.0	3	14.3	0	0.0
4日	34	7.4	0	0.0	2	9.5	0	0.0
5日	321	69.6	3	20.0	10	47.6	2	66.7
6日	38	8.2	1	6.7	0	0.0	0	0.0
7日	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	26	5.6	0	0.0	2	9.5	1	33.3

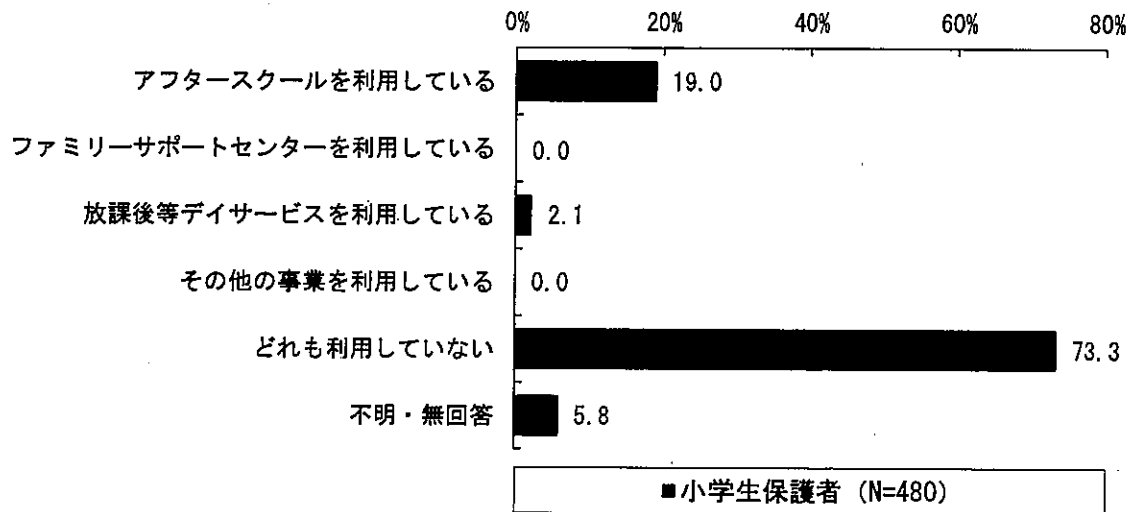
○何年生まで利用したいか

就学前 保護者	アフター スクール N=461		ファミリー サポート センター N=15		放課後等 デイサービス N=21		その他 N=3	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1年生	8	1.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2年生	22	4.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3年生	104	22.6	4	26.7	1	4.8	1	33.3
4年生	111	24.1	4	26.7	1	4.8	0	0.0
5年生	12	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6年生	181	39.3	7	46.7	18	85.7	1	33.3
不明・無回答	23	5.0	0	0.0	1	4.8	1	33.3

**(2) アフタースクール等の放課後事業の利用の有無（小学生保護者のみ）〈複数回答〉**

[小学生…問9]

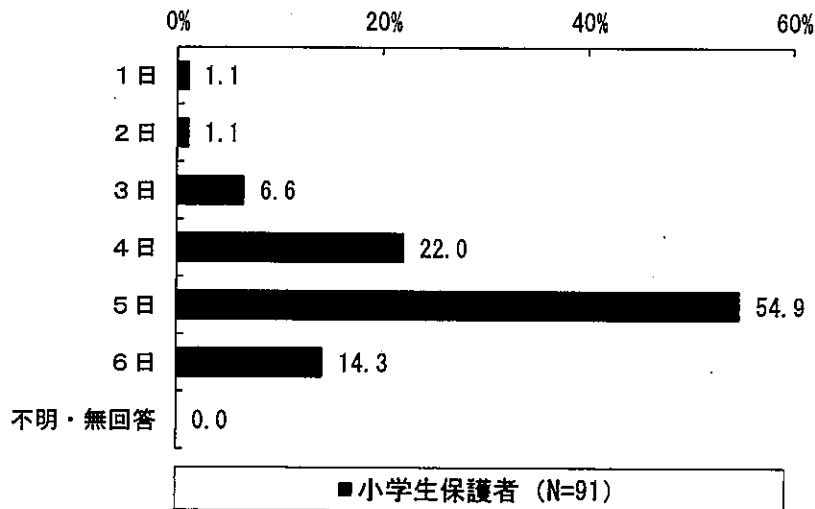
小学生では、「アフタースクールを利用している」が19.0%、それ以外の事業を含めて、何らかの放課後の事業を利用しているのは、全体の21.1%となっています。



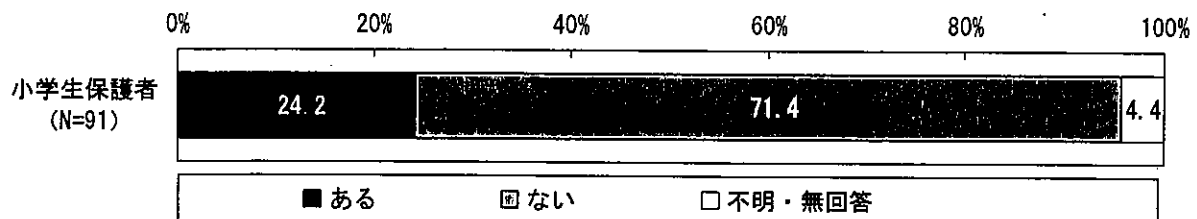
**(2) で「アフタースクールを利用している」を選んだ方**

**(2) - 1 利用している週当たりの日数（小学生保護者のみ） [小学生…問9-1]**

アフタースクールを利用している週当たりの日数についてみると、「5日」が54.9%で最も多く、次いで「4日」が22.0%となっています。土曜日の利用は24.2%が「ある」と回答しています。



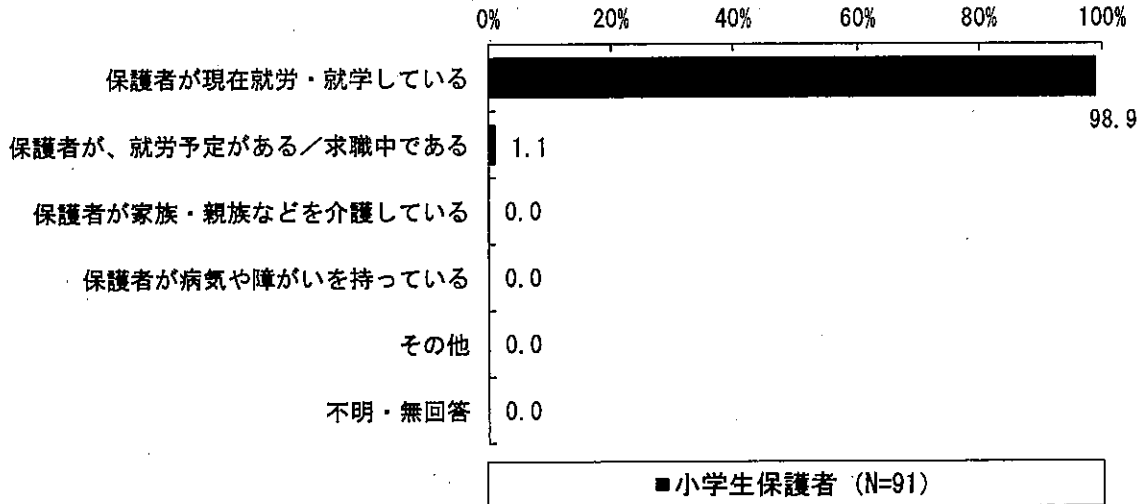
**○うち土曜日の利用 《「利用している」を選んだ方》**



**(2) で「アフタースクールを利用している」を選んだ方**

**(2) - 2 利用している理由 (小学生保護者のみ) [小学生…問9-1]**

アフタースクールを利用している理由についてみると、「保護者が現在就労・就学している」が98.9%となっています。

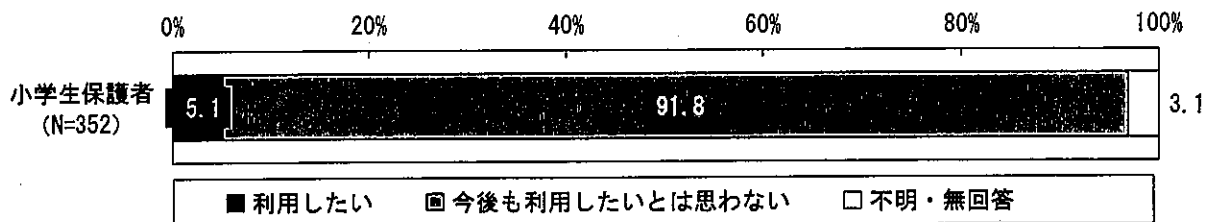


**(2) で「どれも利用していない」を選んだ方**

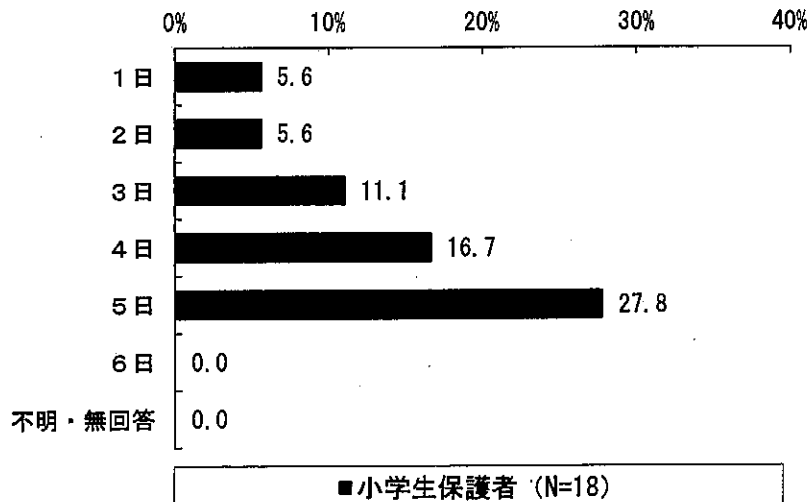
**(3) 今後のアフタースクールの利用意向・利用希望日数 (小学生保護者のみ)**

[小学生…問9-2]

現在アフタースクールを利用していない人の今後のアフタースクールの利用意向についてみると、「利用したい」が5.1%あります。「利用したい」を選んだ方の週当たりの利用希望日数は、「5日」が27.8%で最も多くなっています。



**○週当たりの利用希望日数 《「利用したい」を選んだ方》**

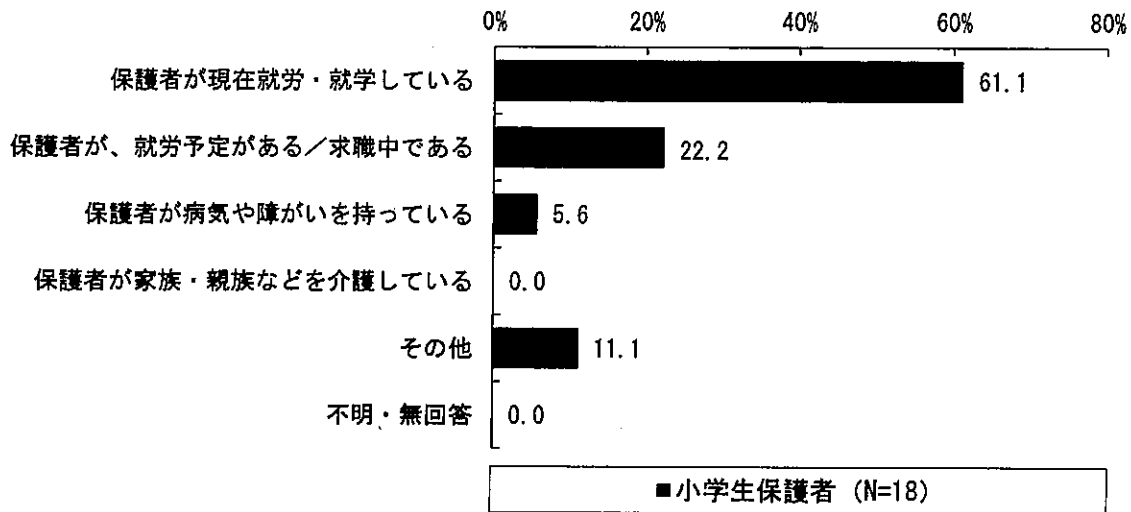


(3) で「利用したい」を選んだ方

(4) 今後、放課後にアフタースクールを利用したい理由（小学生保護者のみ）

[小学生…問9-3]

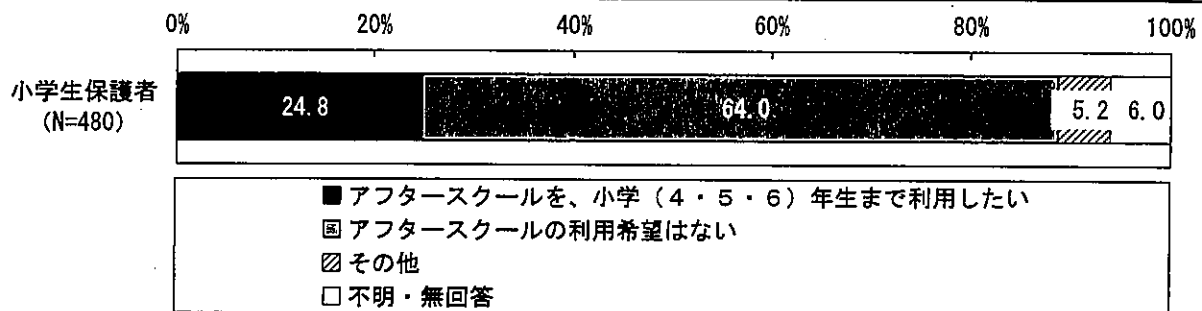
「保護者が現在就労・就学している」が61.1%で最も多く、次いで「保護者が、就労予定がある／求職中である」が22.2%となっています。



(5) 子どもの小学4年生以降（高学年）のアフタースクールの利用（小学生保護者のみ）

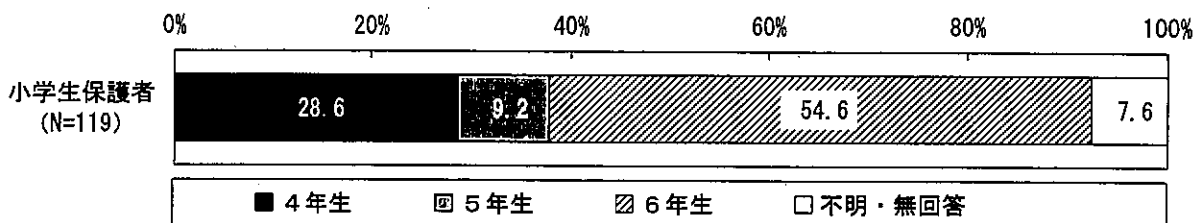
[小学生…問10]

小学4年生以降のアフタースクールの利用については、24.8%が「利用したい」と回答しています。また、その半数以上が「6年生」まで利用したいと回答しています。



○アフタースクールを利用したい学年

《「アフタースクールを、小学(4・5・6)年生まで利用したい」を選んだ方》





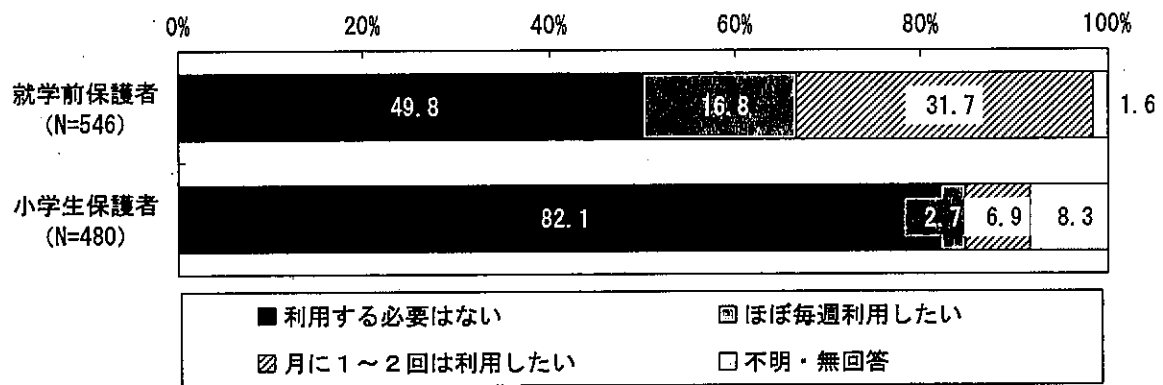
**就学前は(1)で「アフタースクール事業を利用したい」を選んだ方**

**(6) 土曜日と日曜日・祝日の放課後事業の利用希望**〔就学前…問 22-1、小学生…問 11〕

アフタースクールの、土曜日と日曜日・祝日の利用希望についてみると、土曜日は就学前で48.5%、小学生で9.6%が利用したい（「ほぼ毎週利用したい」または「月に1～2回は利用したい」と回答しています。利用したい時間帯については、開始時刻は「8時台」、終了時刻は「18時台」という回答が最も多くなっています。

日曜日・祝日は就学前の22.9%、小学生の5.4%が利用したいと回答しています。

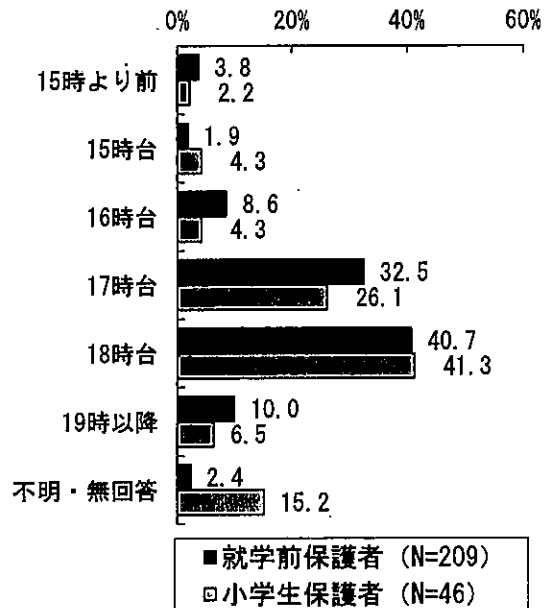
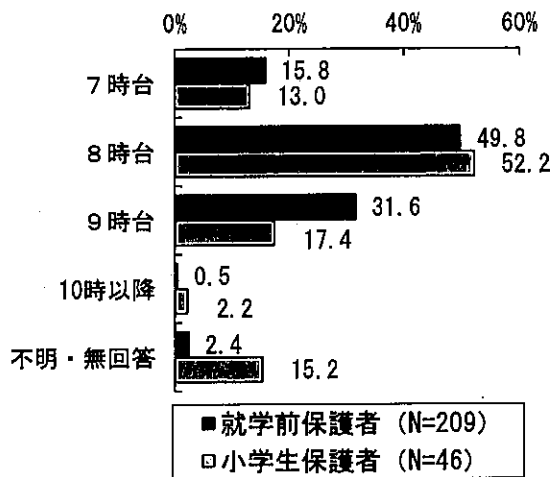
**【土曜日】**



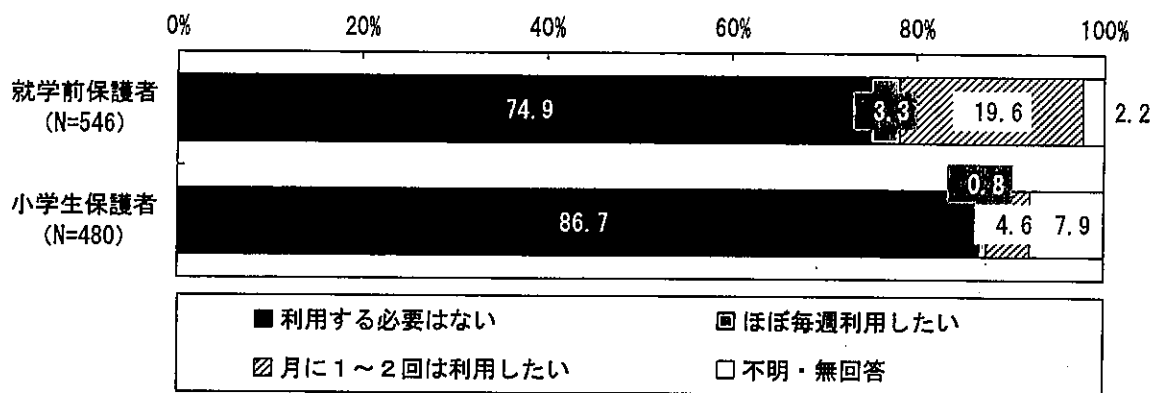
**○利用したい時間帯** 《「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」を選んだ方》

利用希望開始時刻

利用希望終了時刻



【日曜日・祝日】

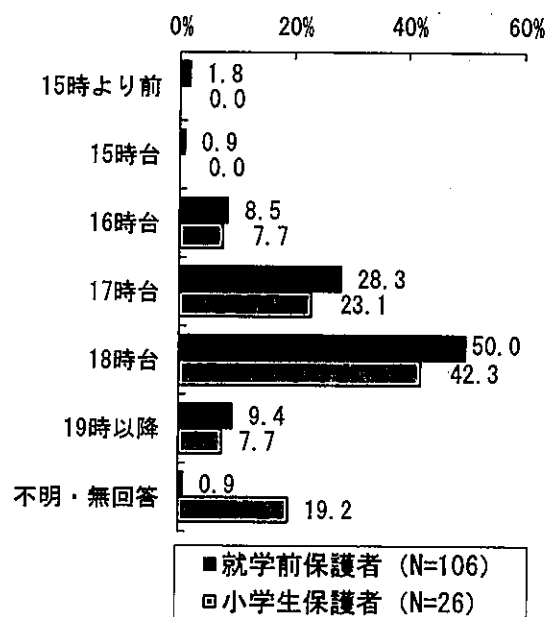
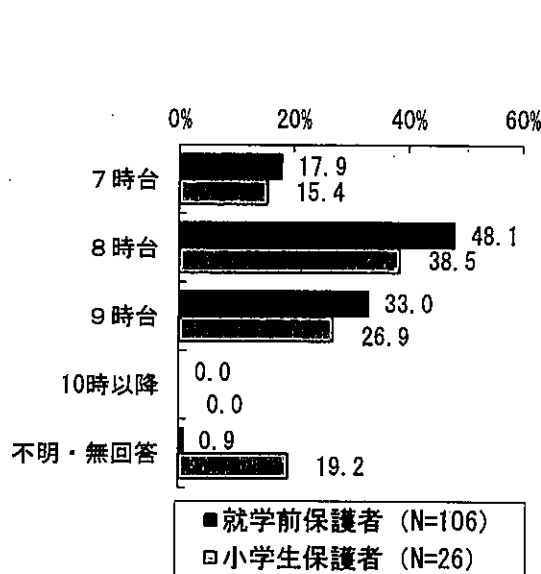


\*事業の利用には、一定の利用料がかかる。

○利用したい時間帯 《「ほぼ毎週利用したい」「月に1~2回は利用したい」を選んだ方》

利用希望開始時刻

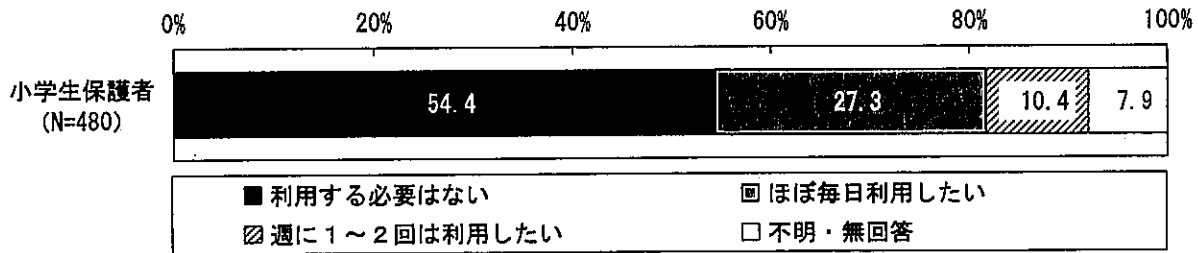
利用希望終了時刻



**(7) 長期の休暇期間中（夏・冬・春休み）のアフタースクールの利用希望  
（小学生保護者のみ）** [小学生…問12]

長期の休暇期間中の放課後事業の利用希望についてみると、小学生の27.3%が「ほぼ毎日利用したい」、10.4%が「週に1～2回は利用したい」と回答しています。

希望する利用時間帯については、開始時刻は8時台、終了時刻は17時台が最も多くなっています。

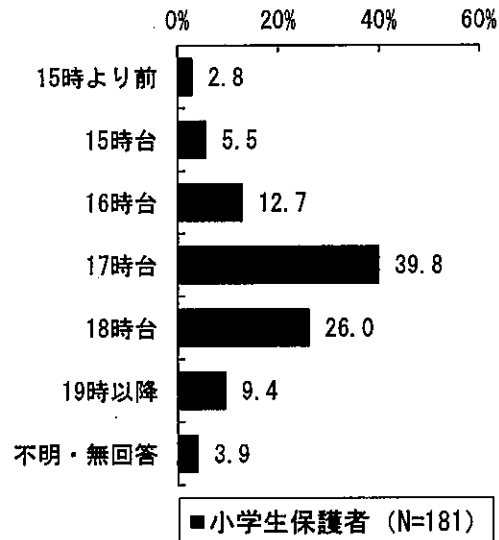
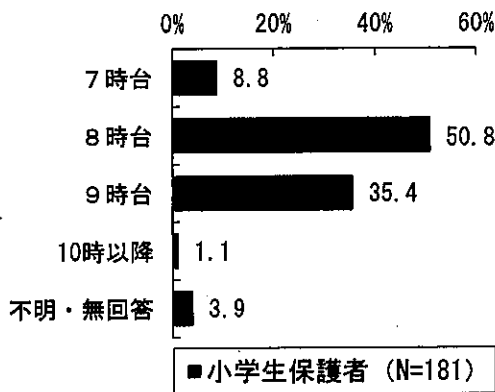


**○利用したい時間帯〈複数回答〉**

《「ほぼ毎日利用したい」、「週に1～2回は利用したい」を選んだ方》

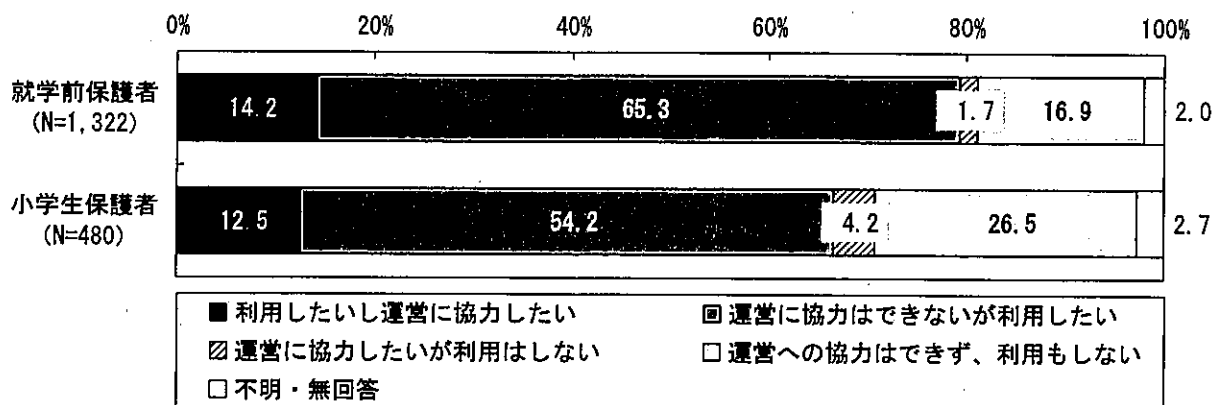
利用希望開始時刻

利用希望終了時刻



**(8) 「放課後子ども教室」への運営参画意向・利用意向**〔就学前…問 23、小学生…問 13〕

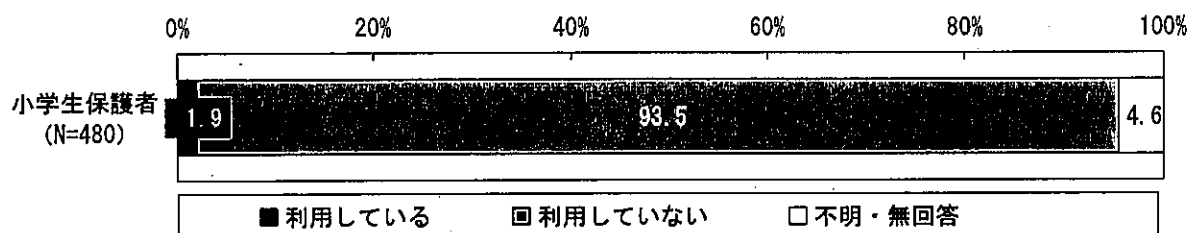
地域住民が主体となって、放課後や週末に子ども同士、子どもと大人の交流の機会をもうけ、体験及び学習活動を行う「放課後子ども教室」については、「利用したい」という回答（「利用したいし運営に協力したい」と「運営に協力できないが利用したい」の合計）は、就学前保護者の79.5%、小学生保護者の66.8%に上りますが、「運営に協力したい」という回答（「利用したいし運営に協力したい」と「運営に協力したいが利用はしない」の合計）は、就学前保護者の15.9%、小学生保護者の16.7%にとどまっています。



## 10 ファミリーサポートセンターの利用について（小学生保護者）

### （1）ファミリーサポートセンターの利用状況〔小学生…問 19〕

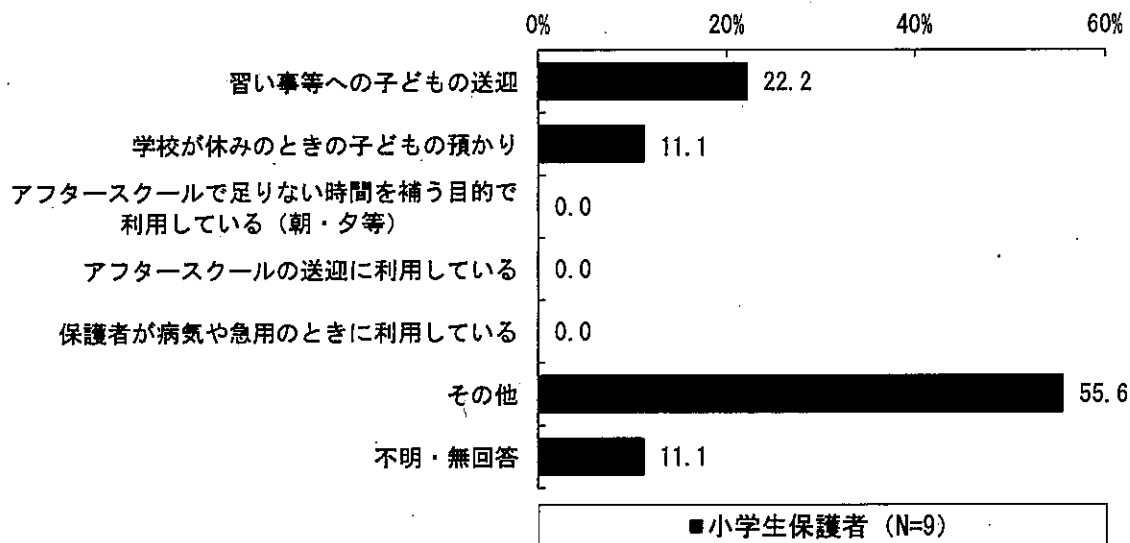
ファミリーサポートセンターについては、1.9%が「利用している」と回答しています。



### （1）で「利用している」を選んだ方

#### （1）-1 利用している目的〈複数回答〉〔小学生…問 19-1〕

ファミリーサポートセンターの利用目的については、「習い事等への子どもの送迎」「学校が休みのときの子どもの預かり」「その他」の回答があります。



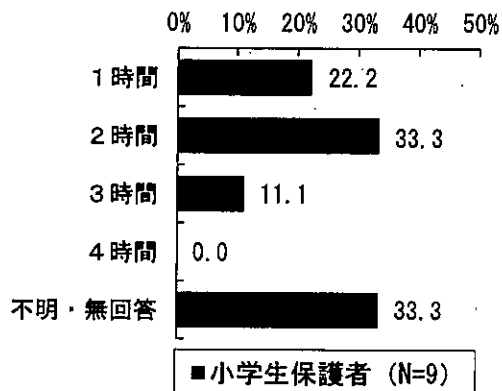
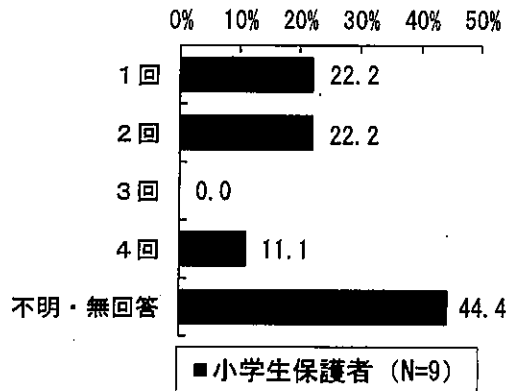
(1)で「利用している」を選んだ方

(1) - 2 利用している日数・時間[小学生…問 19-2]

利用している日数については1～4回、1回当たりの時間については、1～3時間の回答があります。

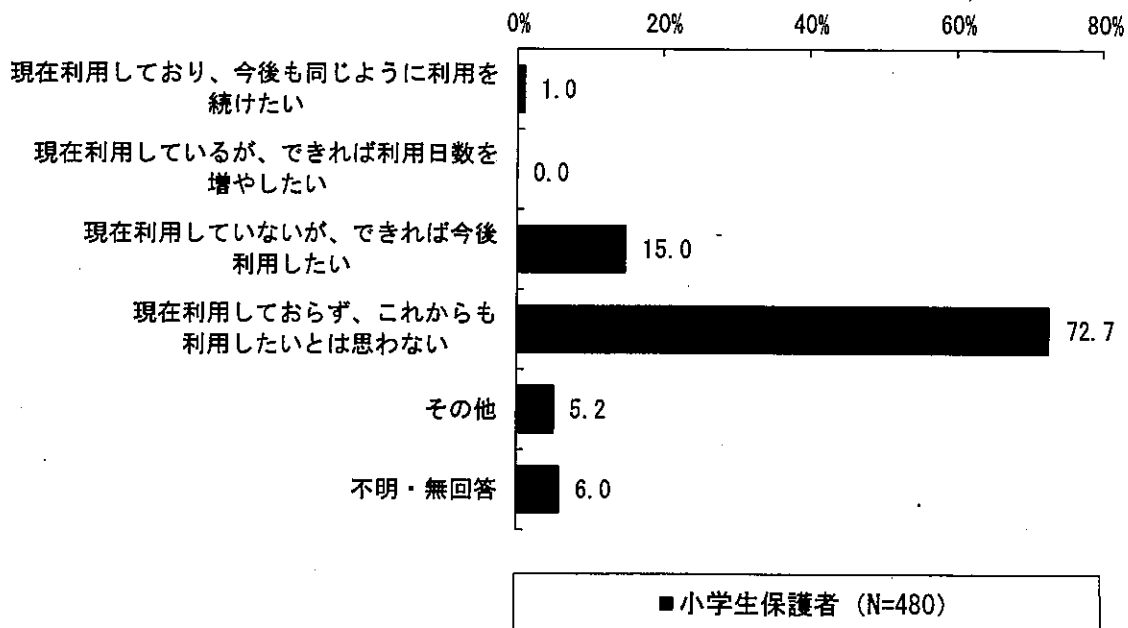
ひと月当たり日数

1回当たり時間



(2) ファミリーサポートセンターの今後の利用意向[小学生…問 20]

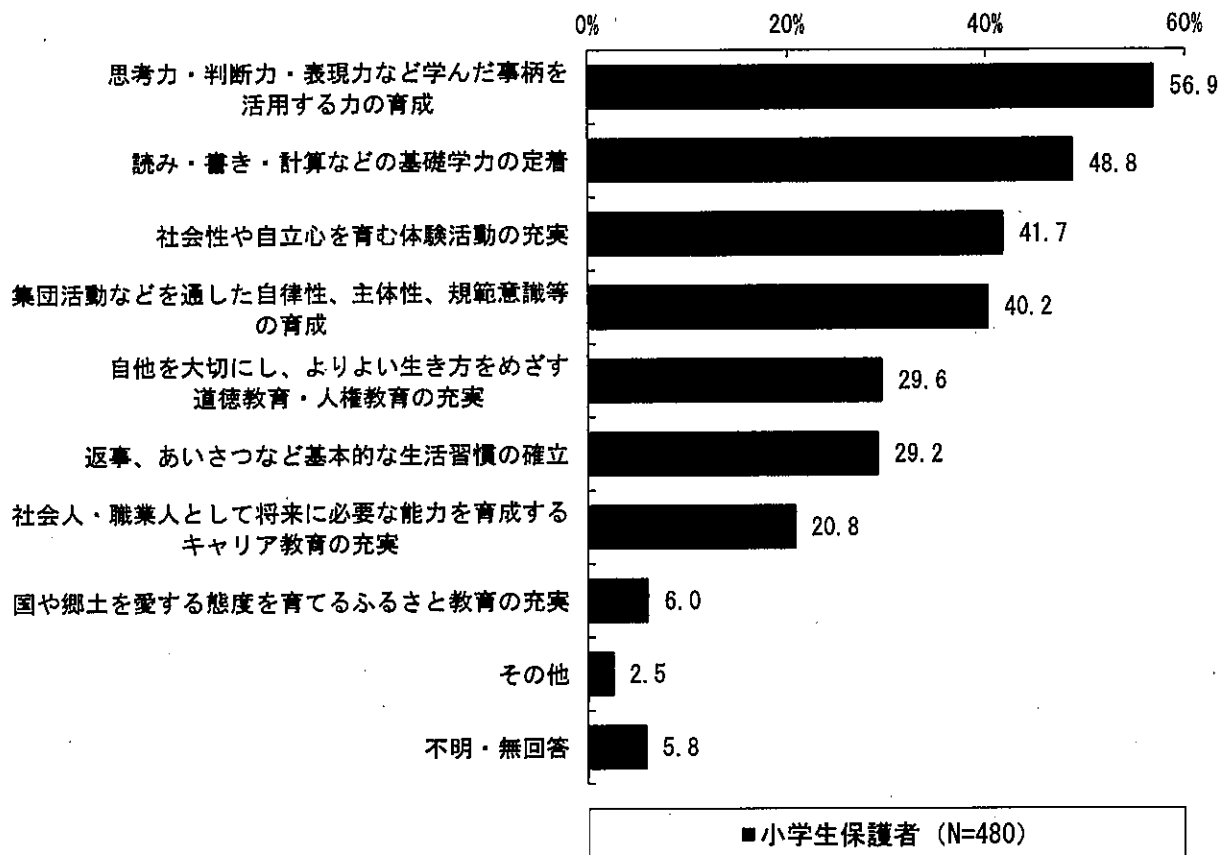
ファミリーサポートセンターの今後の利用意向については、15.0%が「現在利用していないが、できれば今後利用したい」と回答しており、潜在的な利用ニーズがあることが示されています。



## 11 学校教育について（小学生保護者）

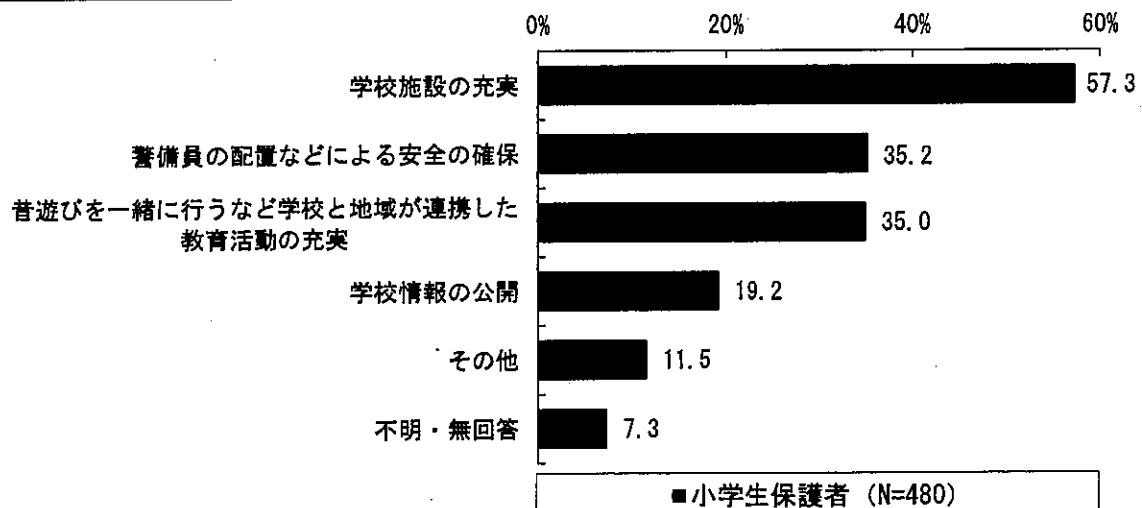
### （1）三木市の教育内容について望むこと〈3つまで回答〉〔小学生…問 21〕

三木市の教育内容について望むことでは、「思考力・判断力・表現力など学んだ事柄を活用する力の育成」が 56.9%で最も多く、次いで「読み・書き・計算などの基礎学力の定着」が 48.8%となっています。



### （2）学校の運営に関して望むこと〈2つまで回答〉〔小学生…問 22〕

学校の運営に関して望むことについては、「学校施設の充実」が 57.3%で最も多くなっています。

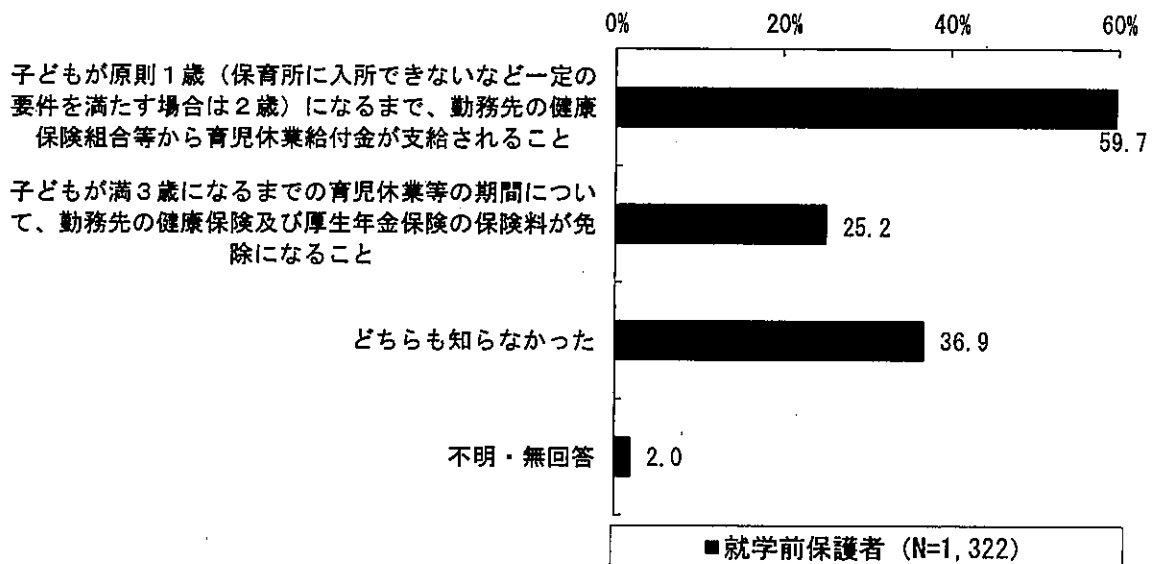


## 12 仕事と子育ての両立支援制度について（就学前保護者）

### （1）育児休業制度について、次のことをご存知でしたか。〈複数回答〉

〔就学前…問 24〕

育児休業制度について知っていることでは、「子どもが原則1歳（保育所に入所できないなど一定の要件を満たす場合は2歳）になるまで、勤務先の健康保険組合等から育児休業給付金が支給されること」については59.7%の回答がありましたが、「子どもが満3歳になるまでの育児休業等の期間について、勤務先の健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になること」は25.2%にとどまっています。また、「どちらも知らなかった」が36.9%あります。

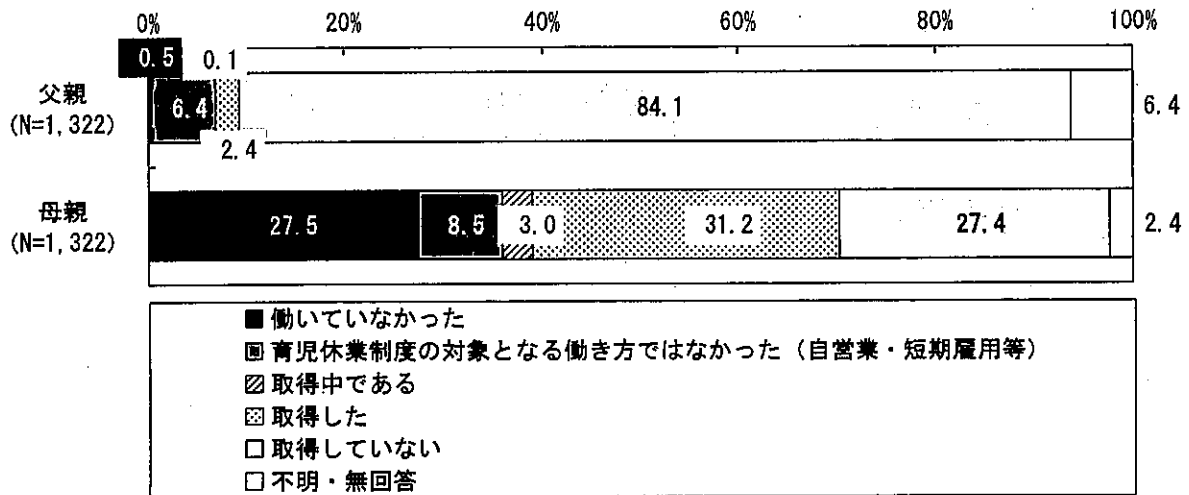




## (2) 子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〔就学前…問 25〕

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「取得した」または「取得中である」が34.2%、父親では2.5%となっています。

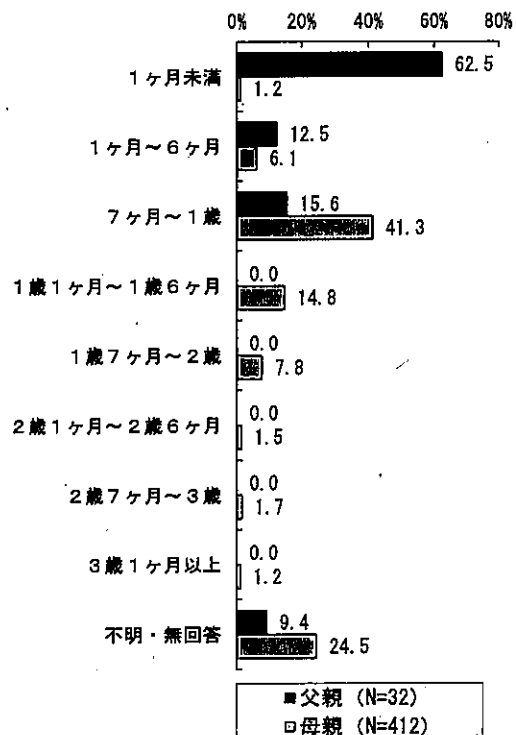
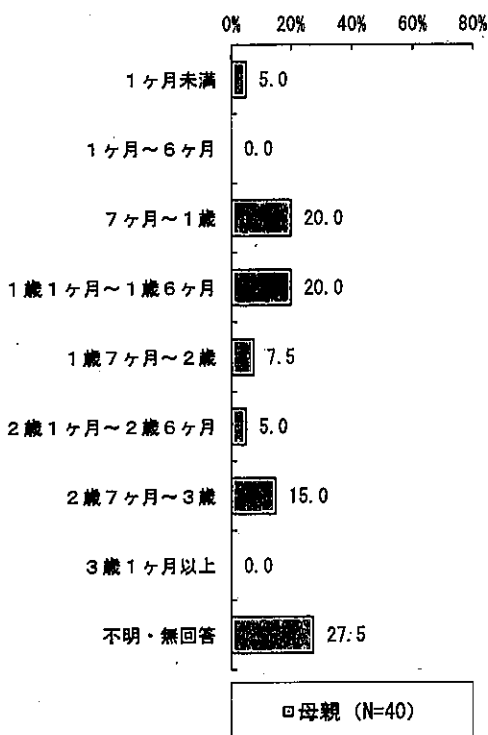
育児休業の取得日数についてみると、父親は1ヶ月未満、母親は7ヶ月～1歳という回答がそれぞれ最も多くなっています。



### ○育児休業の取得日数

《「取得中である」を選んだ方》

《「取得した」を選んだ方》

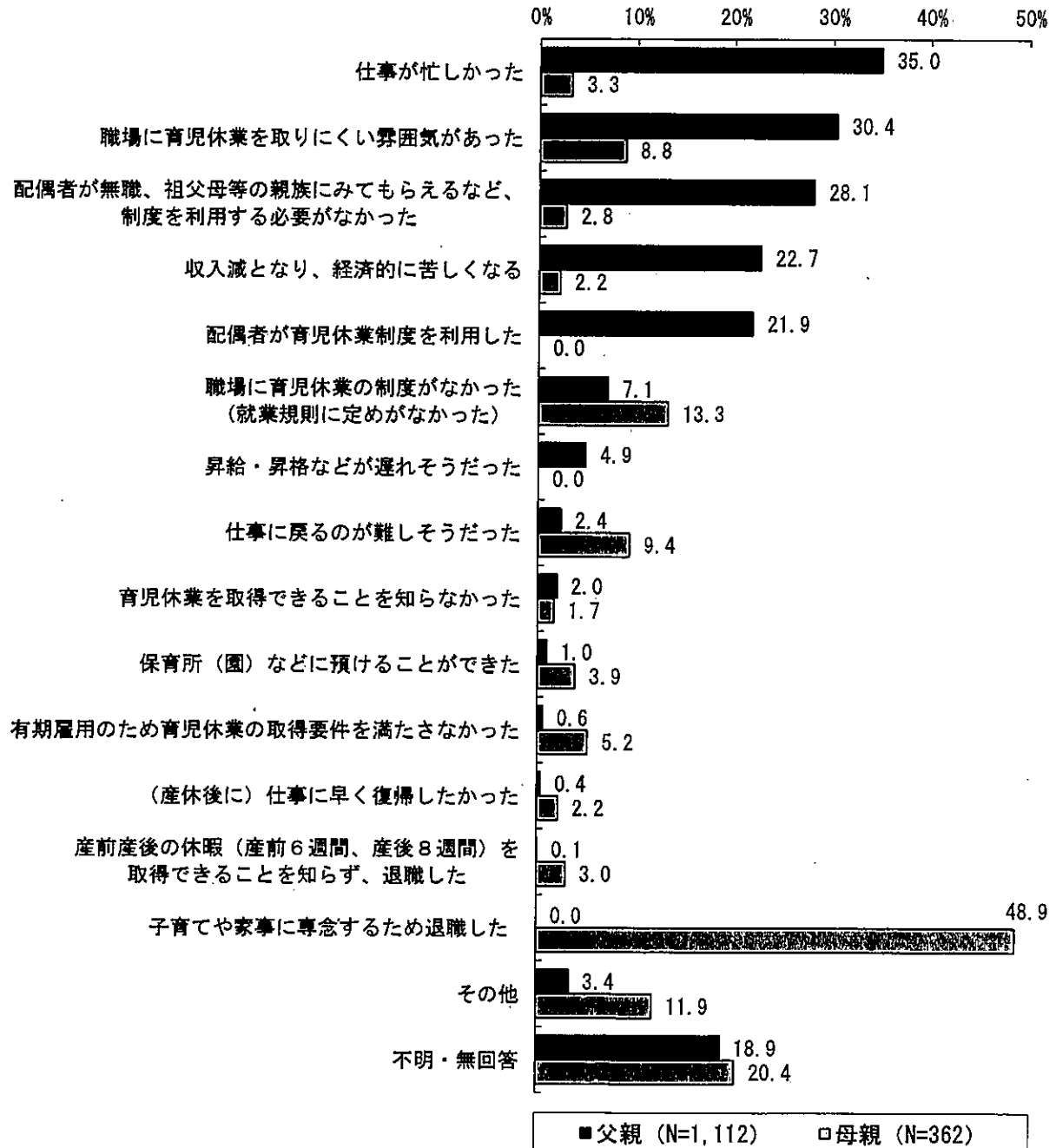


※父親 (N=1) は「不明・無回答」が1件

育児休業を取得していない理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が48.9%で最も多くなっています。父親では「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」がそれぞれ3割前後となっています。

### ○取得していない理由〈複数回答〉

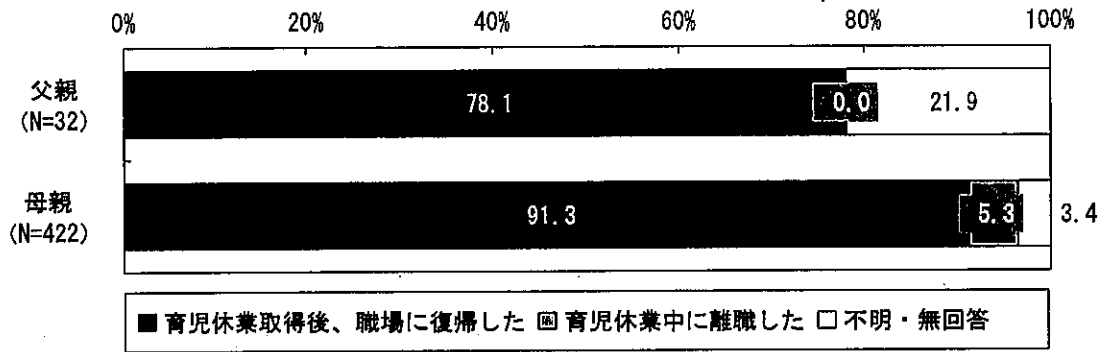
《「取得していない」を選んだ方》



(2)で「取得した」を選んだ方

(3) 育児休業取得後の職場復帰の有無〔就学前…問 25-1〕

育児休業取得後、職場に復帰したかについてみると、母親、父親ともに「育児休業取得後、職場に復帰した」が回答のほとんどを占めています。

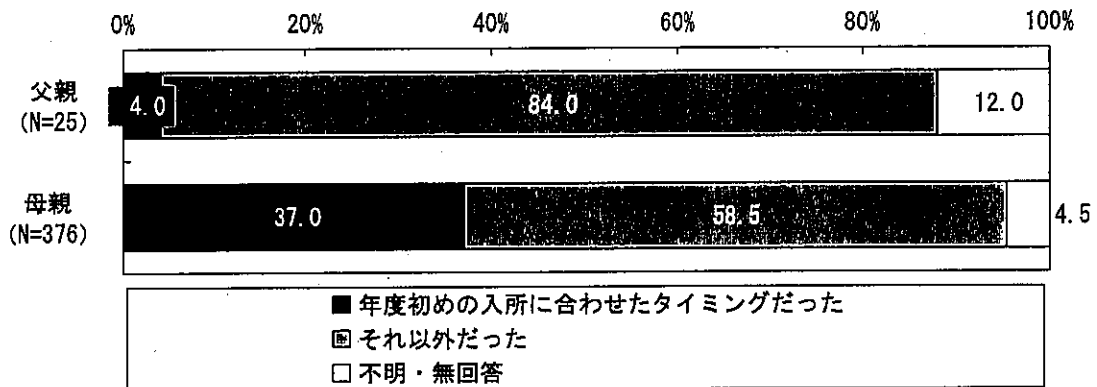


(3)で「育児休業取得後、職場に復帰した」を選んだ方

(4) 職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングか

〔就学前…問 25-2〕

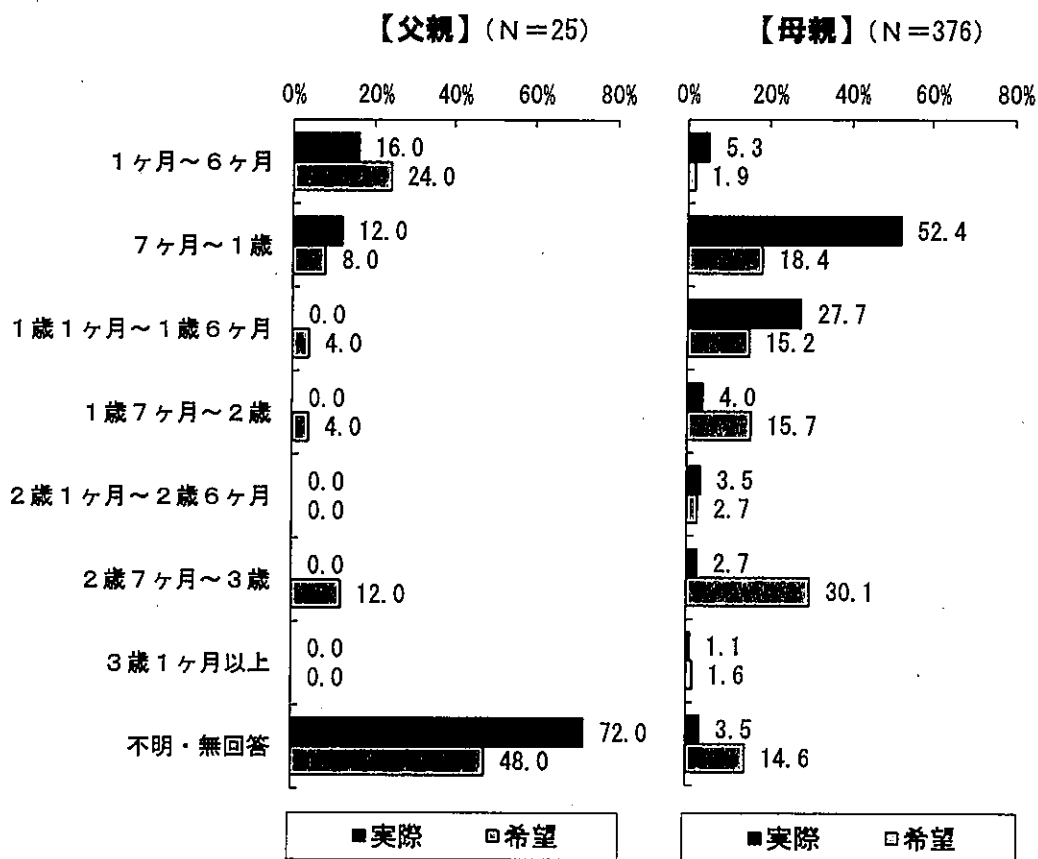
職場復帰の時期が、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングかについてみると、「それ以外だった」が母親では58.5%、父親では84.0%と多くなっています。



(3)で「育児休業取得後、職場に復帰した」を選んだ方

(5) 育児休業からは、「実際」に子どもが何歳何ヶ月のときに職場復帰したか  
 また、勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取得したか  
 たか〔就学前…問 25-3〕

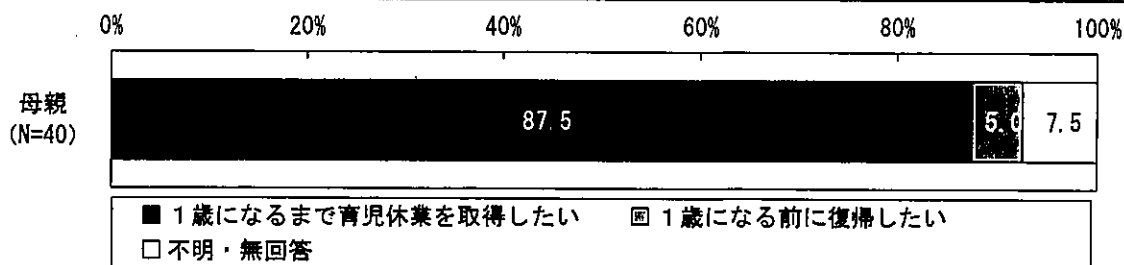
育児休業から、実際に子どもが何歳何ヶ月のときに職場復帰したかについてみると、母親では実際は「7ヶ月～1歳」が半数を超えているのに対し、希望では「2歳7ヶ月～3歳」が30.1%で最も多くなっています。父親については、実際、希望ともに「1ヶ月～6ヶ月」が多くなっています。



(2)で「取得中である」を選んだ方

(6) 子どもが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得するか〔就学前…問 25-4〕

現在も育児休業中の人で、子どもが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得するかについてみると、母親では87.5%が「1歳になるまで育児休業を取得したい」と回答しており、「1歳になる前に復帰したい」は5.0%にとどまっています。



※父親 (N=1) は「不明・無回答」が1件

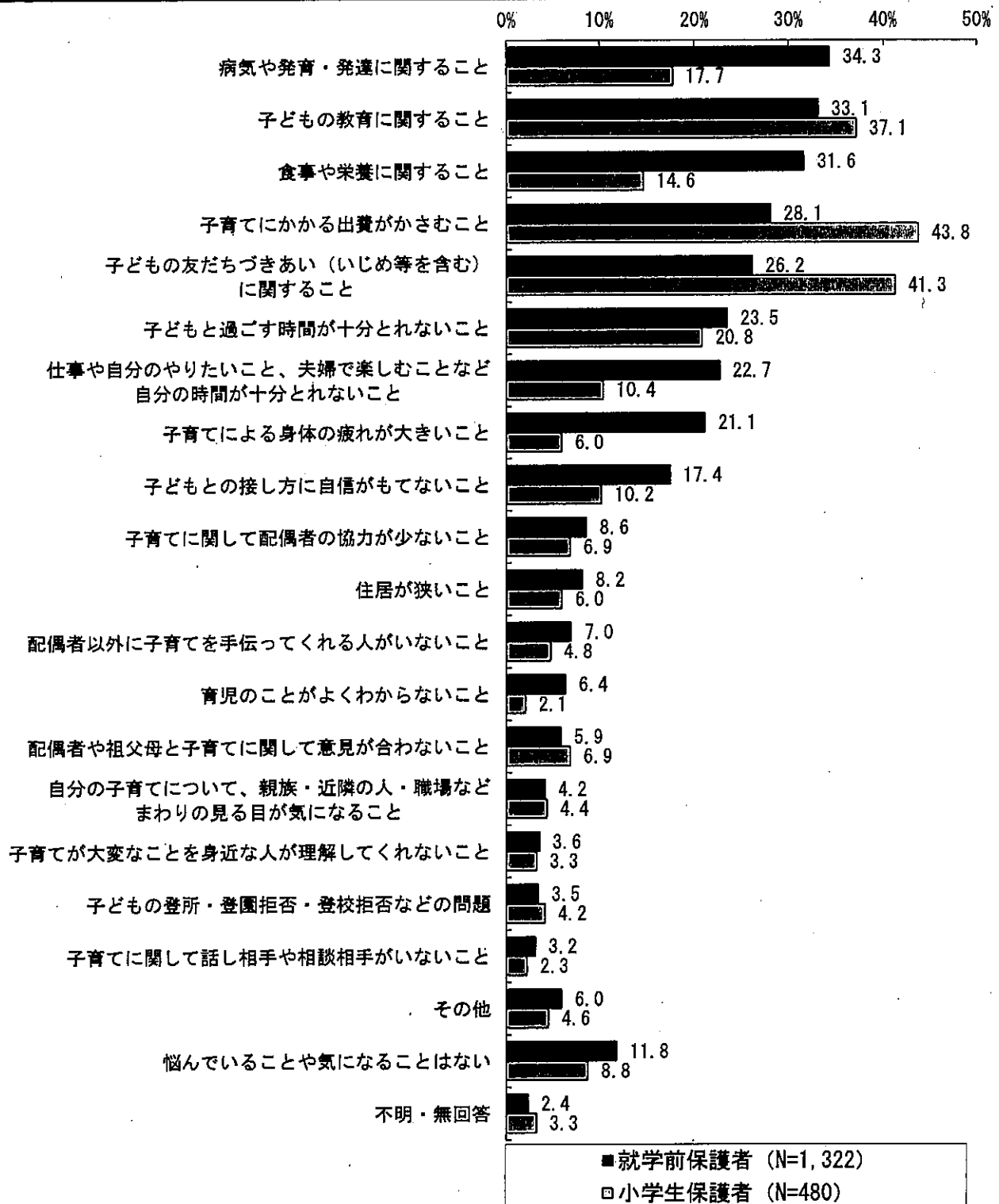
## 13 子育てについて悩んでいることについて

### (1) 子育てに関して、日頃悩んでいること、または、気になること〈複数回答〉

〔就学前…問 26、小学生…問 23〕

子育てで悩んでいることや、気になることとしては、就学前では「病気や発育・発達に関すること」「子どもの教育に関すること」「食事や栄養に関すること」がいずれも3割台で多くなっています。

小学生では「子育てにかかる出費がかさむこと」「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」「子どもの教育に関すること」がそれぞれ4割前後で多くなっています。

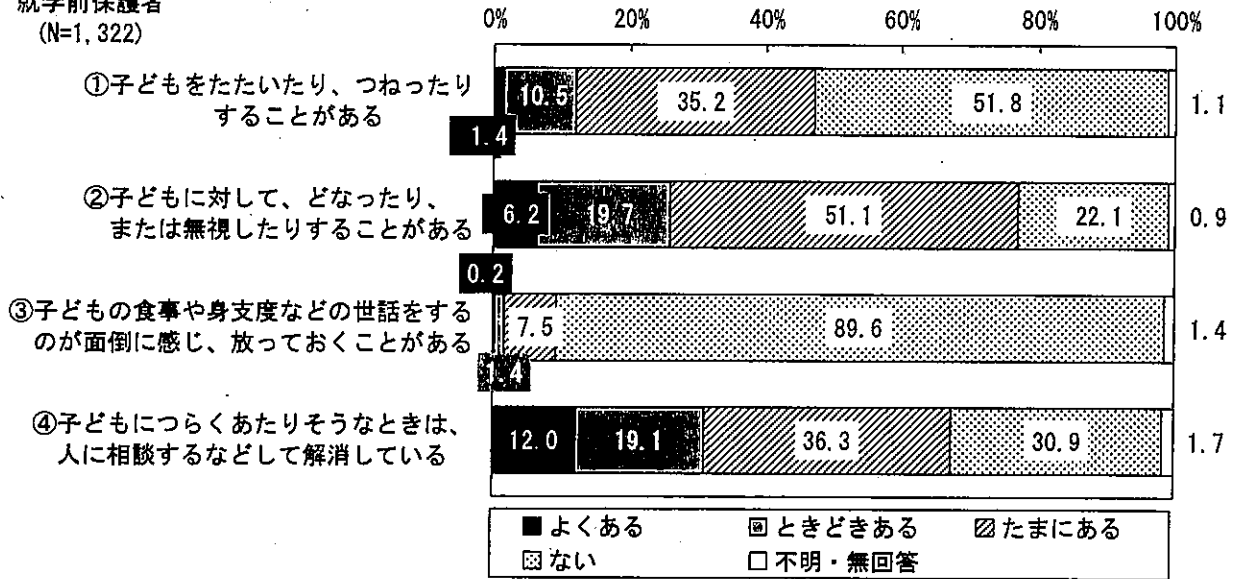


## (2) 子育てをしていて、子どもにつらくあたってしまうようなことの有無

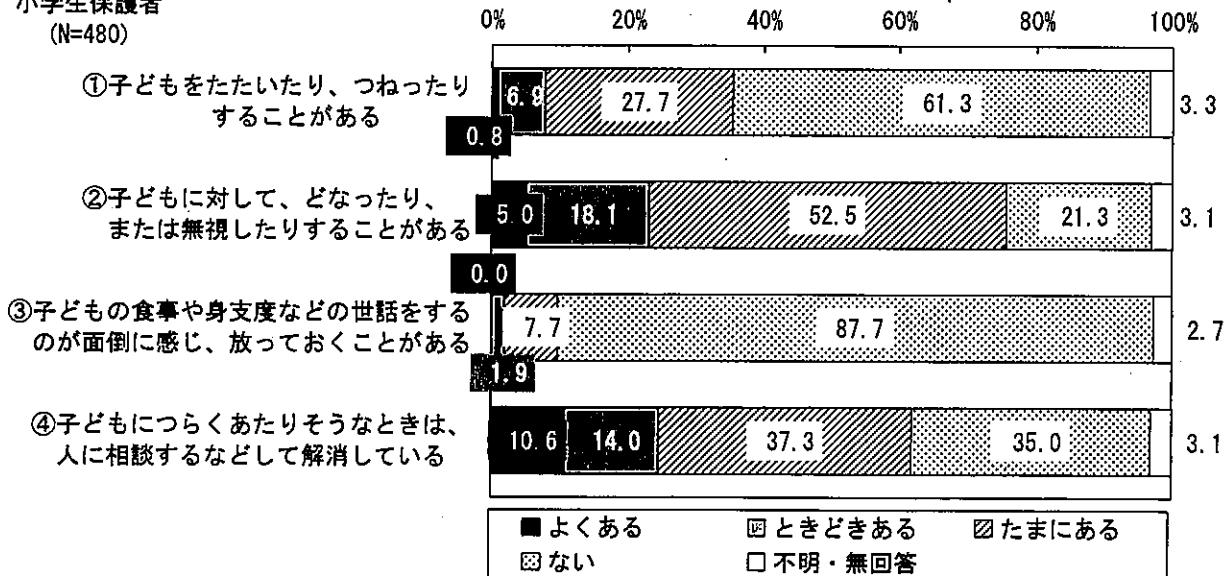
[就学前…問 27、小学生…問 24]

子育ての悩みや不安から、子どもにつらくあたってしまうことの有無について、「子どもに対して、どなったり、または無視したりすることがある」については、就学前、小学生ともに2割台が「よくある」または「ときどきある」と回答しています。

就学前保護者  
(N=1,322)



小学生保護者  
(N=480)



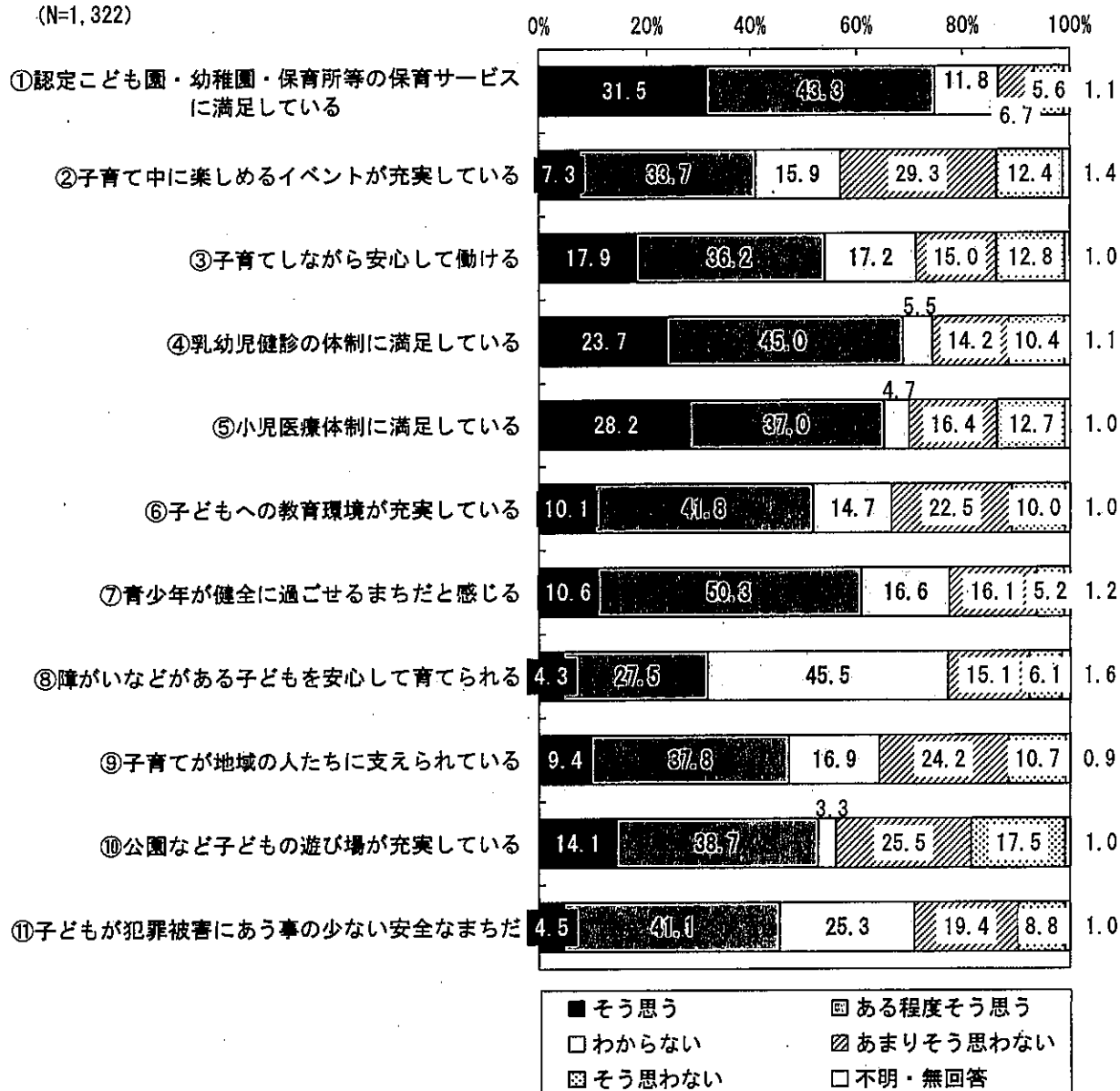
## 14 三木市の子育て環境全般について

### (1) 三木市の子育て環境等に関して感じる事〔就学前…問 28、小学生…問 25〕

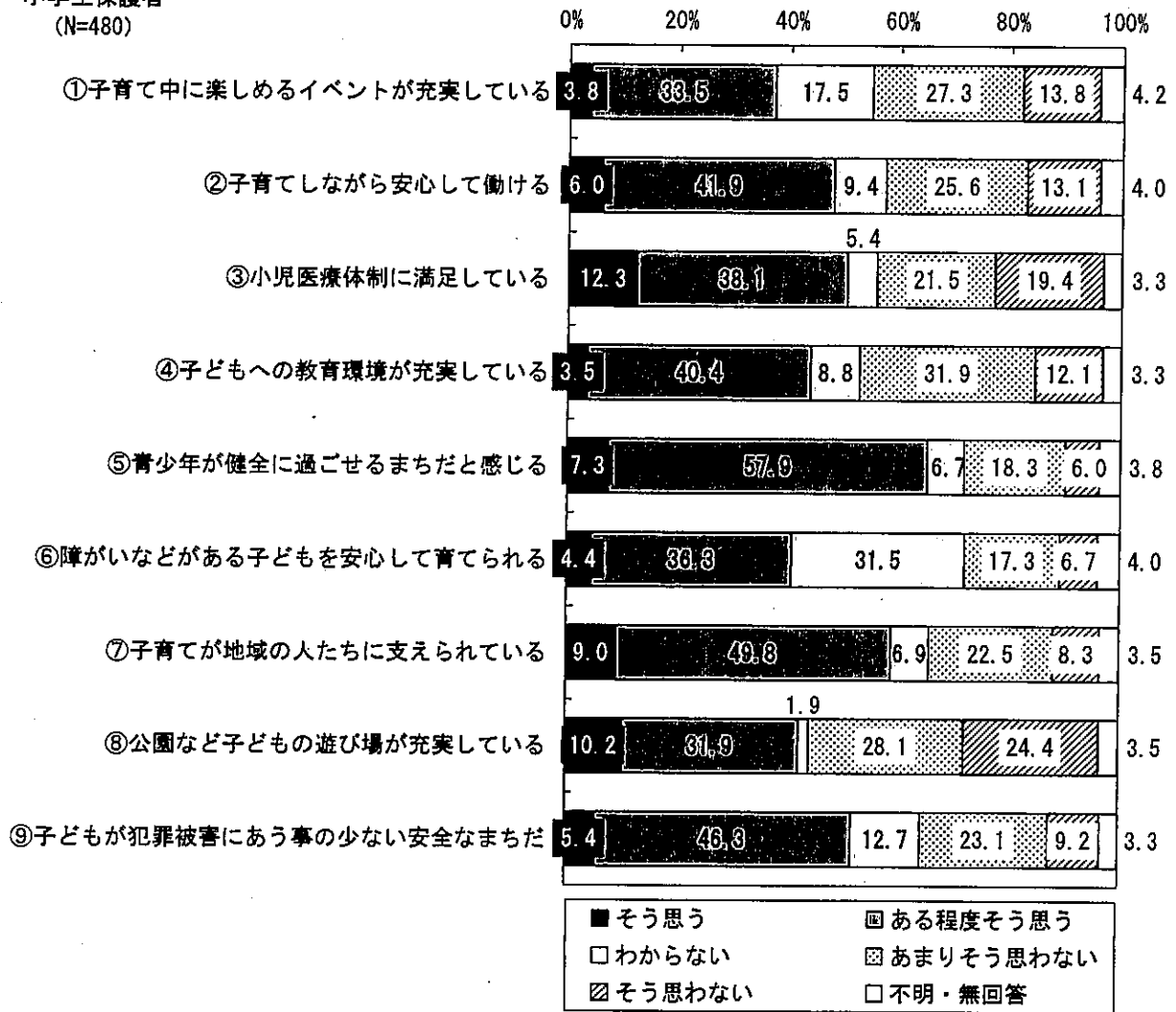
「認定こども園・幼稚園・保育所等の保育サービスに満足している」「乳幼児健診の体制に満足している」「青少年が健全に過ごせるまちだと感じる」については、肯定的な回答（そう思う+ある程度そう思う）が就学前、小学生ともに6割を超えており、就学前の「小児医療体制に満足している」も同様です。

一方、「子育て中に楽しめるイベントが充実している」「公園など子どもの遊び場が充実している」は就学前、小学生ともに、否定的な回答（あまりそう思わない+そう思わない）が4割を超えており、他の項目と比べて多くなっています。小学生の「小児医療体制に満足している」「子どもへの教育環境が充実している」も同様です。

就学前保護者  
(N=1,322)



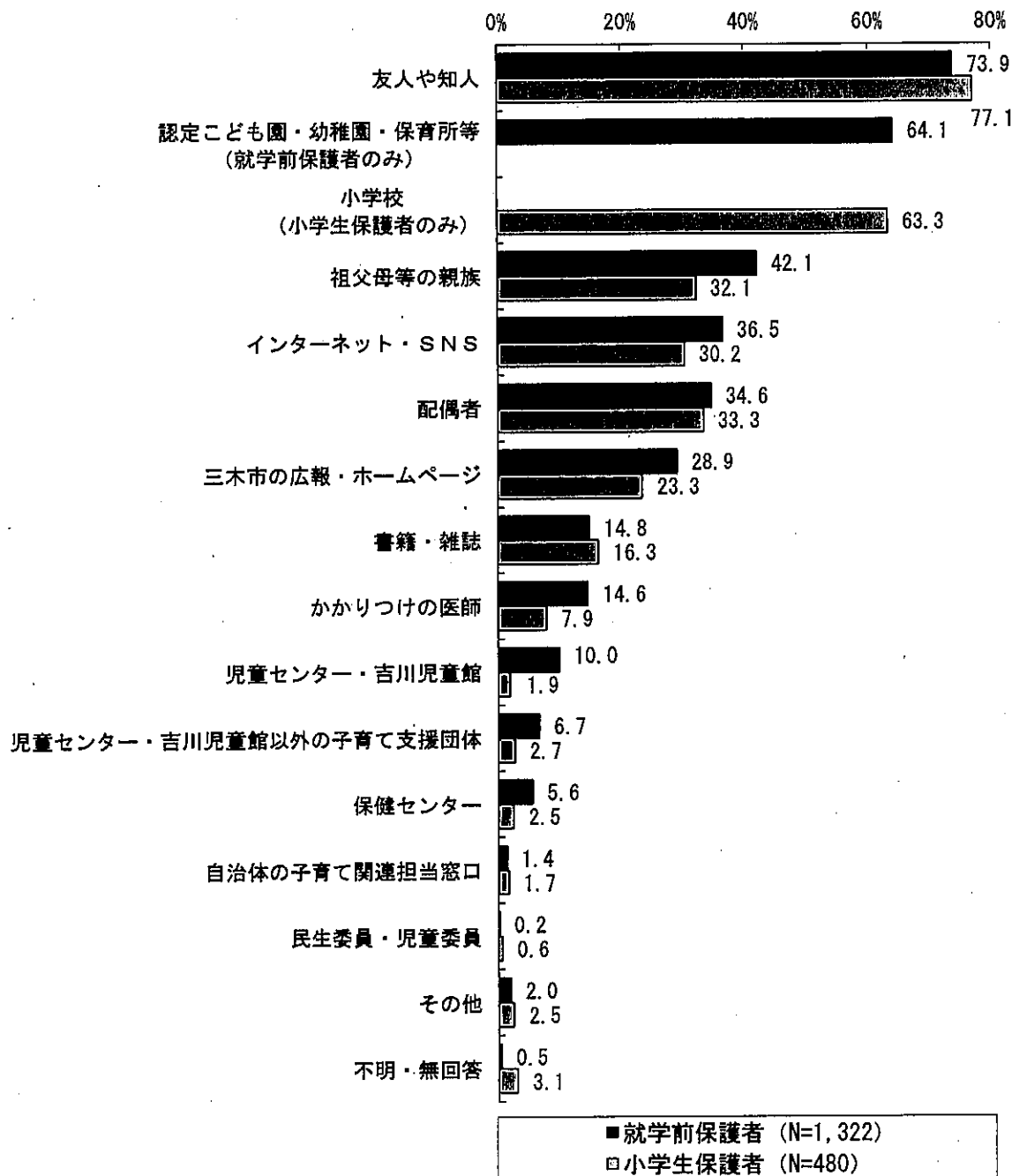
小学生保護者  
(N=480)





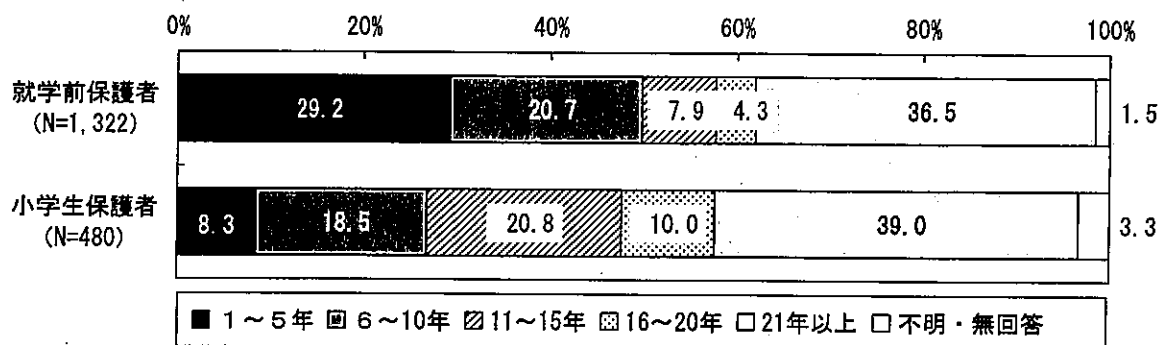
**(2) 子育て情報の主な収集先〈複数回答〉**〔就学前…問 29、小学生…問 26〕

子育て情報の主な収集先について、就学前、小学生ともに「友人や知人」が7割を超えて最も多くなっています。次いで、就学前では「認定こども園・幼稚園・保育所等」、小学生では「小学校」が多くなっています。



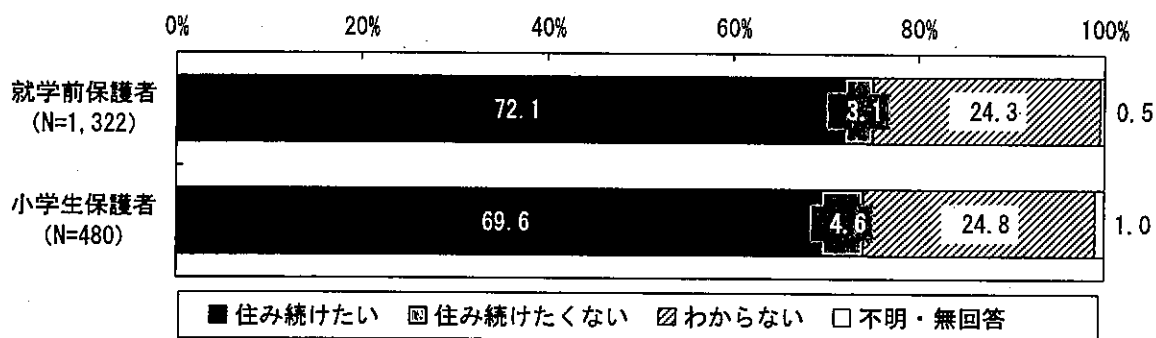
### (3) 居住年数〔就学前…問 30、小学生…問 27〕

三木市での居住年数についてみると、子どものころから三木市に居住していたと考えられる「21年以上」は、就学前、小学生ともに3割を超えています。10年以下の回答は、就学前では49.9%、小学生では26.8%となっています。



### (4) 居住希望〔就学前…問 31、小学生…問 28〕

居住希望についてみると、就学前、小学生ともに、今後も三木市に「住み続けたい」が7割前後となっており、「住み続けたくない」は少数です。



## 15 自由記述回答

アンケート末尾の自由記述回答欄（最後に、三木市における子育ての支援や教育・保育サービスの充実について、ご意見やご提案があれば、ご自由にご記入ください）には、就学前児童保護者 590 件、小学生児童保護者 212 件の回答がありました。回答を分野・内容別に集約した結果をまとめています。一つの回答に複数の項目の意見が含まれているものがあるため、回答件数と各項目の回答数の合計は一致しません。

### （１）就学前施設について（就学前 187 件、小学生 9 件）

	就学前	小学生	合計
職員の資質の向上	16	1	17
休日や長期休暇保育の実施	17	0	17
公立幼稚園の存続・廃止について	9	3	12
施設の格差（公立私立間、地域間）をなくしてほしい	12	0	12
教育・保育内容の改善・充実	11	0	11
保護者の実情に合わせた保育をしてほしい	11	0	11
保育園に入れなかった	11	0	11
育児休業中の入所（継続入所）を可能にしてほしい	11	0	11
保育施設や定員を増やしてほしい	9	1	10
求職中を理由とした申込みでは入所しにくく、結果として就労できない	8	0	8
育児休業中には1号認定での入所に変更になることへの不満（引き続き、2号として認定してほしい。）	8	0	8
施設の充実・改築・更新	7	0	7
幼保一体化（認定こども園化）への不満	4	2	6
保育料負担が大きい・無償化を進めてほしい	6	0	6
利用調整結果通知を早く送ってほしい。選考基準を分かりやすくしてほしい	6	0	6
待機児童をなくしてほしい	5	0	5
保育士の処遇改善・人材確保	5	0	5
預かり時間を拡大してほしい（延長等）	4	0	4
通園バスを走らせてほしい	3	0	3
認定こども園での1号と2・3号の差をなるべくなくしてほしい	3	0	3
きょうだいで同じ園に通えるようにしてほしい	3	0	3
近くの施設に通えるようにしてほしい	2	0	2
公立幼稚園の3年保育をしてほしい	1	0	1
その他	15	2	17
合計	187	9	196

(2) 医療・健康について (就学前 89 件、小学生 19 件)

	就学前	小学生	合計
休日診療や夜間救急の充実	16	11	27
母子の健康に対する要望 (乳幼児健診など)	22	0	22
医療費助成制度への感謝や拡充の希望	15	3	18
小児科の充実	15	0	15
インフルエンザ予防接種への補助	7	3	10
医療体制の充実	5	0	5
産科の充実	3	0	3
院内で子どもをみてほしい	2	0	2
その他	4	2	6
合計	89	19	108

(3) 公園・子どもの遊び場について (就学前 89 件、小学生 27 件)

	就学前	小学生	合計
公園・広場の増設	26	5	31
公園の環境改善	25	4	29
屋内で遊べる施設の増設	15	5	20
みきっこランドの充実	11	2	13
子どもが安心して遊べる場所の整備	5	5	10
公園でボール遊びができるようにしてほしい	1	2	3
放課後に校庭を開放してほしい	0	2	2
その他	6	2	8
合計	89	27	116

(4) 学校教育について (就学前 75 件、小学生 49 件)

	就学前	小学生	合計
学校の統廃合・小中一貫校の新設への不満・懸念	16	9	25
教育内容の充実、学力の向上	8	14	22
英語教育	12	0	12
教員の資質の向上・充実	2	6	8
学校区外・市外の学校へ通う	7	1	8
設備の充実・改築	5	1	6
集団登校・下校への不満	3	1	4
P T A 活動等の負担軽減	4	0	4
放課後子ども教室を実施してほしい	4	0	4
学用品や制服等への不満	4	0	4
学校給食がおいしくない	0	4	4
いじめ・不登校への対策	0	3	3
放課後の過ごし方	0	3	3
その他	10	7	17
合計	75	49	124

**(5) 児童センター・児童館等について (就学前 62 件、小学生 9 件)**

	就学前	小学生	合計
児童館の設備の充実・更新	19	1	20
教室・イベント等の開催・交流の機会	16	0	16
感謝 (支えてもらった、相談できた)	7	2	9
児童館をつくってほしい	4	2	6
児童館が遠くて不便	5	0	5
児童館での一時預かり	2	0	2
PR不足	2	0	2
小学生は行きづらい	0	2	2
その他	7	2	9
合計	62	9	71

**(6) 経済的支援について (就学前 44 件、小学生 31 件)**

	就学前	小学生	合計
保育料無料への感謝や懸念	21	3	24
医療費への助成、無料期間を延長してほしい	6	14	20
学費や学用品への無償化・補助	4	5	9
児童手当・児童扶養手当を増やしてほしい	2	4	6
アフタースクールへの補助	2	1	3
その他	9	4	13
合計	44	31	75

**(7) 子育て支援施策について (就学前 37 件、小学生 5 件)**

	就学前	小学生	合計
子育て支援の充実	18	4	22
こども園、幼稚園、保育所の入所に関する情報・手続き方法の周知	4	0	4
相談支援	4	0	4
地域での交流	3	0	3
手続きの簡略化・受付の充実	1	0	1
その他	7	1	8
合計	37	5	42

**(8) アフタースクールについて (就学前 32 件、小学生 29 件)**

	就学前	小学生	合計
利用料が高い・安くしてほしい	8	6	14
休日・長期休暇等での利用希望	7	3	10
利用時間の延長・拡大の利用	4	3	7
希望者全員が入れるべき・定員を増やして欲しい	3	4	7
スタッフの資質の向上	0	4	4
利便性が悪い・遠い	3	0	3
利用時間や日数で料金を決めるべき	2	0	2
6年まで利用したい	0	2	2
その他	5	7	12
合計	32	29	61

**(9) 広報について (就学前 33 件、小学生 5 件)**

	就学前	小学生	合計
情報提供を充実(子育て支援や就学前施設)させてほしい	17	2	19
HP、ネット、アプリ等での情報発信してほしい	5	2	7
イベント等のPR不足	6	0	6
住民への説明(制度や学校の統廃合など)が足りない	2	1	3
その他	3	0	3
合計	33	5	38

**(10) 病児保育について (就学前 28 件、小学生 2 件)**

	就学前	小学生	合計
病児施設・定員を増やす	18	1	19
利用したい時に利用できない	4	0	4
利便性の改善	3	0	3
利用料が高い	2	0	2
その他	1	1	2
合計	28	2	30

**(11) 地域の交通・安全について (就学前 43 件、小学生 24 件)**

	就学前	小学生	合計
交通の便が悪い	6	9	15
登下校時の見守り・安全の確保など	7	6	13
道路、信号、街灯の整備	9	1	10
防犯対策の充実	4	5	9
公共交通機関の充実	6	2	8
小学校・アフタースクール・習いごと等への送迎	7	0	7
その他	4	1	5
合計	43	24	67

**(12) 人口問題・子育て世帯の転入について** (就学前 25 件、小学生 9 件)

	就学前	小学生	合計
子育て世帯転入に向けた支援や施策	11	4	15
子育て環境の改善	10	4	14
人口減少への懸念	3	0	3
その他	1	1	2
合計	25	9	34

**(13) 一時預かりサービスについて** (就学前 25 件、小学生 1 件)

	就学前	小学生	合計
サービス・施設の実施・充実	11	0	11
利便性の向上	6	0	6
就学前施設等での一時預かりの充実	5	0	5
その他施設（児童館等）での一時預かり	3	1	4
合計	25	1	26

**(14) 習いごと・体験活動について** (就学前 21 件、小学生 9 件)

	就学前	小学生	合計
送迎が大変・近くに習い事がほしい	6	0	6
習い事等の選択肢が少ない	5	0	5
身近な施設（園・学校・児童館等）で習い事を行いたい	3	2	5
様々な体験をしたい	5	0	5
情報不足	2	1	3
勉強できる場所がほしい	0	3	3
塾がほしい	0	2	2
その他	0	1	1
合計	21	9	30

**(15) 子育て相談について** (就学前 12 件、小学生 3 件)

	就学前	小学生	合計
気軽に相談できる場がほしい	4	3	7
子育て相談への感謝	4	0	4
相談窓口・スタッフに不満	3	0	3
相談できず孤独	1	0	1
計	12	3	15

(16) 障害のある子どもの支援等について (就学前 10 件、小学生 12 件)

	就学前	小学生	合計
施設の充実・新設	4	5	9
園・学校での理解・体制	0	5	5
充実している	2	0	2
支援体制が不足	1	0	1
その他	3	2	5
計	10	12	22

(17) その他 (就学前 68 件、小学生 37 件)

	就学前	小学生	合計
市に対する満足や感謝	10	3	13
行政への不満や期待	9	4	13
街づくり (商店、施設)	11	1	12
地域格差	7	4	11
人材確保	9	1	10
地域のつながり	0	8	8
アンケートについて	7	0	7
住み良い・子育てしやすい	4	1	5
住み続けたくない・住み続けるのに不安	4	0	4
育児と仕事の両立	1	2	3
しつけ・家庭の教育力	0	2	2
その他	6	12	18
計	68	37	106



## Ⅲ. 調査結果から見える本市の現状

---

(就学前児童保護者調査・小学生児童保護者調査)

## (1) 就学前施設の利用ニーズについて

子育て中の母親の就労率が増加しています。国勢調査等の統計においても、子育て世代の女性の労働力率が増加しており、今後もこの傾向が継続することが考えられます。こうした傾向は、就学前保育や放課後児童クラブのニーズの増加をもたらすことが予想されます。三木市においては、国に先駆けて3歳児以上の就学前教育・保育の無償化を実施していますが、実施から2年がたち、就学前施設の利用ニーズは増加しています。今回の調査でも、就学前施設を利用していない保護者について、「利用したいが、教育・保育の施設に空きがない」が増加しています(p15)。引き続き、就学前施設の利用率が高い状況が継続すると考えられます。

## (2) アフタースクールの利用ニーズについて

アフタースクールについては、就学前保護者の利用希望が大幅に増加しており(p33)、就学前施設の利用の増加が、今後アフタースクールの利用の増加に反映されることが予想されます。

休日利用についても、特に土曜日については、就学前保護者の約半数が利用を希望しており、小学生保護者の利用希望が約1割であるのに対して、大きな差があります(p38)。就学前の時点での利用希望が、実際の利用ニーズにどの程度反映されるかについては、慎重な検討が求められますが、今後休日や長期休暇中の利用希望についても、増加することが考えられます。

また、小学生保護者の4分の1が高学年でのアフタースクールの利用を希望しており、その中の半数以上は、6年生までの利用を希望しています(p37)。今後、高学年での利用希望についても増加することが予想されます。

## (3) 子育て支援事業について

### ①児童センター、吉川児童館での事業について

0歳児、1歳児で約4割、2歳児で約3割が「利用している」と回答していますが、2歳児以上では「現在利用している」という回答より、「現在利用していないが、できれば今後利用したい」という回答が多くなっています(p31)。0歳児、1歳児についても、「現在利用していないが、できれば今後利用したい」という回答が約3割となっており、潜在的な利用ニーズがあることが示されています(p31)。また、充実してほしいこととして、休日のイベントや小学生向けのイベントの増加を求める回答が多くなっています(p32)。

### ②病児保育・一時預かり・ファミリーサポートセンター事業について

病児保育は、利用の希望と実際の利用との間に大きな開きがあることが示されています(p26、p27)。病児保育を利用したいと思った人が利用しなかった理由としては、「親が仕事を休んで対応した」という回答が多くなっていますが、「利用料がかかる・高い」「利便性が良くない」「手続き方法・利用料がわからない」といった回答も、それぞれ1割を超えています(p28)。

同様に、一時預かりやファミリーサポートセンターについても、利用の希望と実際の利用との間の差が大きくなっており、潜在的なニーズが少なくないことが示されています(p21、p23、p42、p43)。

#### **(4) 仕事と子育ての両立支援について**

育児休業制度については、「子どもが原則1歳（保育所に入所できないなど一定の要件を満たす場合は2歳）になるまで、勤務先の健康保険組合等から育児休業給付金が支給されること」「子どもが満3歳になるまでの育児休業等の期間について、勤務先の健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になること」について「どちらも知らなかった」という回答が3分の1を超えており、制度について十分知られていないことが示されています（p45）。

育児休業を取得したのは、母親の34.2%、父親の2.5%となっており、特に父親については取得率が低く、取得した場合でも1か月未満という短期間の取得が6割となっています（p46）。父親の育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が多くなっており、育児休業の取得に対する職場での理解が得られにくい状況であることがうかがえます（p47）。父親、母親ともに実際の育児休業期間より、希望する育児休業期間の方が長くなっており、希望通りに育児休業を取得できない現状があることが示されています（p49）。

#### **(5) 保護者の孤立や育児不安について**

日頃子どもを預けられる親族・知人については、就学前、小学生の保護者の約1割が、日常的にみてもらえる人、または緊急時にみてもらえる人の「いずれもない」と回答しています（p8）。子育てにおいて、支援を得られにくいと感じている保護者が一定数いることがうかがえます。

子育ての悩みや不安から、子どもにつらくあたってしまうことの有無については、「子どもに対して、どなったり、または無視したりすることがある」について、就学前、小学生ともに2割台がときどき以上あると回答しています（p51）。「子どもの食事や身支度などの世話をするのが面倒に感じ、放っておくことがある」についても1割近くがときどき以上あると回答しています（p51）。子育てに負担を感じていることが、子どもに対する不適切なかかわりにつながっていることがうかがえます。

子育てに関して悩んでいることや気になることについては、就学前保護者と小学生保護者とで大きく異なっており、子どもの年齢によって子育て不安の内容は異なっていることが示されています（p50）。

#### **(6) 三木市の子育て環境について**

三木市の子育て環境全般については、「認定こども園・幼稚園・保育所等の保育サービスに満足している」について、就学前保護者の7割以上が肯定的に回答しており、評価が高くなっています（p52）。これは、平成29年度より実施された3歳児以上の就学前施設の無償化の効果が大きいと考えられます。乳幼児検診の体制や小児医療体制についても、満足しているとの評価が6割を超えています（p52）。

一方で、「子育て中に楽しめるイベントが充実している」「公園など子どもの遊び場が充実している」については、就学前保護者、小学生保護者ともに否定的な回答が多くなっています（p52、p53）。

子育て情報の主な収集先については、友人・知人や子どもの通う保育・教育施設等の回答が多く、市の広報・ホームページや子育て支援拠点、子育て関連担当窓口等については、比較的少なくなっています（p54）。

三木市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査  
結果報告書

令和元年8月

三木市 健康福祉部 子育て支援課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

TEL : 0794-83-2020 FAX : 0794-82-5500

# 第二期三木市子ども・子育て支援事業計画

(骨子案)

令和元年 8 月

三 木 市

# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の対象と期間.....	2
4. 計画の策定体制.....	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	4
1. 社会情勢.....	4
2. 人口・世帯の状況.....	5
3. アンケート調査からみた子育てに関する状況.....	13
4. 本市の現状を踏まえた計画の見直しの方向.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	19
1. 基本理念.....	19
2. 基本方針.....	19
3. 施策体系.....	20
第4章 分野別の取組.....	21
1. 教育・保育の質の確保と充実.....	21
2. 子育て家庭への支援の充実.....	22
3. 子育てしやすい環境づくり.....	23
第5章 事業実施の見込みと確保方策.....	25
1. 子どもの人口の見込み.....	25
2. 教育・保育提供区域の設定.....	26
3. 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保.....	27
4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策.....	29
第6章 計画の推進体制.....	34
1. 計画推進及び進捗状況の把握.....	34
2. みきっ子未来応援協議会各部会による計画の推進.....	34
3. 関係機関との連携.....	34
資料編.....	35

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

人口減少社会の到来を迎えた我が国においては、進行する少子化に大きな課題とされ、子ども・子育て支援の重要性がうたわれてきました。一方で、近年では共働き家庭の増加等を背景として、低年齢児からの保育ニーズの急増と待機児童の慢性的な発生が社会問題として注目を集めています。また、核家族化の進行や地域力が希薄化する中、子育てにおいて保護者に役割と責任が集中する傾向が強まっており、子育て家庭の支援がこれまで以上に求められています。

国においては、少子化対策を総合的に進めるため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するためのさまざまな事業を展開してきました。しかし、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が平成27年度より開始されました。

また、平成28年6月には「児童福祉法」「児童虐待防止法」が改正され、児童について、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが児童福祉法の理念として明確化されるとともに、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化が図られています。

さらに、令和元年には「子ども・子育て支援法」が改正され、少子化対策の重要施策として3歳児以上の幼児教育・保育の無償化が令和元年10月より全国的に開始されました。

本市では、平成27年3月に「三木市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進してきました。また、平成29年度からは全国に先駆けて3歳児幼児教育・保育の無償化と、0～2歳児の保育料の半額助成を実施し、子育て家庭の支援の充実を図ってきました。令和元年度に「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることに伴い、近年の社会情勢や本市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「第2期三木市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

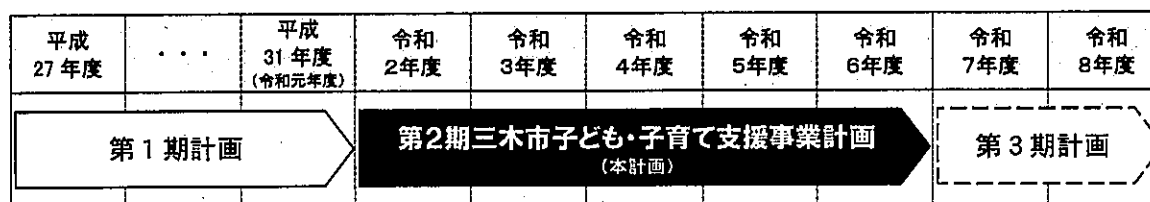
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

策定にあたっては、本市のまちづくりの総合的指針である「三木市総合計画」を上位計画として、「三木市幼保一体化計画」「第 2 期三木市教育振興計画」など関連する分野別計画との調和と整合性を図っていきます。

## 3. 計画の対象と期間

本計画の対象は、三木市に住む小学 6 年生以下のすべての子どもとその家庭、妊婦とその家庭をはじめ、行政、地域住民、子育てにかかわる個人や団体を対象とします。

また、本計画は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。





## 4. 計画の策定体制

本計画を推進するためには、行政、事業所、市民が一体となった取組が必要です。そのため、計画の策定段階より、関係機関、団体、市民との連携を図り、幅広い議論のもとに策定作業を進めます。

### (1) みきっ子未来応援協議会による協議

「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」第 77 条第 1 項の規定に基づく合議制の機関として、三木市では「みきっ子未来応援協議会」を位置づけ、計画策定に向け、子ども・子育て支援に関する事項を協議しました。

日程は後日表示

### (2) 三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

平成 31 年 1 月 25 日～2 月 15 日に「三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施し、子育て支援に関する子育て家庭のニーズ等について調査を行いました。

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	2,425（全数）	1,322	54.5%
小学生児童保護者	1,000（無作為抽出）	480	48.0%

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

### 1. 社会情勢

我が国の少子化は急速に進行しています。合計特殊出生率は3年連続で低下しており、平成30年で1.42となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年4月から施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが求められています。

平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等の対応策が掲げられています。また、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、2017年6月に「子育て安心プラン」を公表し、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしており、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、2020（平成32）年度末までに整備することとしています。さらに令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化制度が開始され、全国的に3歳児以上の幼児教育・保育の無償化が実施されました。

こうした国の取組の一方で、増大する待機児童の解消や、幼児教育・保育における人材確保が全国的に問題となっており、地方自治体における子育て支援の大きな課題となっています。

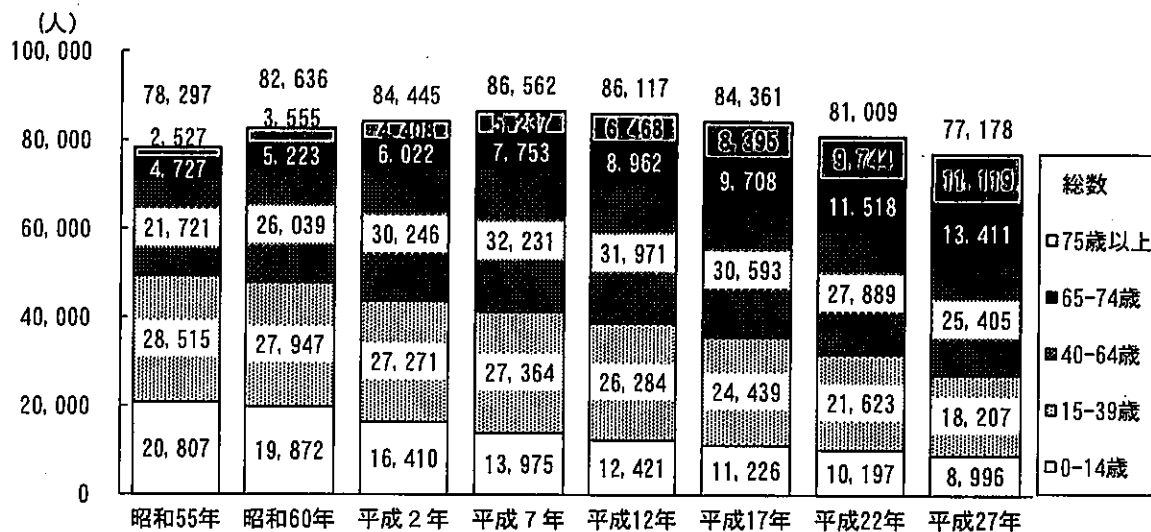
近年社会的な注目を集めている子どもの貧困問題については、貧困状態にある家庭の経済状況が子どもの学力や進学に影響し、それが成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、国・地方自治体における対策が課題となっています。国においては、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行されるとともに、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、重点的な取組が開始されています。また、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策の推進が努力義務とされています。

## 2. 人口・世帯の状況

### (1) 総人口の推移

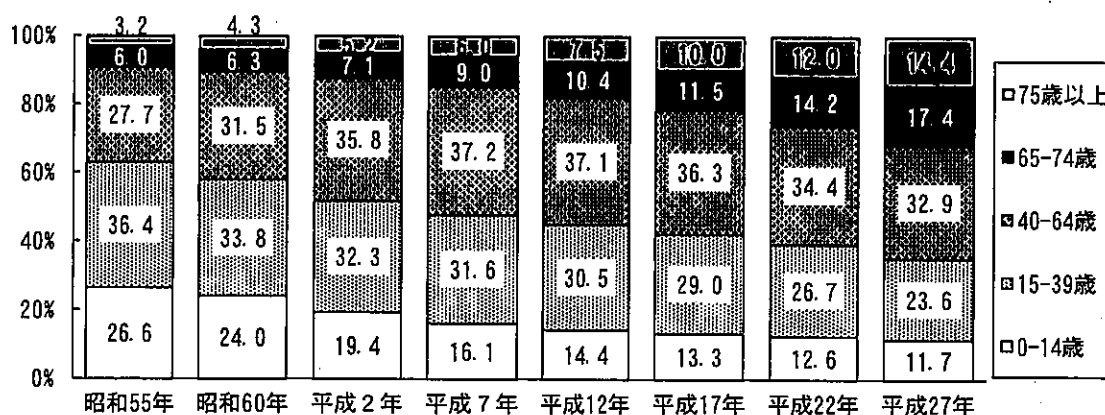
三木市の人口は平成27年国勢調査で77,178人、14歳以下の子ども的人数は8,996人となっています。年齢別人口割合をみると、39歳以下人口の割合が減少し、65歳以上人口の割合が増加しています。

■年齢別総人口の推移



資料：国勢調査

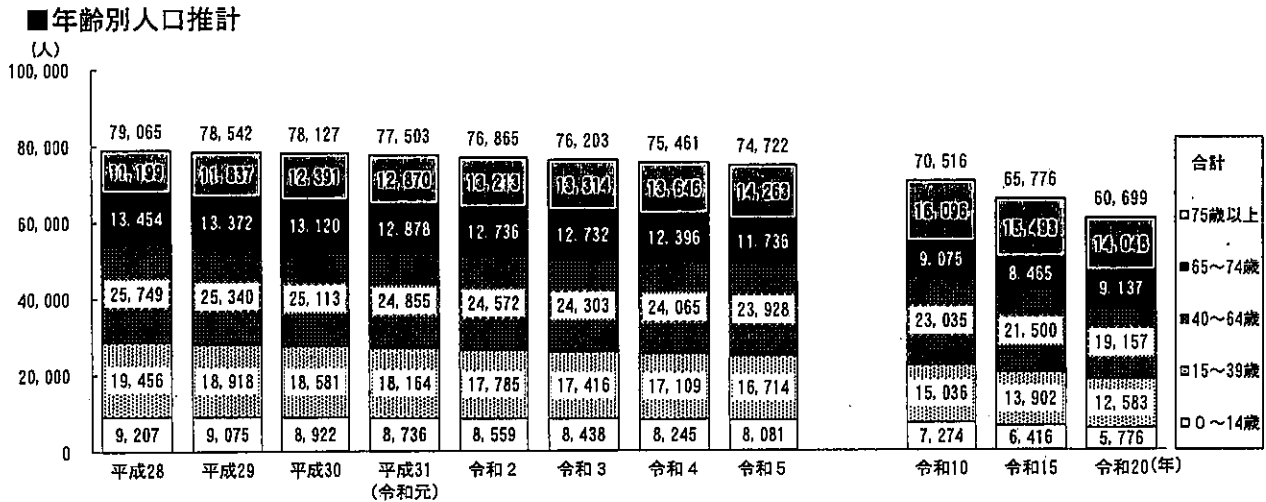
■年齢別人口割合の推移



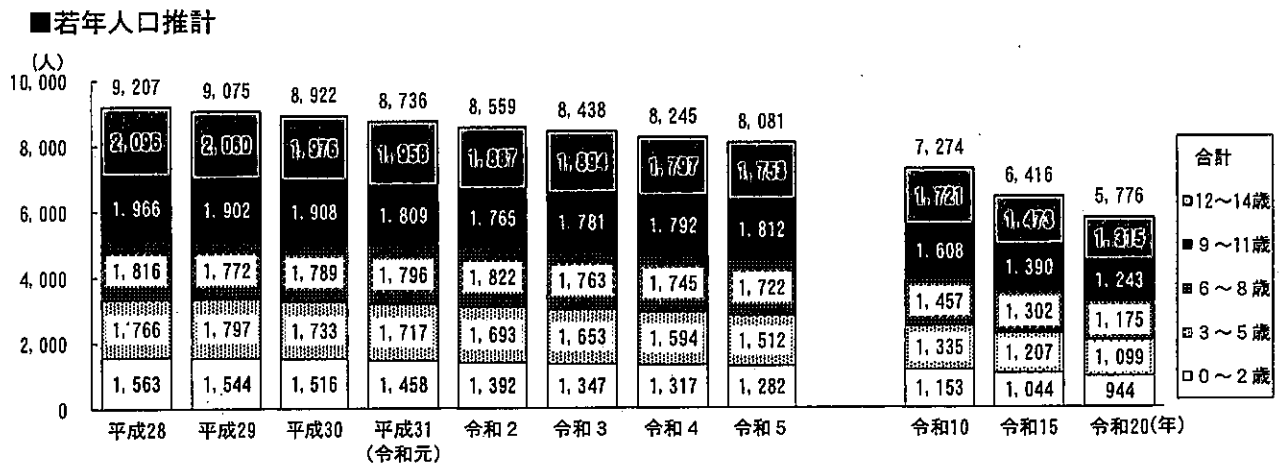
資料：国勢調査

## (2) 住民基本台帳に基づく推計人口

令和20年(2038年)にかけて、おおむね5年で800人の割合で、14歳以下の人口が減少する見込みです。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点 平成30年までは実績値）

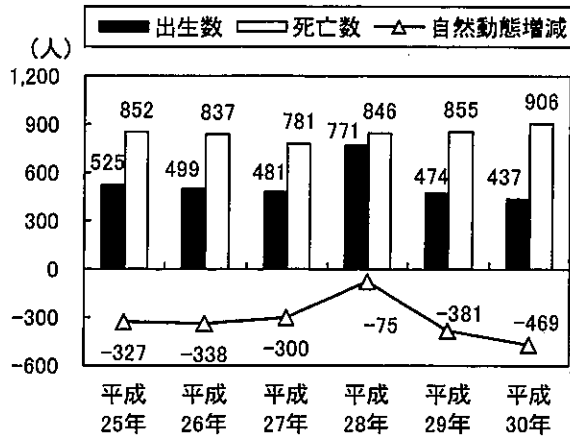


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点 平成30年までは実績値）

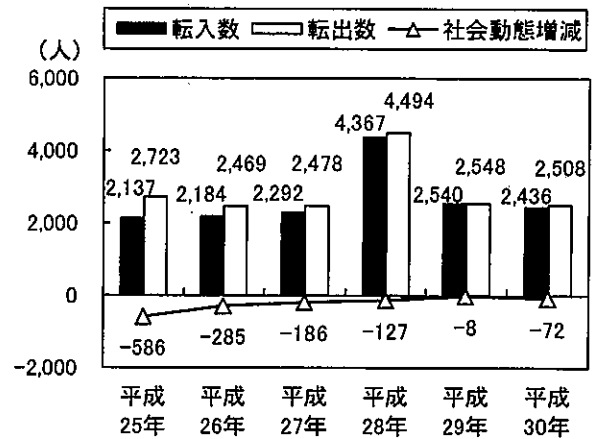
### (3) 人口動態の推移

自然動態の推移をみると、平成 25 年以降、各年において出生数が死亡数を下回り、自然減となっています。社会動態の推移においても、各年において転入数が転出数を下回り、社会減で推移していますが、平成 29 年以降はその差が 100 人以下となっています。

■ 自然動態の推移



■ 社会動態の推移

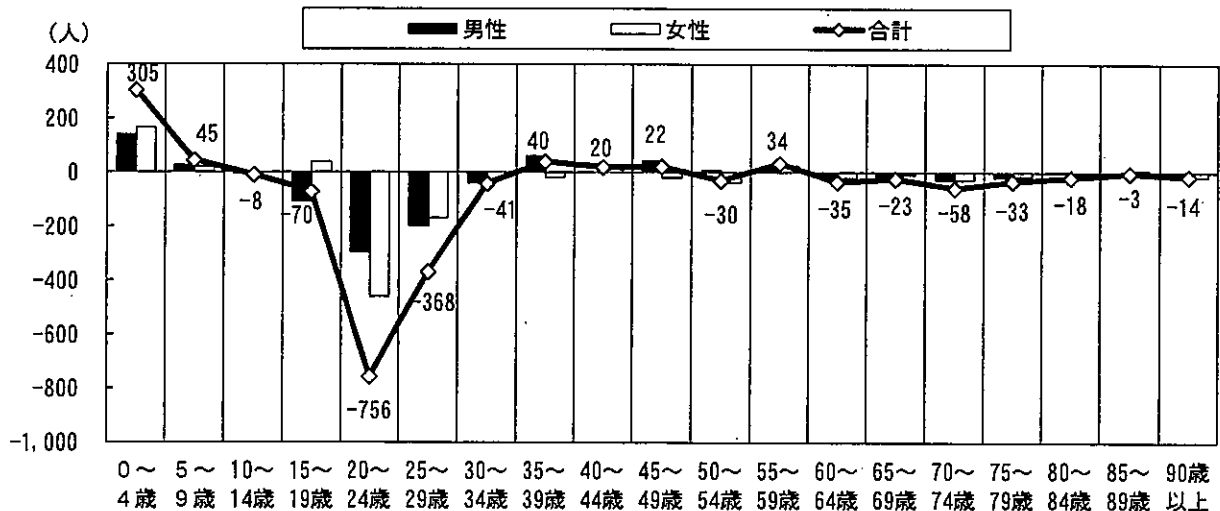


資料：兵庫県統計課「兵庫県推計人口」

### (4) 年齢別純移動数

平成 26 年から平成 30 年の 5 年間の三木市の年齢別の純移動数（転入者数－転出者数）の合計をみると、0～4 歳は転入超過、20 歳代は大幅に転出超過となっています。独身者の転出と子育て世帯の転入があったと考えられます。

■ 年齢別純移動数（平成 26 年～平成 30 年）

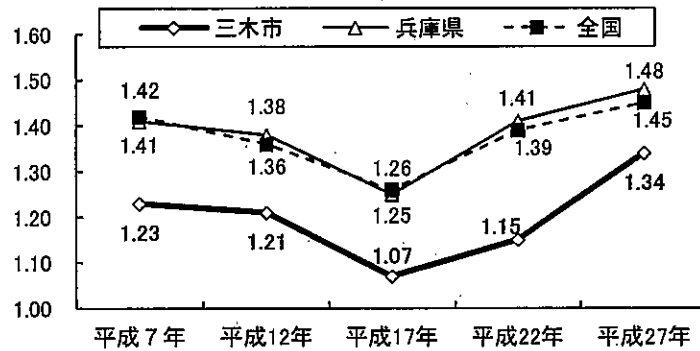


資料：住民基本台帳人口移動報告

### (5) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成7年から平成17年にかけて減少し、その後増加に転じ、平成27年は1.34となっています。また、県・国と比較すると、各年最も低い値で推移しています。

#### ■合計特殊出生率の推移

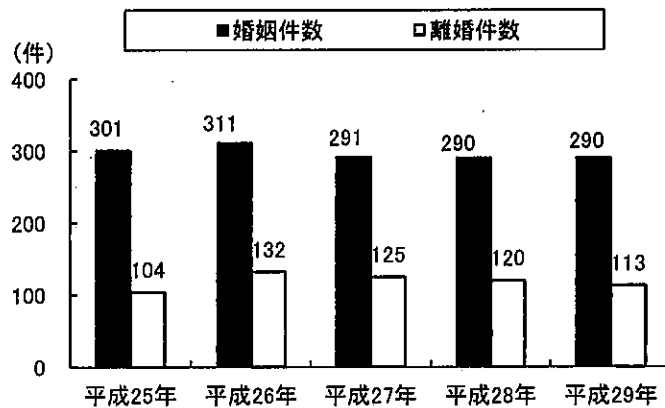


資料：兵庫県「平成29年保健統計年報」

### (6) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は平成25年以降300件前後で推移し、平成29年は290件となっています。離婚件数は平成27年以降減少で推移し、平成29年は113件となっています。

#### ■婚姻と離婚件数の推移

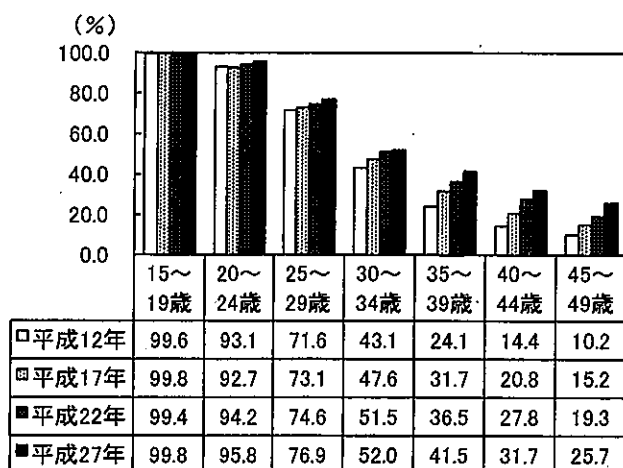


資料：兵庫県「人口動態調査」

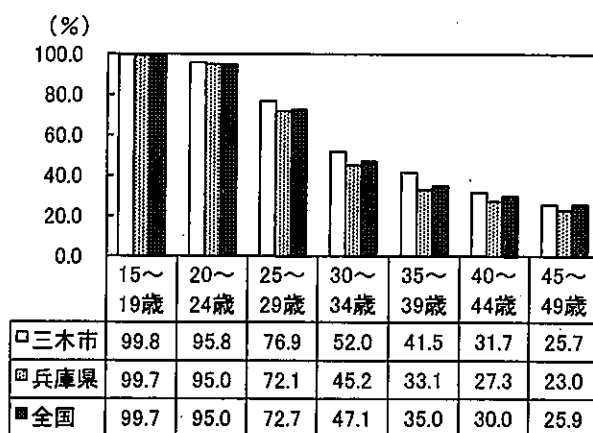
## (7) 5歳階級別未婚率の推移

男性の未婚率をみると、25～49歳で年々増加傾向にあります。平成27年と平成12年を比較すると、35～49歳で10ポイント以上増加しています。また、県・全国との比較では、44歳以下で最も高い値となっています。

■男性の未婚率の推移



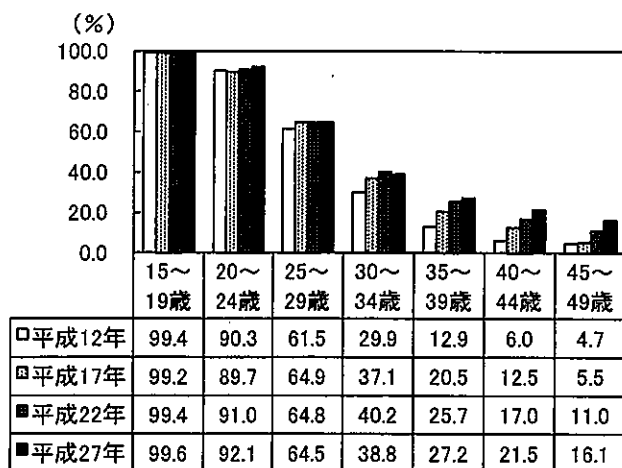
■男性の未婚率の比較（平成27年）



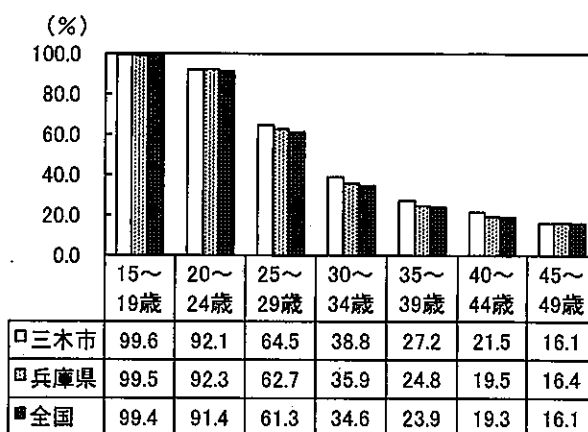
資料：国勢調査

女性の未婚率をみると、35～49歳で年々増加傾向にあります。平成27年と平成12年を比較すると、男性と同様、35～49歳で10ポイント以上増加しています。また、県・全国と比較では、20～24歳、45～49歳を除いた年齢区分で最も高い値となっています。

■女性の未婚率の推移



■女性の未婚率の比較（平成27年）



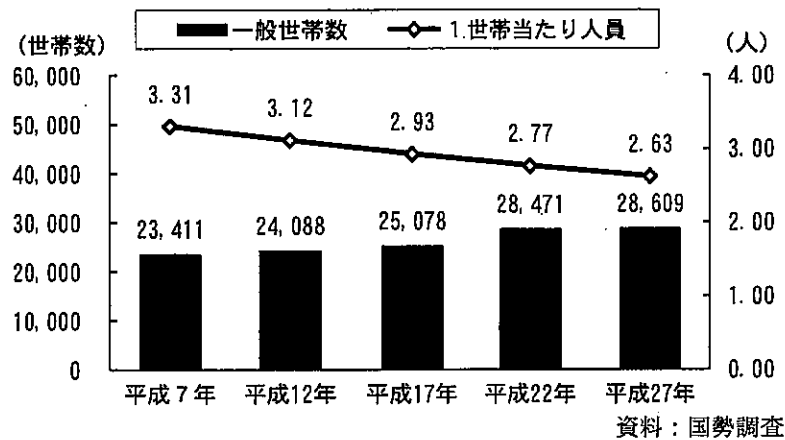
資料：平成27年国勢調査

### (8) 世帯数と世帯類型構成比の推移

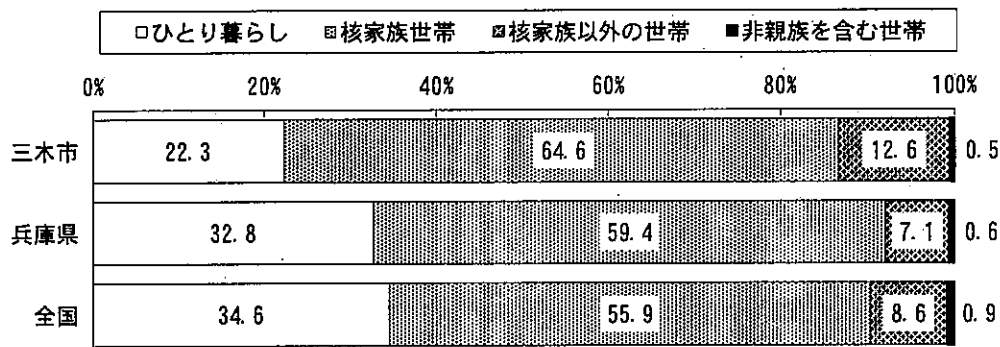
世帯数は年々増加し、平成27年では28,609世帯と、平成7年から約5,200世帯増加しています。一方、一世帯当たり人員数は年々減少し、平成27年では2.63人と、平成7年から0.68人減少しています。

平成27年の世帯類型別構成比の割合をみると、ひとり暮らし世帯の割合は22.3%で、全国・県と比べ低くなっている一方、核家族世帯の割合は64.6%と、全国・県を上回っています。

#### ■世帯数と1世帯当たり人員の推移



#### ■世帯類型別構成比の比較 (平成27年)



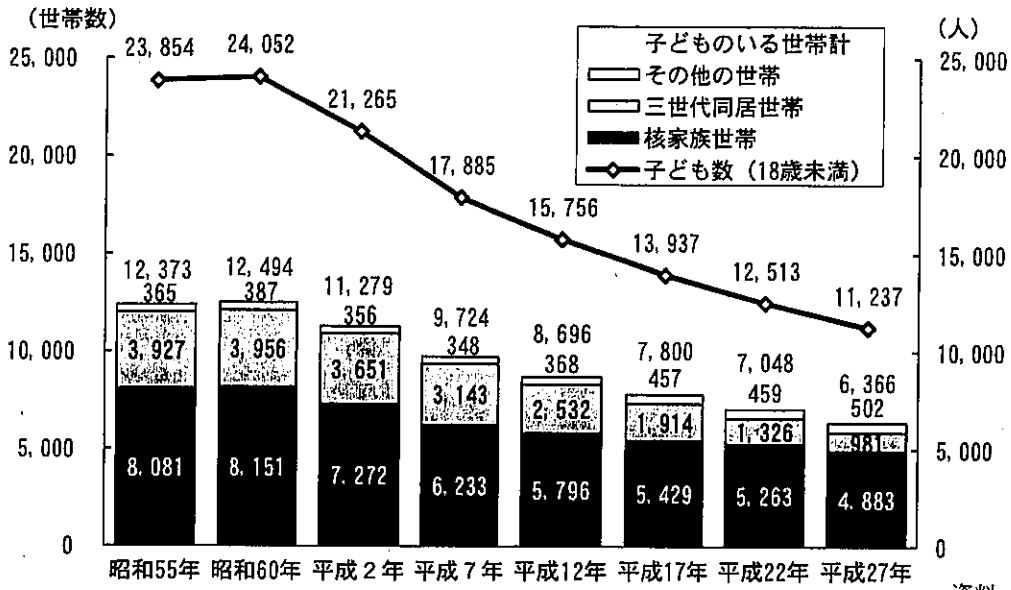
資料：国勢調査



### (9) 子どものいる世帯数の推移

18歳未満の子供のいる世帯は、平成17年から平成27年の10年間に約1,500世帯減少しています。特に、三世帯同居世帯の減少が顕著です。

#### ■子どものいる世帯数の推移

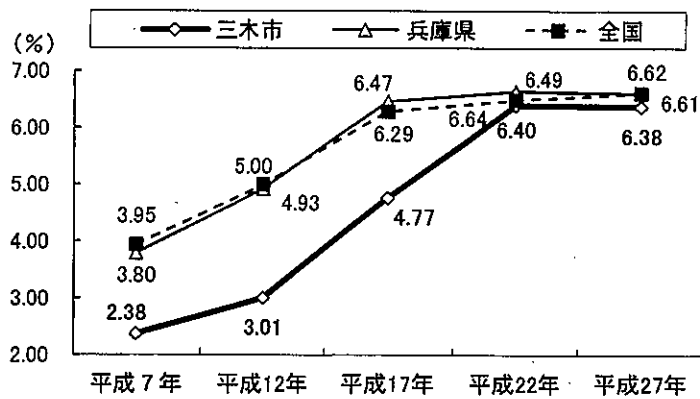


資料：国勢調査

### (10) ひとり親世帯

18歳未満の子どものいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は、近年上昇しており、平成27年では6.4%で国・県とほぼ同水準です。

#### ■18歳未満の子ども世帯に占める比率の推移

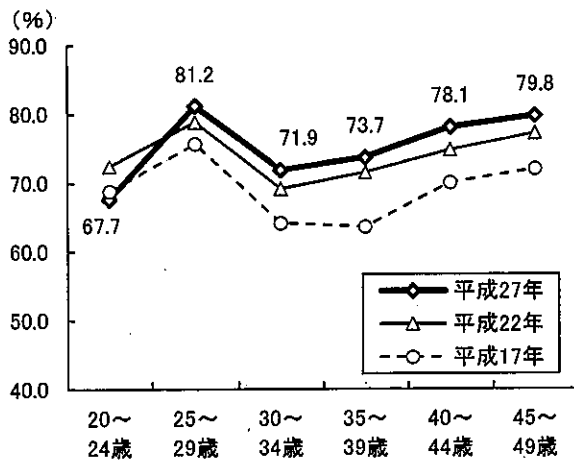


資料：国勢調査

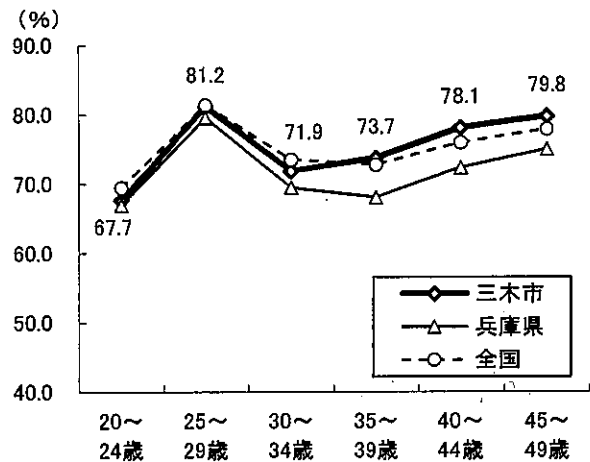
### (11) 女性の年齢5歳階級別労働力率

年齢別の女性の労働力率の推移をみると、平成17年から平成27年にかけて、特に30歳代、40歳代の労働力率（就業・休業・求職中の割合）が大きく近く増加しています。いわゆるM字カーブの谷が浅くなっており、出産後も仕事を続けたり、早期に仕事を再開する女性が増加していることがうかがえます。国・県と比較すると、三木市の女性の労働力率は国と同水準、県平均を大きく上回って推移しています。

■年齢別女性の労働力率の推移



■年齢別女性の労働力率の比較（平成27年）

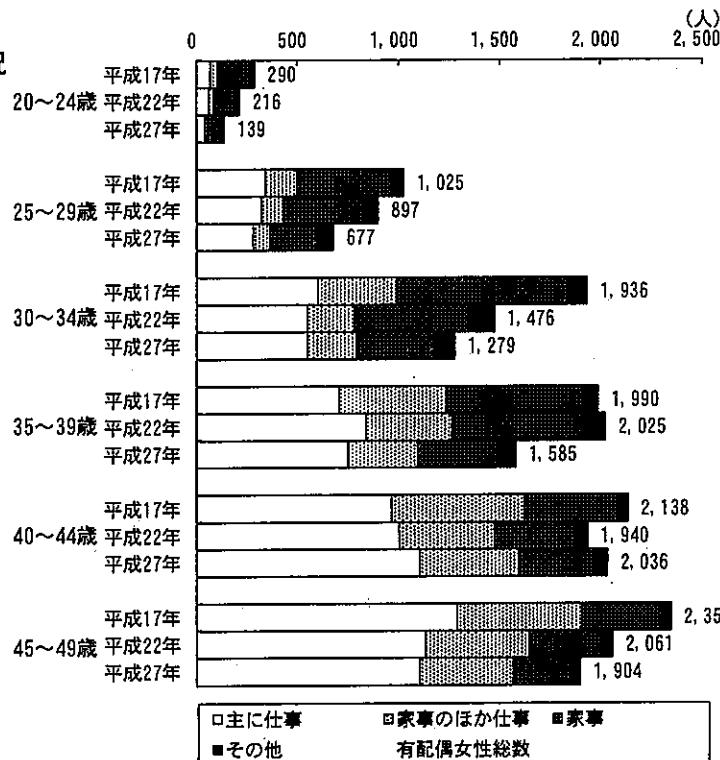


資料：国勢調査

### (12) 有配偶女性の就業状況

有配偶女性の年齢別の就業状況をみると、有配偶女性の人口は減少傾向ですが、家事従事者（いわゆる専業主婦）の割合が減少し、「主に仕事」「家事のほか仕事」の割合が増加しています。

■有配偶女性の就業状況



資料：国勢調査

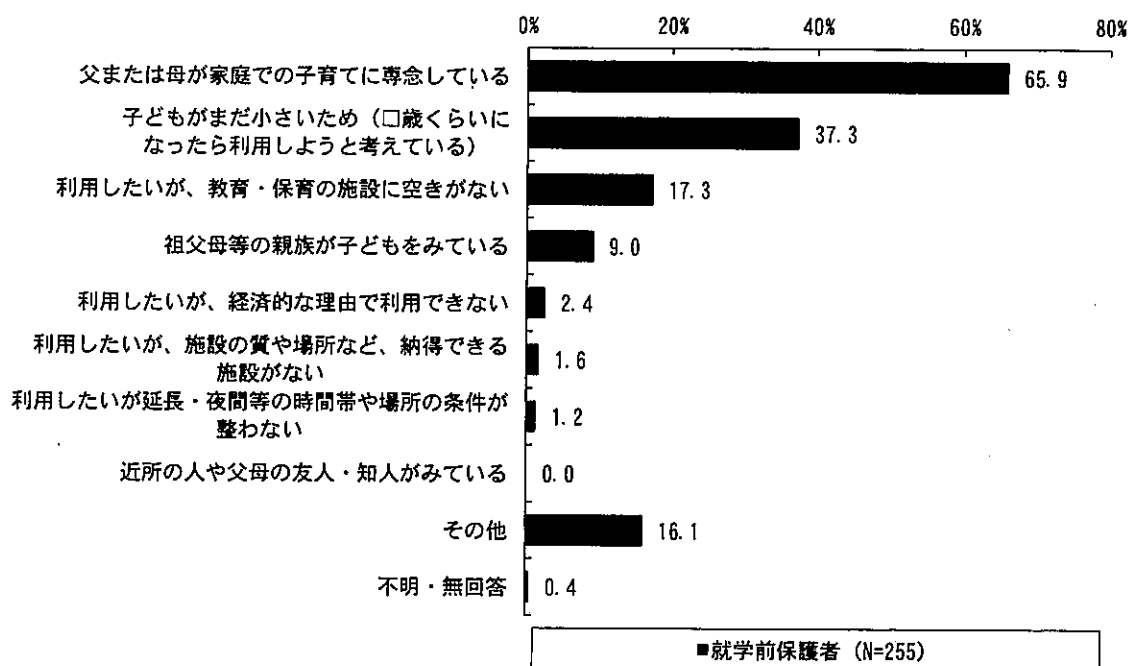
### 3. アンケート調査からみた子育てに関する状況

平成31年1月から2月に実施した「三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」においては、調査結果に基づき、本市の子ども・子育て支援に関する次のような現状が示されています。

#### (1) 就学前施設の利用ニーズについて

子育て中の母親の就労率が増加しています。国勢調査等の統計においても、子育て世代の女性の労働力率が増加しており、今後もこの傾向が継続することが考えられます。こうした傾向は、就学前保育や放課後児童クラブのニーズの増加をもたらすことが予想されます。三木市においては、国に先駆けて3歳児以上の就学前教育・保育の無償化を実施していますが、実施から2年がたち、就学前施設の利用ニーズは増加しています。今回の調査でも、就学前施設を利用していない保護者について、「利用したいが、教育・保育の施設に空きがない」が増加しています。引き続き、就学前施設の利用率が高い状況が継続すると考えられます。

■平日の「定期的な」教育・保育を利用していない理由



#### (2) アフタースクールの利用ニーズについて

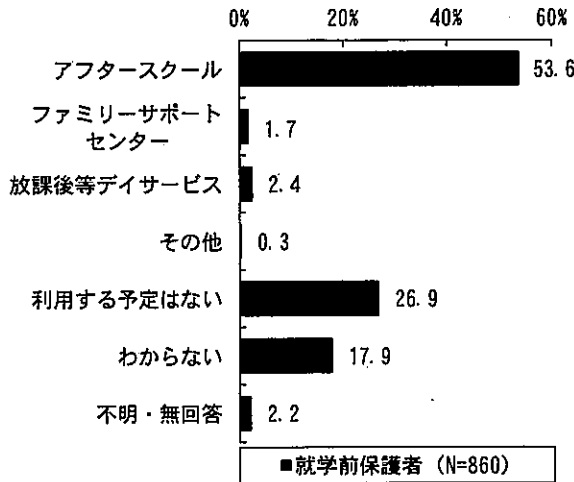
アフタースクールについては、就学前保護者の利用希望が大幅に増加しており、就学前施設の利用の増加が、今後アフタースクールの利用の増加に反映されることが予想されます。

休日利用についても、特に土曜日については、就学前保護者の約半数が利用を希望しており、小学生保護者の利用希望が約1割であるのに対して、大きな差があります。就学前

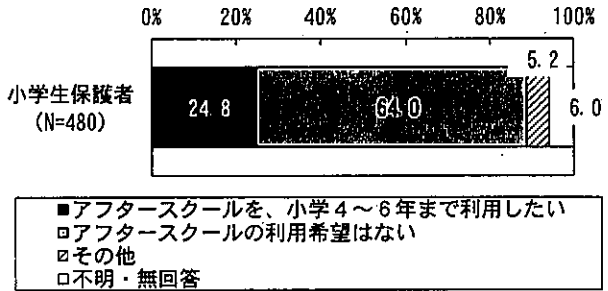
の時点での利用希望が、実際の利用ニーズにどの程度反映されるかについては、慎重な検討が求められますが、今後休日や長期休暇中の利用希望についても、増加することが考えられます。

また、小学生保護者の4分の1が高学年でのアフタースクールの利用を希望しており、その中の半数以上は、6年生までの利用を希望しています。今後、高学年での利用希望についても増加することが予想されます。

■小学校入学後に放課後利用したいサービス



■高学年のアフタースクールの利用希望

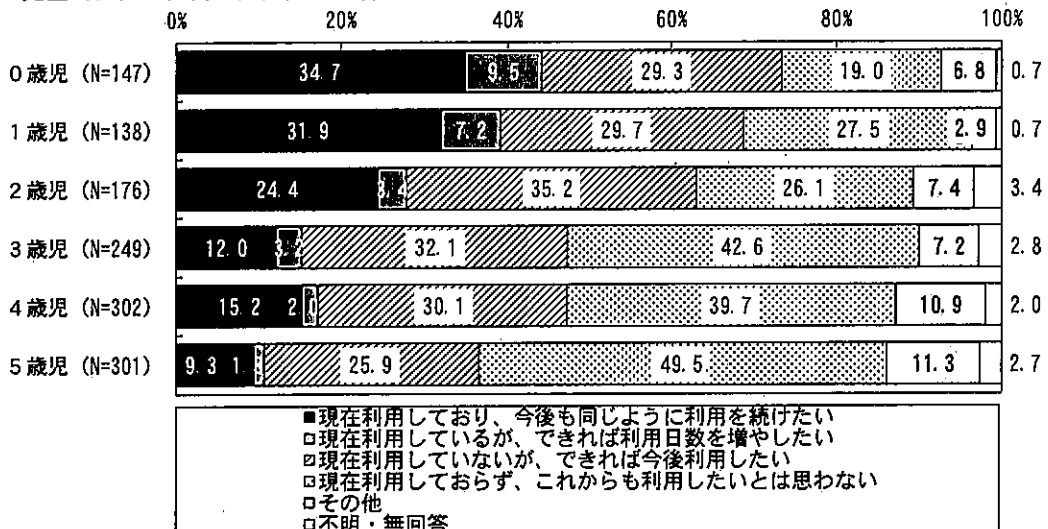


### (3) 子育て支援事業について

#### ①児童センター、吉川児童館での事業について

0歳児、1歳児で約4割、2歳児で約3割が「利用している」と回答していますが、2歳児以上では「現在利用している」という回答より、「現在利用していないが、できれば今後利用したい」という回答が多くなっています。0歳児、1歳児についても、「現在利用していないが、できれば今後利用したい」という回答が約3割となっており、潜在的な利用ニーズがあることが示されています。また、充実してほしいこととして、休日のイベントや小学生向けのイベントの増加を求める回答が多くなっています。

■児童センター、吉川児童館、子育てキャラバン等の今後の利用希望

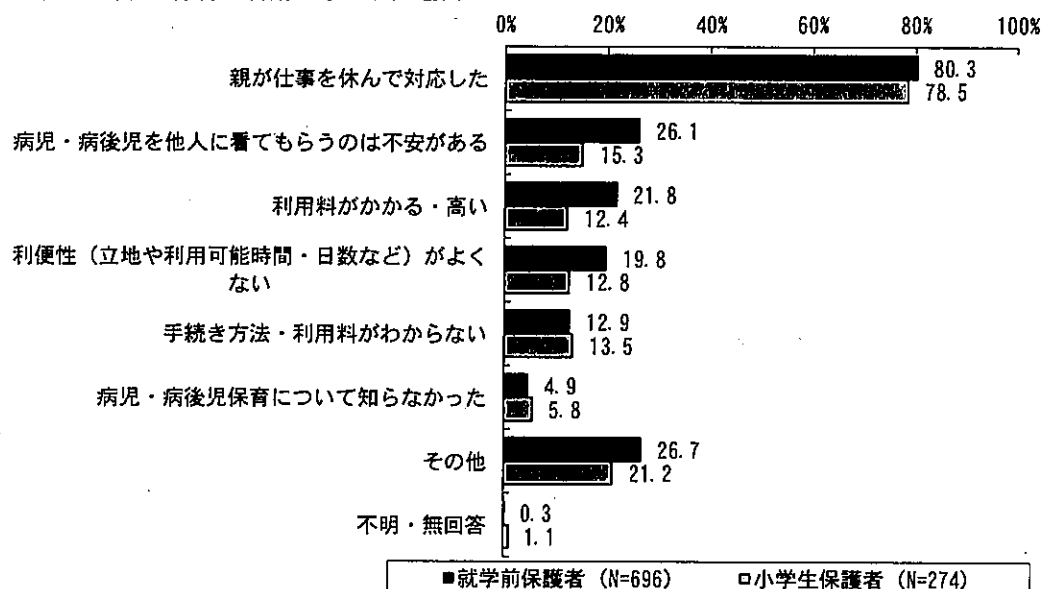


## ②病児保育・一時預かり・ファミリーサポートセンター事業について

病児保育は、利用の希望と実際の利用との間に大きな開きがあることが示されています。病児保育を利用したいと思った人が利用しなかった理由としては、「親が仕事を休んで対応した」という回答が多くなっていますが、「利用料がかかる・高い」「利便性が良くない」「手続き方法・利用料がわからない」といった回答も、それぞれ1割を超えています。

同様に、一時預かりやファミリーサポートセンターについても、利用の希望と実際の利用との間の差が大きくなっており、潜在的なニーズが少なくないことが示されています。

■病児・病後児保育を利用しなかった理由

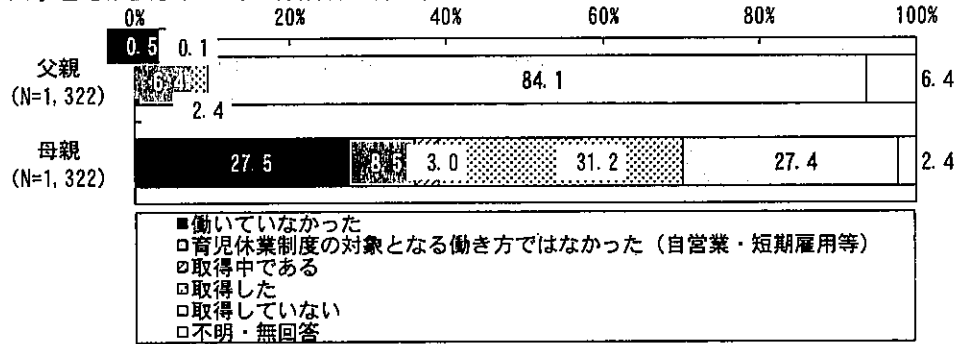


## (4) 仕事と子育ての両立支援について

育児休業制度については、「子どもが原則1歳（保育所に入所できないなど一定の要件を満たす場合は2歳）になるまで、勤務先の健康保険組合等から育児休業給付金が支給されること」「子どもが満3歳になるまでの育児休業等の期間について、勤務先の健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になること」について「どちらも知らなかった」という回答が3分の1を超えており、制度について十分知られていないことが示されています。

育児休業を取得したのは、母親の34.2%、父親の2.5%となっており、特に父親については取得率が低く、取得した場合でも1か月未満という短期間の取得が6割となっています。父親の育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が多くなっており、育児休業の取得に対する職場での理解が得られにくい状況であることがうかがえます。父親、母親ともに実際の育児休業期間より、希望する育児休業期間の方が長くなっており、希望通りに育児休業を取得できない現状があることが示されています。

■子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況



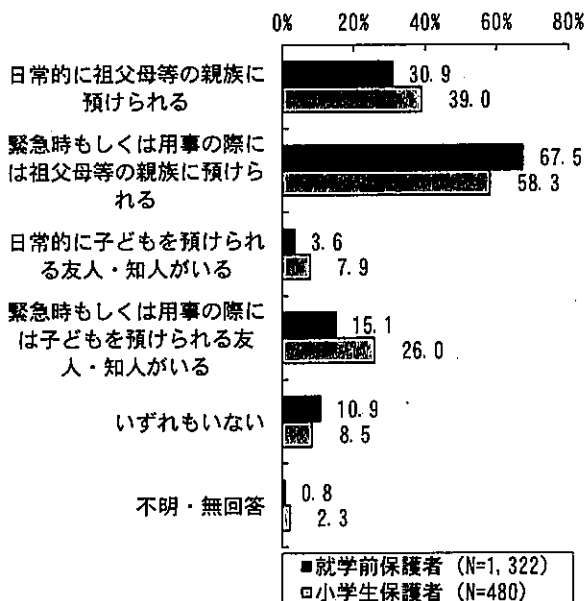
(5) 保護者の孤立や育児不安について

日頃子どもを預けられる親族・知人については、就学前、小学生の保護者の約1割が、日常的にみてもらえる人、または緊急時にみてもらえる人の「いずれもない」と回答しています。子育てにおいて、支援を得られにくいと感じている保護者が一定数いることがうかがえます。

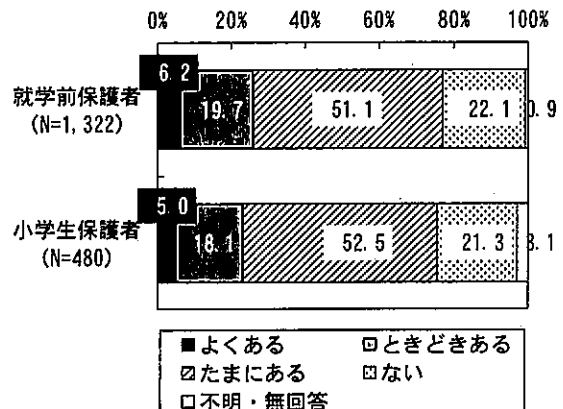
子育ての悩みや不安から、子どもにつらくあたってしまうことの有無については、「子どもに対して、どなったり、または無視したりすることがある」について、就学前、小学生ともに2割台がときどき以上あると回答しています。「子どもの食事や身支度などの世話をするのが面倒に感じ、放っておくことがある」についても1割近くがときどき以上あると回答しています。子育てに負担を感じていることが、子どもに対する不適切なかかわりにつながっていることがうかがえます。

子育てに関して悩んでいることや気になることについては、就学前保護者と小学生保護者とで大きく異なっており、子どもの年齢によって子育て不安の内容は異なっていることが示されています。

■日頃、子どもを預けられる親族・知人の有無



■子どもに対して、どなったり、または無視したりすること



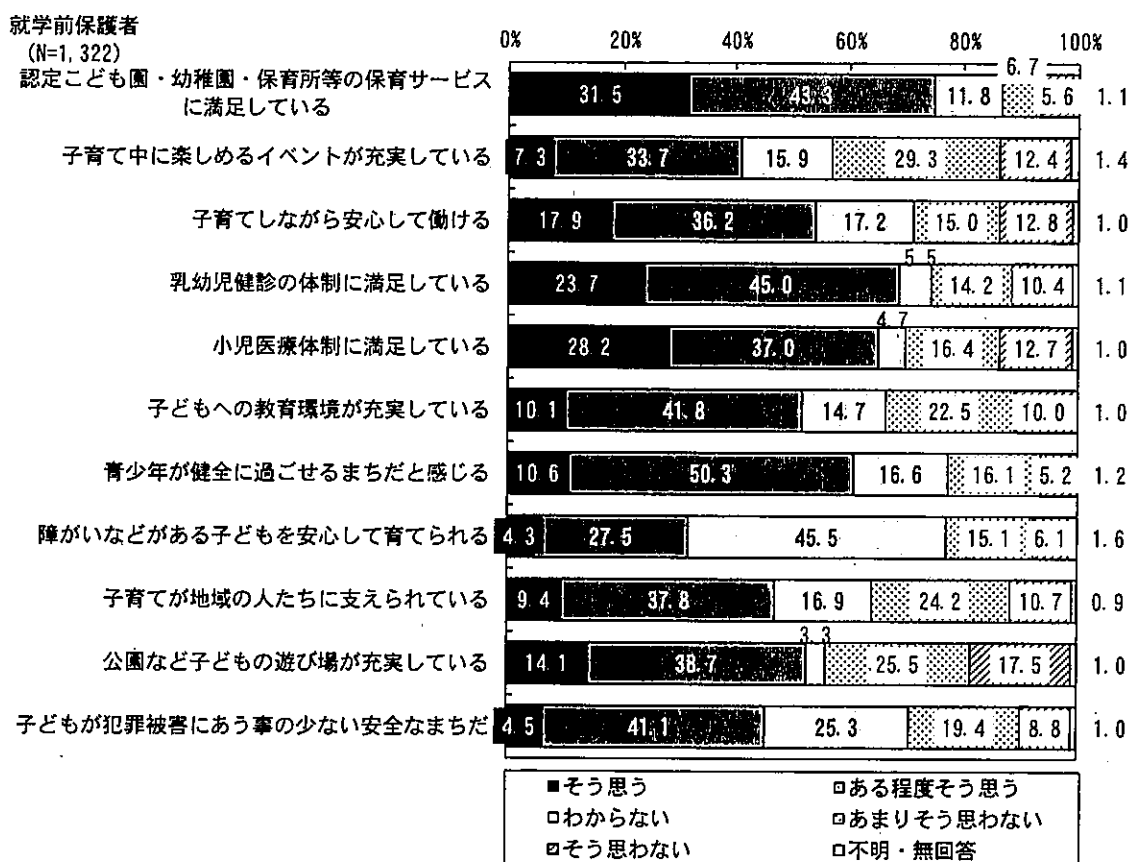
## (6) 三木市の子育て環境について

三木市の子育て環境全般については、「認定こども園・幼稚園・保育所等の保育サービスに満足している」について、就学前保護者の7割以上が肯定的に回答しており、評価が高くなっています。これは、平成29年度より実施された3歳児以上の就学前施設の無償化の効果が大きいと考えられます。乳幼児検診の体制や小児医療体制についても、満足しているとの評価が6割を超えています。

一方で、「子育て中に楽しめるイベントが充実している」「公園など子どもの遊び場が充実している」については、就学前保護者、小学生保護者ともに否定的な回答が多くなっています。

子育て情報の主な収集先については、友人・知人や子どもの通う保育・教育施設等の回答が多く、市の広報・ホームページや子育て支援拠点、子育て関連担当窓口等については、比較的少なくなっています。

### ■三木市の子育て環境等に関して感じる事



## 4. 本市の現状を踏まえた計画の見直しの方向

### 第一期計画に基づく施策の実施状況

- ・幼稚園の認定こども園化を推進し、就学前施設の再編に取り組みました。
- ・全国に先駆けて平成29年度より3～5歳児の教育・保育の無償化と0～2歳児の保育料の半額化を実施し、増加する幼児教育・保育と放課後児童クラブ（アフタースクール）のニーズへの対応を進めてきました。
- ・不妊治療対策、産後うつ対策等の支援の充実を図るとともに、子育て世代包括支援センター、児童センター等における相談支援体制の整備や、利用者支援事業でのコーディネーターの配置等、ソフト面でのサービスの向上に取り組みました。
- ・妊娠・出産・育児を取り巻く環境の向上やきめ細かな対応の充実を推進してきた一方、産科、小児科、救急医療等の医療体制の整備については課題が残っています。

### アンケート調査等からみた課題

- ・就学前施設の利用率が高い状況が継続することが予想される一方で、子ども数の減少が進んでおり、将来のニーズ予測に基づくバランスの取れたサービス提供体制が求められます。
- ・アフタースクールについては、休日・長期休暇期間の利用や高学年の利用等について、ニーズの拡大が予想されます。地域と連携した放課後の居場所づくりの整備・充実が課題となります。
- ・児童センター・吉川児童館の事業や病児保育、一時預かり、ファミリーサポートセンター等について、潜在的なニーズを踏まえ、誰もが利用しやすくなるような事業の充実が求められます。
- ・子育て世帯の支援において、保護者の孤立や不安の解消に向けた取組の充実が重要であることが示されており、児童虐待の未然防止という観点からも対策が課題となります。
- ・認定こども園・幼稚園・保育所等の保育サービスや、乳幼児検診の体制、小児医療体制への子育て世帯の評価が高い一方で、子育て中に楽しめるイベントの充実や公園など子どもの遊び場の充実については評価が低く、課題が残っています。



### 計画の見直しの方向

- ・幼児教育・保育やアフタースクールのニーズへの対応については、地域別の人口の状況や保育ニーズの動向等を踏まえ、適切な将来推計のもと、計画的な提供体制を示します。
- ・地域子育て支援事業について、潜在的ニーズの掘り起こしを考慮した取組の充実を図ります。
- ・子育て不安の解消や保護者の孤立の防止、児童虐待の防止等について、子育て世帯を支える相談支援体制の充実を図ります。
- ・引き続き子ども・子育て支援業の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

基本理念は「子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方となるものです。本計画では、第1期子ども・子育て支援事業計画における基本理念を引き継ぎ、人と人が繋がり、子どもを仮定や地域などで共に育て、子供がすこやかに育つまちづくりを進めていくことを期して、次のように基本理念を定めます。

#### ■基本理念

人がつながり 子どもが育つまち 三木

### 2. 基本方針

#### (1) 就学前教育・保育の質の確保と充実

発達段階に応じた三木市独自の教育・保育カリキュラムの策定や、研修等の充実による保育教諭の質の向上、幼児教育・保育から学校教育への円滑な接続のための取組等を実施し、就学前教育保育の質の確保と充実を図ります。

#### (2) 子育て家庭への支援の充実

親と子の健康づくりに関する取組の充実や相談支援体制の整備、就学前教育・保育の円滑な利用の確保等、子育て家庭への支援の充実を図ります。また、ひとり親家庭の支援や障がいのある子どもとその家庭の支援等、子育てに関する支援を特に必要とする家庭に向けた支援の充実に取り組みます。

#### (3) 子育てしやすい環境づくり

将来的なニーズの動向を見据えた幼児教育・保育施設の整備や各種の子育て支援事業の充実、放課後事業の充実等を通じて、子育てしやすい環境づくりに引き続き取り組みます。また、保護者の孤立や育児不安の解消、児童虐待の防止、子育てと仕事の両立支援等、子育て家庭が安心して子育てできる地域づくりに向けた取組の充実を図ります。

### 3. 施策体系

<b>基本方針1 就学前教育・保育の質の確保と充実</b>
(1) 発達段階に応じた三木市独自の教育・保育カリキュラムの策定
(2) 保育教諭の質の向上
(3) 学校教育への円滑な接続
(4) すべての園での障がいのある児童の受け入れ
(5) 三木市特定教育・保育施設評価
(6) 保育教諭の確保

<b>基本目標2 子育て家庭への支援の充実</b>
(1) 子育て支援事業の充実
(2) 親と子の健康づくり
(3) 相談支援体制の整備
(4) 就学前教育・保育施設の円滑な利用の確保
(5) 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の充実
(6) 多様なニーズを有する子どもとその家庭への支援（ひとり親・障がい・国籍・貧困等）

<b>基本目標3 子育てしやすい環境づくり</b>
(1) 地域における子育て世代の学びや交流
(2) 児童虐待の防止
(5) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

## 第4章 分野別の取組

### 1. 教育・保育の質の確保と充実

#### (1) 発達段階に応じた三木市独自の教育・保育カリキュラムの策定

国の「認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」を踏まえて改訂した三木市独自の『三木市就学前教育・保育共通カリキュラム』をもとに保育者が高い意識を持って教育・保育を行い、市内全就学前施設で三木市の理念を反映できるようにはたらきかけます。

#### (2) 保育教諭の質の向上

- ①市内の全保育者対象の「保育者合同研修会」と各園代表保育者参加の「保育者交流研修会」「保育者人権研修会」「三木市指定研修会」を継続実施し、研修内容の伝達周知を行うことにより、保育者の質の向上を図ります。
- ②教育・保育実践に必要な多面的な内容と、保育者の心の内面を育てる豊かで質の高い研修を推進します。

#### (3) 学校教育への円滑な接続

- ①就学前児童が在住する校区の小中学校行事等への参加案内をし、見学や体験ができる機会を提供します。
- ②スムーズな就学へとつながるよう、「就学のための連絡会」等の機会を捉え、小中学校教職員と保育者が連携を図ります。

#### (4) すべての園での障がいのある児童の受け入れ

- ①各認定こども園・幼稚園・保育所と連携し、市内の全ての教育・保育施設において障がいのある児童の受け入れや教育・保育の支援をしていきます。
- ②市の関係機関や県の専門機関等と連携した多面的な支援体制の構築を図ります。

#### (5) 三木市特定教育・保育施設評価

定期的に各認定こども園・幼稚園・保育所を巡回し、教育・保育の質の向上及び運営の適正化を図るため、指導・評価を行います。

#### (6) 保育教諭の確保

就学前施設において、保育ニーズに対応できる職員体制を維持するため、保育教諭の人材確保の取組を推進します。

## 2. 子育て家庭への支援の充実

### (1) 子育て支援事業の充実

認定こども園や保育所における待機児童の早期解消を目指すとともに、将来的な子ども数の減少も見据えた幼児教育・保育施設の整備を推進します。地域子育て支援拠点の活性化や、ファミリー・サポート・センター事業など、各種子育て支援の充実を図ります。

### (2) 親と子の健康づくり

妊産婦の適切な健康管理や不安の解消を目指し、母子健康手帳の交付や保健師等の専門職による相談や保健指導を行います。また、訪問や教室の開催等により、妊娠・出産・子育てに関する情報を提供するとともに、出産や育児に関する悩みや不安の解消に努めています。また、妊婦健診、産婦健診の費用を助成し、出産前後の女性の健康管理と安心して出産・育児ができるように支援します。

乳児と保護者に対する家庭訪問や、乳幼児健康診査を実施し、育児状況や子どもの健康状態の把握をするとともに、疾病等の予防・早期発見や保護者の精神面の支援を図ります。

### (3) 相談支援体制の整備

妊娠・出産・子育てに関する相談への対応や、各種の子育て支援サービスの円滑な利用を支援するため、子育て世代包括支援センターと子育て支援課に相談支援窓口を開設するとともに、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

子育て世帯を対象としたアンケート調査においても、子育てにおいて、支援を得られにくいと感じている保護者や、子育ての悩みや不安を感じている保護者、子どもに対して適切ではない対応をしてしまうことのある保護者が少なくないことが示されています。保護者の孤立や育児不安の解消に向け、地域子育て支援拠点における保護者同士の交流を進めるとともに、認定こども園等における在宅児の子育て支援の充実、各種相談窓口における支援の充実に努めます。

また、就学に向けて小中学校に配置されているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し子どもや保護者の相談に対応できる体制を整えます。

### (4) 就学前教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに、希望に応じて円滑に、認定こども園や保育所、幼稚園を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

また、育休満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から保育を利用できるよう配慮に努めます。

### (5) 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の充実

保護者が就労している小学生の放課後の安全・安心な居場所として、放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の充実を図ります。引き続き利用者が増加傾向となることを考慮し、受け入れ枠の確保に努めるとともに、保護者のニーズに応じた利用が可能となるよう、制度の運用のあり方を検討します。

また、事業所間の情報交換を行い、課題・問題を共有し、運営面での工夫を図ります。

### (6) 多様なニーズを有する子どもとその家族への支援（ひとり親・障がい・国籍・貧困等）

#### ①ひとり親家庭の自立支援の推進

収入の不安定なひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図っていきます。また、ひとり親家庭に対する相談機能を充実するとともに、就労に必要な知識、技能の習得を支援していきます。

#### ②障がいのある子どもとその家庭への支援

障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもへの支援については、「三木市障害者基本計画」（第4期、計画期間：平成27年度～令和2年度）に基づき、学齢期における成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

病気や発達に支援を必要とする子どもの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

#### ③外国にルーツをもつ子どもとその家庭の支援

子ども同士がお互いの国籍や文化の違いを知り、認め、尊重し合える教育・保育の推進をめざすとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて関係機関と連携し、支援します。

#### ④子どもの貧困対策

経済的に厳しい状況にある家庭の子どもが、幼児教育・保育サービスの利用や学校教育において不利益を被ることのないよう、世帯の状況に応じて利用できる支援制度等に関する情報提供を強化するとともに、保護者に対する就労支援や子どもに対する学習支援・生活支援・居場所作り等について民間と連携した取組を進めます。

## 3. 子育てしやすい環境づくり

### (1) 地域における子育て世代の学びや交流

乳幼児学級や家庭教育学級など、公民館における社会教育活動を通じて学びの機会を提供するとともに、乳幼児、保護者や地域住民の交流を促し、子育て支援を図ります。

## (2) 児童虐待の防止

### ①関係機関との連携と相談体制の強化

児童虐待の発生予防と早期発見・対応、関係機関の連携と情報共有のために、「要保護児童対策地域協議会（みきっ子未来応援協議会要保護児童部会）」を設置しており、今後も、代表者会議、実務者会議、専門部会を開催しながら、虐待をはじめとした要保護児童問題に関わる関係機関の連携強化を図ります。また、児童虐待相談の危険度や緊急性を客観的に判断するためのアセスメントを導入し、被虐待児に関する情報収集や適切な対応の強化を図ります。家庭児童相談員等が、子育て中の保護者と適切な関わりを構築できるよう、研修等により資質向上を図ります。

### ②虐待の発生予防と早期発見・対応

乳幼児健康診査やその未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳幼児全戸訪問事業等の母子保健事業や、地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。また、虐待の発生予防や早期発見等のため、民生委員児童委員やNPO、ボランティア等の地域の関係団体との連携強化を図ります。

### ③児童養護施設等との連携

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施する児童養護施設等との連携を強化し、支援の必要な子どもの養育・保護に努めます。

## (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

近年、子どもがその犯罪の被害者となる事件の報道が相次いでいます。子どもを犯罪から守るために、関連機関との連携を強化し、犯罪に関する情報提供の徹底や、地域ぐるみで子どもを見守っていくことを推進していきます。

## 第5章 事業実施の見込みと確保方策

### 1. 子どもの人口の見込み

■就学前人口と小学生人口の推計

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	419	410	403	390	382
1歳	430	430	418	413	400
2歳	486	435	436	425	419
3歳	526	494	442	443	431
4歳	547	532	498	446	446
5歳	574	551	537	502	448
6歳	597	575	553	539	504
7歳	591	597	576	553	538
8歳	644	593	596	575	553
9歳	577	644	591	596	574
10歳	582	576	643	592	595
11歳	625	584	577	644	592
就学前児童 (0～5歳)	2,982	2,852	2,734	2,619	2,526
小学生児童 (6～11歳)	3,616	3,569	3,536	3,499	3,356
合計 (0～11歳)	6,598	6,421	6,270	6,118	5,882

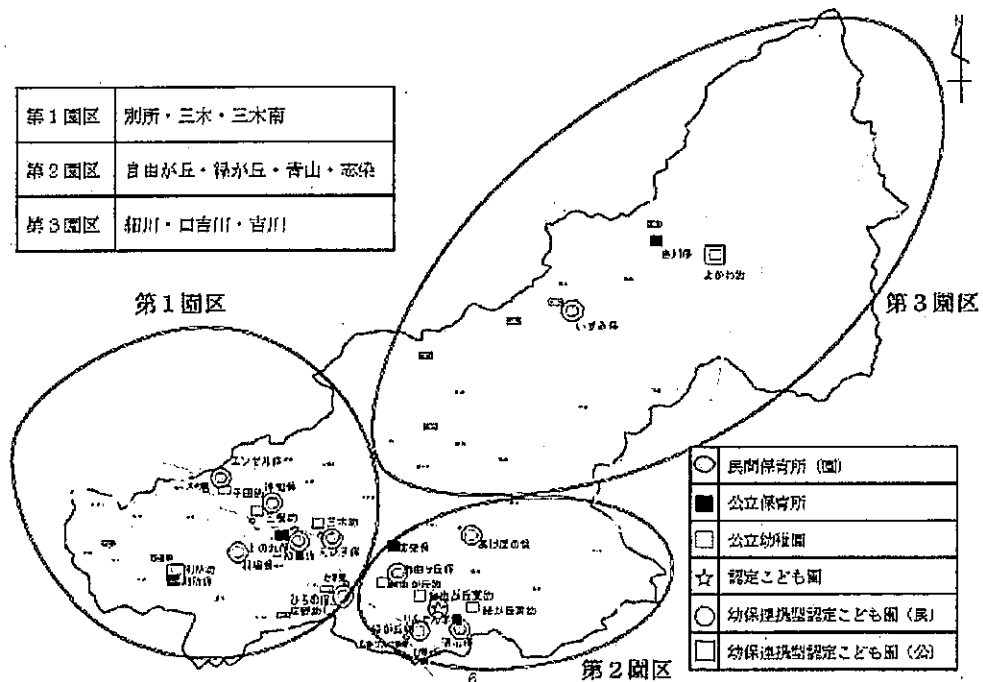
## 2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定については、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が設定するものとされています。

三木市においては、次の理由により、この教育・保育提供区域を3園区と定め、平成28年度から園区ごとに対応していきます。

- ①少子化の中でよりよい教育・保育集団を確保するとともに、地域の子育て支援拠点をバランスよく配置し、安定した教育・保育環境を確保するため
- ②市内を1園区～3園区にすれば待機児童が発生しないが、1～2園区では広域となり、子どもや保護者の通園等にかかる負担が大きくなるため
- ③原則、中学校区を考慮し、生活圏も視野に入れた設定とするため

【園区割】





### 3. 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保

#### (1) 1号認定

■ 3～5歳の教育を受ける子どもの人数の見込みと受入人数 (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一園区	① 就園児童数の見込み	152	142	128	117	110
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					
第二園区	① 就園児童数の見込み	154	144	128	119	111
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					
第三園区	① 就園児童数の見込み	19	18	14	16	13
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					

※直近3ヶ年の平均利用率から算出

#### (2) 2号認定

■ 3～5歳の保育を受ける子どもの人数の見込みと受入人数 (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一園区	① 就園児童数の見込み	649	644	634	602	582
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					
第二園区	① 就園児童数の見込み	440	406	367	339	319
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					
第三園区	① 就園児童数の見込み	97	88	75	74	67
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					

※直近3ヶ年の平均利用率から算出

(3) 3号認定 (0歳)

■ 0歳の保育を受ける子どもの人数の見込みと受入人数 (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一園区	① 就園児童数の見込み	126	124	124	124	123
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					
第二園区	① 就園児童数の見込み	71	68	66	62	59
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					
第三園区	① 就園児童数の見込み	18	18	17	16	15
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					

※直近3ヶ年の平均利用率から算出

(4) 3号認定 (1～2歳)

■ 1～2歳の保育を受ける子どもの人数の見込みと受入人数 (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一園区	① 就園児童数の見込み	346	327	330	328	328
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					
第二園区	① 就園児童数の見込み	198	186	174	167	160
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					
第三園区	① 就園児童数の見込み	42	39	43	42	39
	② 施設の受入人数					
	③ ①-②					

※直近3ヶ年の平均利用率から算出

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

##### (1) 地域子育て支援拠点事業

■利用希望の見込み（児童センター） (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前	① 利用希望の見込み	13,125	12,638	12,286	11,989	11,745
	② 実施人数					
	③ ①-②					
小学生	① 利用希望の見込み	999	988	987	985	954
	② 実施人数					
	③ ①-②					

※利用実績に基づいて算出した数値に、アンケート調査に基づく潜在的利用ニーズを加味して推計

■利用希望の見込み（吉川児童館） (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前	① 利用希望の見込み	3,388	3,180	3,388	3,180	2,973
	② 実施人数					
	③ ①-②					
小学生	① 利用希望の見込み	816	792	755	722	683
	② 実施人数					
	③ ①-②					

※利用実績に基づいて算出した数値に、アンケート調査に基づく潜在的利用ニーズを加味して推計

■利用希望の見込み（児童センター・吉川児童館合計） (人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前	① 利用希望の見込み	16,513	15,818	15,674	15,169	14,718
	② 実施人数					
	③ ①-②					
小学生	① 利用希望の見込み	1,815	1,781	1,742	1,707	1,637
	② 実施人数					
	③ ①-②					

※利用実績に基づいて算出した数値に、アンケート調査に基づく潜在的利用ニーズを加味して推計

## (2) 妊婦に対する健康診査

### ■利用希望の見込み

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用希望の見込み	684	672	651	637	624
② 実施人数 実施回数(回)					
③ ①-②					

※推計0歳人口より算出(複数年度にまたがる場合があるため出生数より多くなっている。)

## (3) 乳児家庭全戸訪問事業

### ■利用希望の見込み

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用希望の見込み	389	381	374	362	355
② 実施人数					
③ ①-②					

※推計0歳人口より算出

## (4) 子育て短期支援事業(短期入所生活支援事業)

### ■利用希望の見込み

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用希望の見込み(人日/年)	17	17	17	16	16
② 実施日数(人日/年)					
③ ①-②					

※利用実績に基づき算出

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

■利用希望の見込み

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前	① 利用希望の見込み(人日/年)	725	722	719	715	715
	② 実施日数(人日/年)					
	③ ①-②					
小学生	① 利用希望の見込み	768	793	822	848	847
	② 実施日数(人日/年)					
	③ ①-②					

※利用実績に基づいて算出した数値に、アンケート調査に基づく潜在的利用ニーズを加味して推計

(6) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（認定こども園を含む）

■利用希望の見込み

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用希望の見込み(人日/年)	1,415	1,445	1,391	1,399	1,393
② 実施か所数 実施日数(人日/年)					
③ ①-②(延べ利用人数/年)					

※利用実績に基づいて算出した数値に、アンケート調査に基づく潜在的利用ニーズを加味して推計

②2号認定による定期的な利用

■利用希望の見込み

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用希望の見込み(人日/年)	628	676	715	738	754
② 実施か所数 実施日数(人日/年)					
③ ①-②(延べ利用人数/年)					

※利用実績に基づいて算出した数値に、アンケート調査に基づく潜在的利用ニーズを加味して推計

③その他の利用

■利用希望の見込み

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用希望の見込み(人日/年)	365	406	444	478	511
② 実施か所数 実施日数(人日/年)					
③ ①-②(延べ利用人数/年)					

※利用実績に基づいて算出した数値に、アンケート調査に基づく潜在的利用ニーズを加味して推計

(7) 延長保育事業

■利用希望の見込み

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用希望の見込み(人/年)					
② 実施か所数 利用人数(人/年)					
③ ①-②(延べ利用人数/年)					

※利用実績に基づいて算出

(8) 病児保育事業

■利用希望の見込み

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数						
定員						
就学前	①利用希望の見込み	460	459	461	459	460
	②実施人数					
	③①-②					
小学生	①利用希望の見込み	87	90	92	95	94
	②実施人数					
	③①-②					

※利用実績に基づいて算出した数値に、アンケート調査に基づく潜在的利用ニーズを加味して推計

(9) 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）※夏休み開始時点

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	321	320	319	322	311
2年生	201	215	219	221	226
3年生	179	177	190	195	198
4年生	82	98	96	103	105
5年生	35	37	45	44	47
6年生	12	14	17	22	23
① 利用希望の見込み(計)	830	861	886	907	910
② 実施人数					
③ ①-②					

※利用実績に利用率の増加のトレンドを加味して推計

## 第6章 計画の推進体制

1. 計画推進及び進捗状況の把握
2. みきっ子未来応援協議会各部会による計画の推進
3. 関係機関との連携



# 資料編

## 【資料 4 - ①】

### 幼保一体化計画の見直しについて

0～2歳児の保育料完全無償化について、「幼保一体化計画の一部見直しについて」（広報みき平成28年9月号別冊）では、「平成32年度からの完全無償化をめざす。」とし、平成29年12月の見直しでは、「国の教育費の無償化の動向を見極めて方針を決定する」としています。

10月からの国の幼保無償化方針が決定したことに伴い、次のとおり市の方針を決定します。

#### 1 市の方針（案）

- (1) 3～5歳児の保育料は無償（現行維持）
- (2) 0～2歳児の完全無償化は実施しない。（50％軽減は継続実施）  
ただし、住民税非課税世帯は国の無償化に準じて無償とする。

#### 2 理由

- (1) 現行の市の制度を維持しつつ、国の制度が上回る部分については、国の制度に合わせることを前提とする。
- (2) 0～2歳児の完全無償化は、国の保育料無償化による影響から保育教諭及び保育士不足が深刻化しており、0～2歳児を完全無償化した場合、新規申込に対しての受入体制を確保できない。

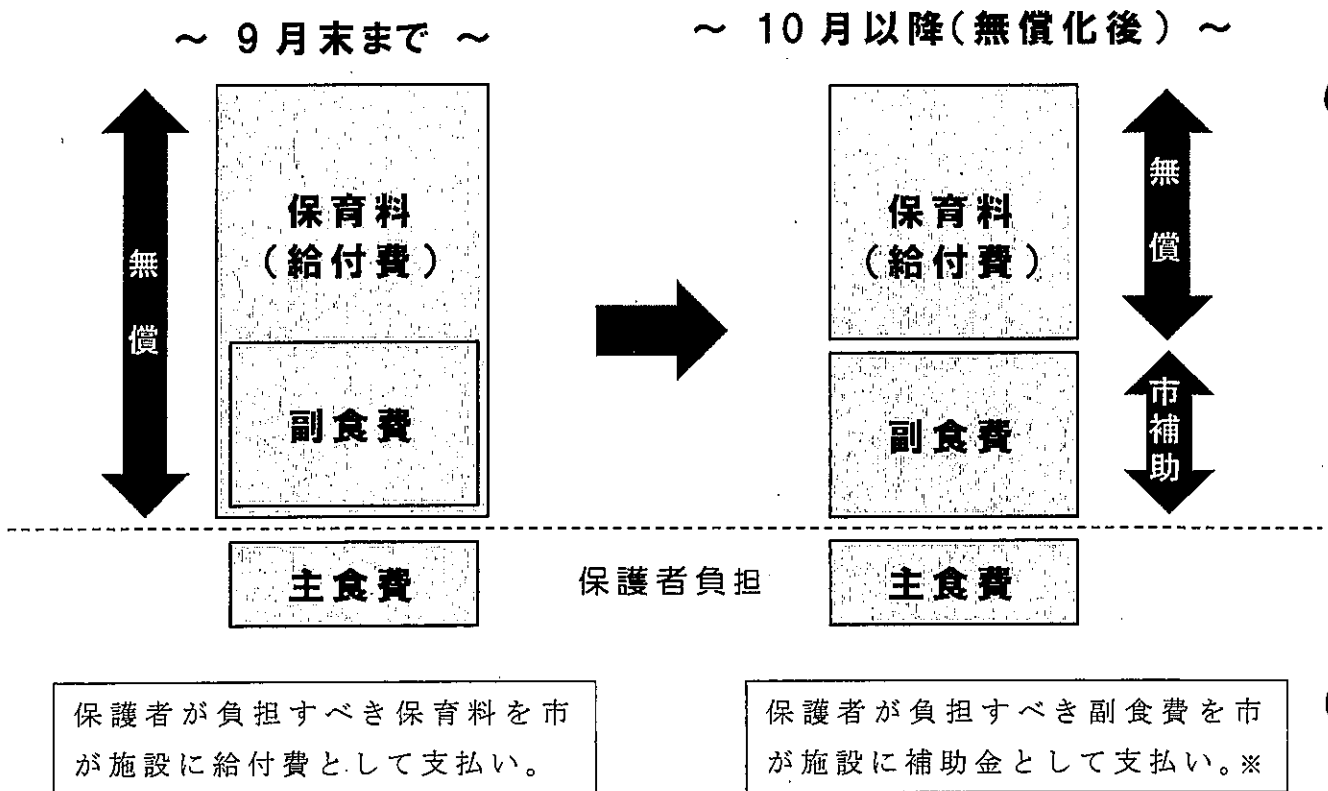
#### 3 施行日

令和元年10月1日

【資料 4 - ②】

国の幼児教育無償化に係る市の対応について

- 1 保育所等に通う園児（2号認定児3～5歳児）の副食費について  
国の制度改正により実費負担となる2号認定児の食材料費（副食費部分）について、次のとおり補助を行います。



※原則施設への支払いとするが、個人への償還払いも可能。

- 2 10月以降について  
保護者負担は変更なし。
- 3 その他  
1号認定児（幼稚園児）は、現在も副食費を補助しており、保育料無償化後も引き続き補助を継続する。
- 4 施行日  
令和元年10月1日

【資料 4 - ③】

三木市立幼稚園の廃園に伴う園区の変更について

1 変更の理由

三木市幼保一体化計画に基づき、廃園となる幼稚園区について必要な見直しを行う。

2 幼稚園の廃園時期

幼稚園名	廃園時期
三木幼稚園	令和 2 年 3 月 3 1 日
三樹幼稚園	令和 6 年 3 月 3 1 日
緑が丘東幼稚園	
自由が丘幼稚園	
広野幼稚園	

※令和 6 年 3 月 3 1 日をもって、市立幼稚園はすべて廃園となる。

3 変更の内容

三木幼稚園の廃園に伴い、次のとおり園区を変更する。

	現在の区域	変更案
三木幼稚園園区	三木小校区	残る 4 園のいずれかに通園可 (自由園区)
	志染小校区	
	口吉川小校区	
	豊地小校区	

※自由園区とするため、通園バスの運行は行わない。

4 変更の理由

- (1) 残る 4 園を園区として制限することは、小学校への接続や通園距離を考慮すると現実的な園区割とは言い難い。
- (2) 認定こども園制度が浸透したため、認定こども園の園区割による就園が望ましいと考える。

5 変更に伴う規則改正 (教育委員会 9 月定例会に提出予定)

(1) 規則の名称

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則(昭和 34 年三教委規則第 2 号)

(2) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

6 その他

- (1) 変更内容は、広報みき 10 月号に掲載予定
- (2) 11 月 5 日から募集開始予定

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する等の規則

(三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則(昭和34年三教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 幼稚園の通園区域を別表のとおり定める。ただし、特別の事情があるときは、通園区域以外の幼稚園に入園することができる。

第18条第3項を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第18条関係)

区域	幼稚園名			
	平成28年度	平成29年度及び平成30年度	平成31年度及び平成32年度	平成33年度から平成35年度まで
福井(2005番地以上の地番の区域を除く。)、福井1丁目～3丁目、末広1丁目～3丁目、本町1丁目1番～2番、本町1丁目3番、4番の一部、本町2丁目～3丁目、上の丸町1番～10番、上の丸町11番の一部、跡部、加佐、加佐1丁目、平田、平田1丁目～2丁目、大村、鳥町、別所町(小林を除く。)	三樹幼稚園	三樹幼稚園。ただし、平成30年度については、4歳児は広野幼稚園とする。	広野幼稚園。ただし、平成32年度については、4歳児は通園対象外とする。	通園対象外
府内、府内町、芝町、本町1丁目3番、4番の一部、本町1丁目5番～7番、上の丸町11番の一部、上の丸町12番～14番、久留美、岩宮、大塚、大塚1丁目～2丁目、君が峰町、宿原(1263番地の区域を除く。)、与呂木、平井	三木幼稚園	三木幼稚園		
志染町(吉田1234番地、1241番地、1242番地及び1248番地(1248番地の6、1248番地の7及び1248番地の8は除く。))の地番の区域、高男寺の内、字滝ヶ谷1番地、62番地、字甚兵衛ヶ谷748番地、字寺ヶ谷762番地～764番地、広野、西自由が丘、中自由が丘、東自由が丘並びに青山地区を除く。)		三木幼稚園。ただし、平成30年度については、4歳児は緑が丘東幼稚園とする。	緑が丘東幼稚園	緑が丘東幼稚園。ただし、平成35年度については、4歳児は通園対象外とする。
口吉川町、細川町		三木幼稚園。ただし、平成30年度については、4歳児は通園対象外とする。	通園対象外	通園対象外
緑が丘町東1丁目、中1丁目～2丁目、西1丁目～5丁目、本町1丁目～2丁目、志染町四合谷(1番地から82番地までの地番及び614番地の地番の区域を除く。))及び志染町広野8丁目	緑が丘幼稚園。ただし、4歳児は緑が丘東幼稚園とする。	緑が丘東幼稚園	緑が丘東幼稚園	緑が丘東幼稚園。ただし、平成35年度については、4歳児は通園対象外とする。
緑が丘町東2丁目～4丁目、中3丁目及び志染町青山1丁目～7丁目、志染町高男寺の内、字滝ヶ谷1番地、62番地、字甚兵衛ヶ谷748番地、字寺ヶ谷762番地～764番地、志染町広野の内1丁目～8丁目を除く区域	緑が丘東幼稚園			
自由が丘本町1丁目～3丁目、志染町の内吉田1234番地、1241番地、1242番地及び1248番地(1248番地の6、1248番地の7及び1248番地の8は除く。))の地番の区域、西自由が丘、中自由が丘、東自由が丘、四合谷の内1番地から82番地までの地番及び614番地の地番の区域	自由が丘幼稚園	自由が丘幼稚園	自由が丘幼稚園	自由が丘幼稚園。ただし、平成35年度については、4歳児は通園対象外とする。
志染町広野1丁目～7丁目、別所町	広野幼稚園	広野幼稚園	広野幼稚園。ただ	通園対象外

小林地番の区域、宿原地番の内、1263番地の地域、福井の内、2005番地以上の地番の地域、さつき台1丁目～2丁目			し、平成32年度については、4歳児は通園対象外とする。	
吉川町	よかわ幼稚園	通園対象外	通園対象外	通園対象外

備考 この表において通園対象外とは、区域に居住する幼児が通園できる幼稚園がないことをいう。

(三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の廃止)

第2条 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則は、廃止する。

附 則

この規則中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は平成36年4月1日から施行する。

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三木市立幼稚園の管理運営に関する規則(昭和34年三教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第18条関係)

区域	幼稚園名
福井(2005番地以上の地番の区域を除く。)、福井1丁目～3丁目、末広1丁目～3丁目、本町1丁目1番～2番、本町1丁目3番、4番の一部、本町2丁目～3丁目、上の丸町1番～10番、上の丸町11番の一部、跡部、加佐、加佐1丁目、平田、平田1丁目～2丁目、大村、鳥町、別所町(小林を除く。)	三樹幼稚園
府内、府内町、芝町、本町1丁目3番、4番の一部、本町1丁目5番～7番、上の丸町11番の一部、上の丸町12番～14番、久留美、岩宮、大塚、大塚1丁目～2丁目、君が峰町、宿原(1263番地の区域を除く。)、与呂木、平井	三木幼稚園
志染町(吉田1234番地、1241番地、1242番地及び1248番地(1248番地の6、1248番地の7及び1248番地の8は除く。))の地番の区域、高男寺の内、字滝ヶ谷1番地、62番地、字甚兵衛ヶ谷748番地、字寺ヶ谷762番地～764番地、広野、西自由が丘、中自由が丘、東自由が丘並びに青山地区を除く。)	
口吉川町、細川町	
緑が丘町東1丁目、中1丁目～2丁目、西1丁目～5丁目、本町1丁目～2丁目、志染町四合谷(1番地から82番地までの地番及び614番地の地番の区域を除く。))及び志染町広野8丁目	緑が丘東幼稚園
緑が丘町東2丁目～4丁目、中3丁目及び志染町青山1丁目～7丁目、志染町高男寺の内、字滝ヶ谷1番地、62番地、字甚兵衛ヶ谷748番地、字寺ヶ谷762番地～764番地、志染町広野の内1丁目～8丁目を除く区域	
自由が丘本町1丁目～3丁目、志染町の内吉田1234番地、1241番地、1242番地及び1248番地(1248番地の6、1248番地の7及び1248番地の8は除く。))の地番の区域、西自由が丘、中自由が丘、東自由が丘四合谷の内1番地から82番地までの地番及び614番地の地番の区域	自由が丘幼稚園
志染町広野1丁目～7丁目、別所町小林地番の区域、宿原地番の内、1263番地の地域、福井の内、2005番地以上の地番の地域、さつき台1丁目～2丁目	広野幼稚園
吉川町	上記の園のいずれかに通園可

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

## みきっ子未来応援協議会 部会について

## (1) 部会とは

みきっ子未来応援協議会条例第6条の規定に基づき、みきっ子未来応援協議会条例施行規則第3条で4部会を定める。

- ・就学前教育・保育部会
- ・子育て環境部会
- ・家庭・地域・学校教育部会
- ・要保護児童部会

## (2) 部会審議の進め方

- ・部会で審議の必要な事項がある場合に開催する。
- ・審議事項については、みきっ子未来応援協議会または所管課のいずれかが提案する。

## (3) 部会の主な担当項目及び議題

部会名	就学前教育・保育部会
所管事項	保育園と幼稚園の一体化に関する事
所管課	教育・保育課
担当事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保一体化に関する事</li> <li>○就学前教育・保育の質の確保と充実に関する事</li> <li>○認定こども園、保育所（園）、幼稚園の円滑な利用確保</li> </ul>
議題（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保一体化計画の見直しについて</li> <li>・国の幼児教育無償化に係る市の対応について</li> </ul>



部会名	子育て環境部会
所管事項	次の世代を担う親づくり 安心して子どもを産み育てやすい環境づくり
所管課 (◎幹事課)	◎子育て支援課、教育・保育課 健康増進課、障害福祉課、人権推進課 医療保険課、商工振興課
担当事項	○地域子ども・子育て支援事業の実施 ○ひとり親家庭の自立支援の推進 ○障がいのある子どもとその家庭への支援 ○「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進
議題(案)	・第二期子ども・子育て支援事業計画について

部会名	家庭・地域・学校教育部会
所管事項	家庭、地域、学校が一体となった人づくりに関すること
所管課 (◎幹事課)	◎学校教育課、教育センター、生涯学習課、人権推進課(子どもいじめ防止センター)
担当事項	○子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ○地域、家庭の教育力の向上
議題(案)	・「地域や家庭としていじめ解決に向けてどういったことができるか」現状と課題について ・青少年の健全育成に係る取組状況について ・不登校対策について ・学校、家庭、地域の連携協力推進事業について

部会名	要保護児童部会（非公開）
所管事項	要保護児童及び児童虐待防止に関すること （児童福祉法第25条の2第2項に規定）
所管課 （◎幹事課）	◎子育て支援課、学校教育課、福祉課 健康増進課、教育・保育課 人権推進課
担当事項	○児童虐待の防止
議題（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三木市の要保護児童の現状</li> <li>・実務者会議及び個別ケース検討会議等での取組状況</li> </ul>

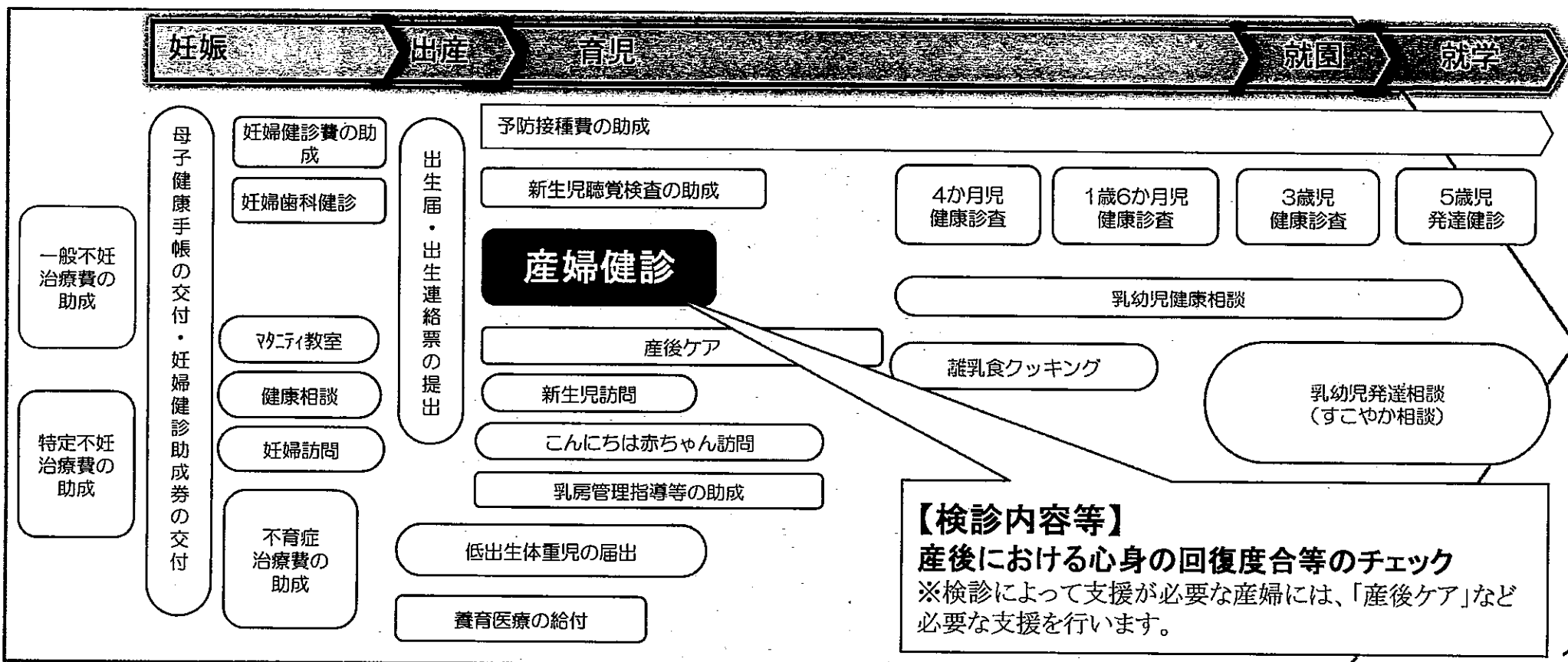
項目	出産後の母親の健診費用を助成(健康福祉部 健康増進課)
----	-----------------------------

事業費:516万円
-----------

出産後、2週間及び1か月经過時において、産婦が自身の回復状態や授乳状況・精神状態を把握するために受診する「産婦健康診査」の費用の一部又は全部を助成し、「切れ目のない子育て支援」をさらに充実させます。



- 【対象者】 三木市に住所を有し、概ね産後2週間及び1か月に産婦健康診査を受診する(した)産婦
- 【助成内容】 産婦健康診査費助成：上限 5,000円 × 2回(健診2回分を限度)
- 【助成方法】 1)、2)いずれかの方法による
  - 1)あらかじめ交付する受診券(5,000円券を2枚)の提出による医療機関窓口負担の軽減
  - 2)市窓口申請による償還払い



項目	定期予防接種の再接種費を助成(健康福祉部 健康増進課)
----	-----------------------------

事業費:17万円
----------

小児がん等の治療により定期予防接種の効力を失った方に対し、予防接種法に定める定期予防接種を再接種(任意)する場合に接種費の一部又は全部を助成します。

- 【対象者】
- 1) 三木市に住所を有する、満20歳未満の方
  - 2) 平成31年4月1日以降に、予防接種法に規定する定期予防接種を再接種した方

- 【適用条件】
- 1) 小児がん等治療のため、骨髄移植等の造血細胞移植や放射線治療等により、定期予防接種で得た免疫を消失又は低下した場合であって、医師が再接種を必要と認める場合

- 【助成額】
- 1) 定期予防接種の再接種に要した費用のうち、三木市が、一般社団法人三木市医師会と締結している「予防接種業務委託契約書」に定める額を上限とする。

医療機関



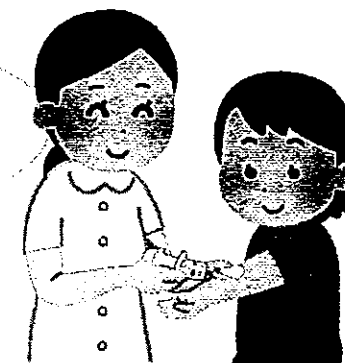
申請者

・医師意見書(必須)



三木市

- ・交付申請書
- ・医師意見書
- ・再接種の領収書
- ・母子健康手帳等
- ・予診票



項目 子ども家庭総合支援拠点体制の整備(健康福祉部 子育て支援課)

事業費:1,460万円

子どもの虐待の発生を防止するためには、身近な場所で、子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援することが重要です。そこで、三木市では、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援の役割を担う「子ども家庭総合支援拠点」を整備することで、児童虐待の防止と対応をすすめます。

子ども家庭総合支援拠点は、市町村などの地域において、すべての子どもとその家庭や妊産婦等を対象として、心身ともに健やかに育成されるよう、必要となる支援に関する業務全般を行います。



	現行(~H30)	新体制(H31~)	新体制の効果
業務	子どもの虐待等に関する相談や支援、指導、家庭訪問、現状確認、関係機関との連携	現行業務(左記)に加えて、児童相談所からの指導措置の委託を受けた家庭への訪問、援助等の支援の強化	・関係機関との綿密な連携(児童の所属する学校等への定期的な訪問)
体制	【3名体制】 家庭児童相談員2名、臨床心理士1名	【4名体制】 子ども家庭支援員2名、虐待対応専門員1名、心理担当支援員1名(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士などの有資格者)	・研修会等の開催による虐待予防や早期発見(子どもの発するSOSに大人が気付くための講座などの開催)

※支援拠点は、妊産婦等を対象とした相談支援も行う役割があるため、子育て世代包括支援センターの母子保健施策とも連携、調整を図りながら運営を行う

三木市子ども家庭総合支援拠点

- 実情の把握、○情報の提供及び収集
- 相談、調査、支援計画、支援及び指導等
  - ・相談対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導
- 関係機関との連絡調整
 

支援拠点(子育て支援課)が調整機関の主体機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
- その他の必要な支援
  - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定して生活していくための継続的な支援

要保護児童対策地域協議会  
調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定  
→主体機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力要請等

項目	対象児童を拡大「障害児タイムケア」(健康福祉部 障害福祉課)
----	--------------------------------


事業費:5,827万円
-------------

平成30年4月から市が事業主体となり運営する「障害児タイムケア」は、障がいのある児童の放課後及び夏休みなどの長期休暇中の活動場所を確保するとともに、保護者の就労支援及び看護負担の軽減を目的に、対象児童の拡大と体制の充実を図ります。

事業名	障害児タイムケア事業 (継続・拡充)
対象児	特別支援学校に在籍する児童又は市内小・中学校に在籍する重症心身障害児で、日中、保護者の就労等の理由により、一時的に活動場所の確保が困難な児童
定員	10名/日
事業内容	上記対象児童に対して、活動場所の確保及び保護者の就労支援ならびに看護負担の軽減を目的に、必要な支援を行います


拡充  
内容

**■市内小・中学校に在籍する重症心身障害児の受入**

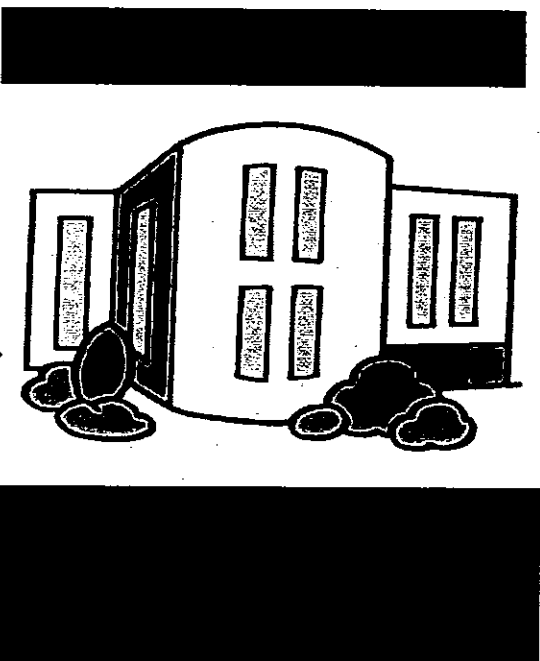


市内小・中学校からタイムケアへの移動手段を整え、重症心身障害児の受入を可能にします。

**■専門病院との連携強化**



専門医療機関と連携し、より高度な看護技術を取得するため現場実習を行うことにより、重症心身障害児等の安全・安心を守ります。



項目	理学療法士等の専門職の配置を充実「こども発達支援センターにじいろ」 (健康福祉部 障害福祉課)
----	--

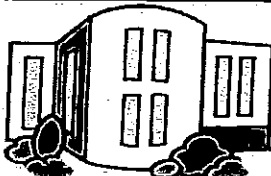
事業費: 9,475万円

平成30年4月から市が事業主体となり運営する「こども発達支援センターにじいろ」は、発達に支援を必要とする子どもと保護者、保育所等の関係機関に対し療育の質を保障するため、理学療法士等の専門職を配置するなど体制の拡充を図り、障がいがあっても地域でその人らしく、誇りをもって暮らせるまちづくりを進めます。

事業名	児童発達支援 (継続)	放課後等デイサービス (継続)	こども園等訪問支援 (継続)
対象	未就学児	就学児童 (小学1年生～高校3年生)	こども園等に通う専門的な支援が必要な児童と児童にかかわる職員
定員	10名/日	15名/日	—
事業内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、個別療育、言語訓練などの支援		こども園や小学校、特別支援学校等を訪問し、児童にかかわる職員と連携しながら集団生活への適応のための専門的な支援を行う

**民間で配置が困難な専門職の配置を充実**

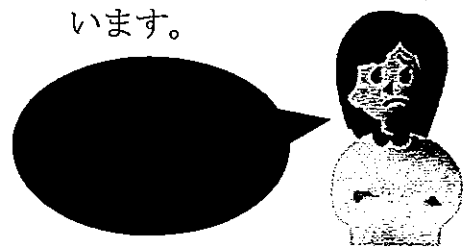
理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士等を配置



こども発達支援センターにじいろ

拡充  
内容

**■発達支援指導員の配置**  
にじいろ、タイムケア、学校園所、保護者など、子どもに関わるすべての者に対する相談・指導・助言を行います。



発達に支援が必要な子どもと  
その保護者

**■臨床心理士による発達相談事業**  
大学の臨床心理センターと提携し、子どもの特性理解と適切な療育の提供に努め、子どもの暮らし(家庭、学校・園所)に反映させます。



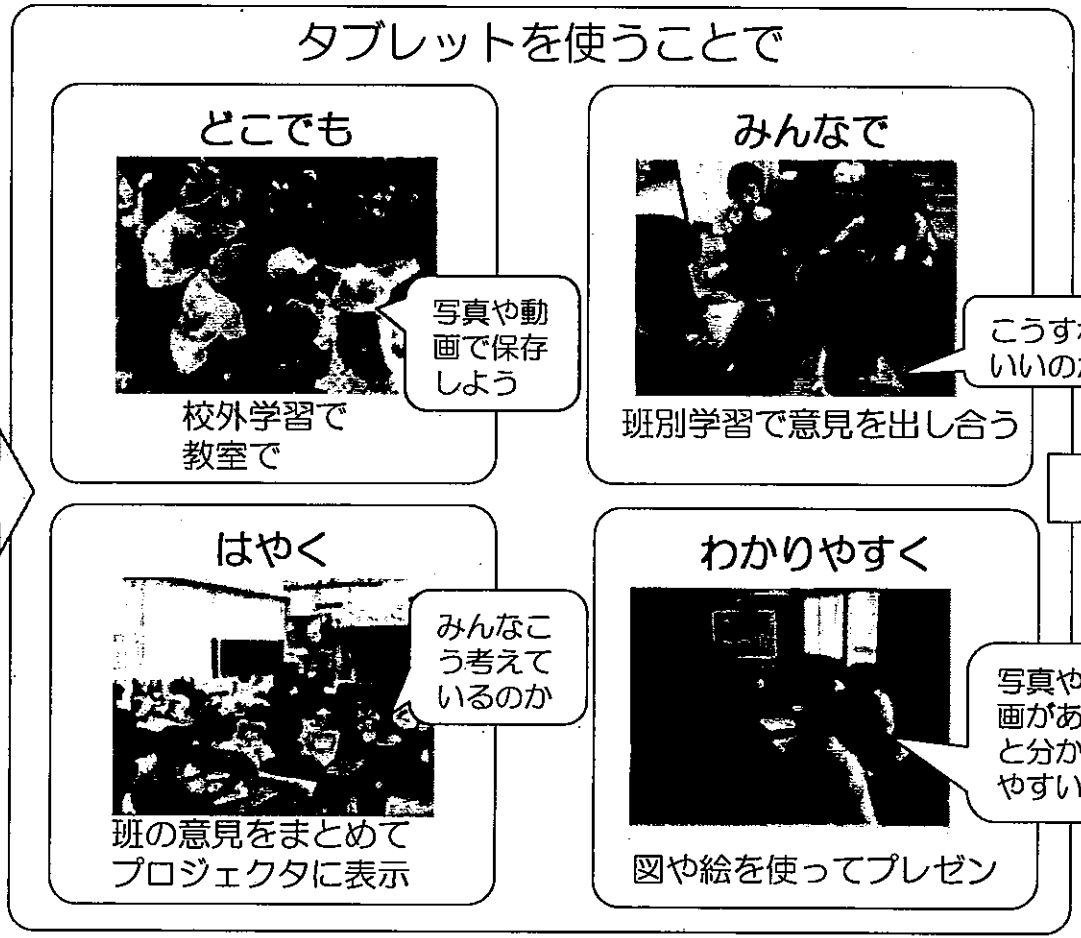
項目	<b>学校へのタブレット導入による新たな学びの開始</b> (教育総務部 教育施設課・教育振興部 学校教育課)
----	--


事業費: 8,033万円 (5年間の総事業費: 6億9,000万円)
---------------------------------------

学校園に設置している教育用・校務用パソコンを更新します。小学校、中学校、特別支援学校で児童生徒が授業で使用するパソコンについて、現在のデスクトップ型パソコンをタブレット型パソコンで更新し、児童生徒にとって楽しく、分かりやすい学習を行います。

子どもたちの新たな学びの始まり ~タブレットでより楽しく、分かりやすい学習に~

- 総事業費 6億9,000万円  
(5年リースで整備)  
H31年度 8,033万円
- 【情報教育用】
- ・タブレット型 1,140台
  - ・無線LAN  
アクセスポイント 347台
  - ・教育系サーバ 5台
  - ・デジタル教科書  
小学校 4教科  
中学校 5教科
  - ・プリンタ 51台
  - ・スキャナ 25台
- 【校務用】
- ・ノート型コンピュータ 615台
  - ・プリンタ 100台
- ・学習教材配信システム  
(みっきい・ステップ学習事業)  
※詳細は次ページに掲載



- ・学習が楽しくなる
  - ・学習に対する自信がつく
  - ・論理的思考が育つ
  - ・学習意欲が向上する
- 



項目	学校園等に防犯カメラを設置(教育総務部 教育施設課)
----	----------------------------

事業費:1,375万円
-------------

現在、小学校に安全指導員を配置し、校内及び校区内を巡回することにより児童生徒の安全確保に取り組んでいます。これに加えて、学校園敷地内への侵入防止と犯罪発生の抑止を図るため、防犯カメラを設置し、児童・生徒・園児等のさらなる安全を確保します。

**【現在】**  
安全指導員を配置  
(小学校)

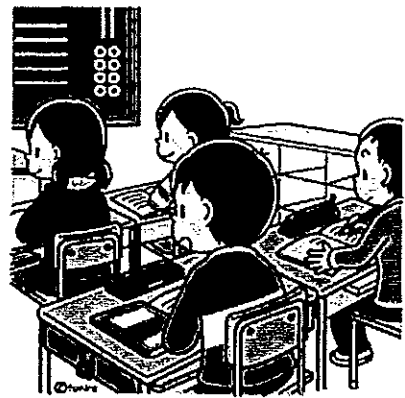
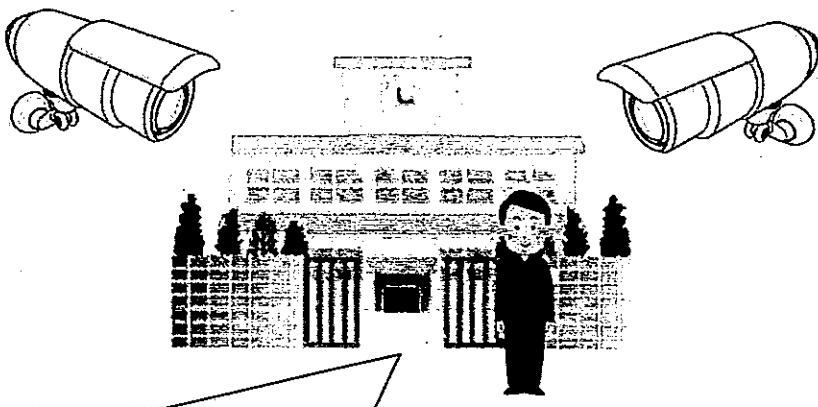
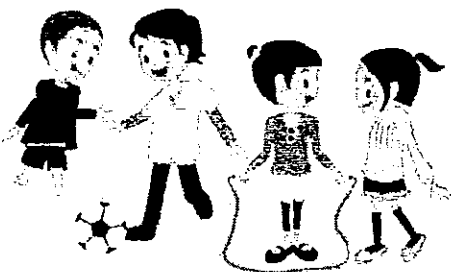


- ・不審者の侵入の抑止
- ・犯罪発生時の早期解決



園児、児童、生徒が安心して過ごすことのできる教育環境の整備

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校に防犯カメラを設置  
設置台数:50台  
設置箇所:正門・通用門  
(予定)



全学校園に防犯カメラの設置が完了